

○職員の給与の支給に関する規則

昭和三十五年十二月八日

福島県人事委員会規則第七号

改正 昭和三十六年二月二八日人委規則第三号

昭和三十六年三月二五日人委規則第九号

昭和三十六年四月一一日人委規則第一四号

昭和三十六年六月三〇日人委規則第一九号

昭和三十六年八月二二日人委規則第二三号

昭和三十六年十一月二四日人委規則第二七号

昭和三十六年十二月四日人委規則第二八号

昭和三十六年十二月二五日人委規則第三一号

昭和三十七年三月一九日人委規則第一号

昭和三十七年四月二四日人委規則第六号

昭和三十七年七月三一日人委規則第一一号

昭和三十七年一〇月二三日人委規則第一六号

昭和三十七年十一月一六日人委規則第一九号

昭和三十八年二月二八日人委規則第二号

昭和三十八年四月一二日人委規則第九号

昭和三十八年四月三〇日人委規則第一三号

昭和三十八年七月二三日人委規則第二二号

昭和三十八年十一月五日人委規則第二六号

昭和三十八年十二月二六日人委規則第二九号

昭和三十九年五月二二日人委規則第一号

昭和三十九年六月一六日人委規則第四号

昭和三十九年九月八日人委規則第八号

昭和三十九年九月二九日人委規則第九号

昭和三十九年十二月一一日人委規則第一三号

昭和三十九年十二月二五日人委規則第一四号

昭和四〇年三月二六日人委規則第二号

昭和四〇年六月一日人委規則第六号

昭和四〇年八月二〇日人委規則第一五号

昭和四〇年一月二八日人委規則第一九号
昭和四一年三月三十一日人委規則第四号
昭和四一年七月二九日人委規則第一一号
昭和四一年一月〇月二八日人委規則第二〇号
昭和四一年一月二六日人委規則第二三号
昭和四一年一月二七日人委規則第二四号
昭和四二年四月一八日人委規則第二号
昭和四二年五月二三日人委規則第六号
昭和四二年一月一四日人委規則第八号
昭和四二年一月二六日人委規則第一七号
昭和四三年二月一三日人委規則第二号
昭和四三年四月一六日人委規則第六号
昭和四三年七月一九日人委規則第一三号
昭和四三年一月一九日人委規則第一五号
昭和四三年一月二四日人委規則第一七号
昭和四四年三月二〇日人委規則第二号
昭和四四年四月二五日人委規則第一五号
昭和四四年八月一九日人委規則第二二号
昭和四四年一月〇月二八日人委規則第二四号
昭和四四年一月二三日人委規則第二五号
昭和四五年四月一七日人委規則第二号
昭和四五年四月二〇日人委規則第六号
昭和四五年七月二四日人委規則第一一号
昭和四五年九月二九日人委規則第一四号
昭和四五年一月二一日人委規則第一六号
昭和四五年一月二三日人委規則第一八号
昭和四六年四月二〇日人委規則第八号
昭和四六年八月二〇日人委規則第一五号
昭和四六年一月〇月一五日人委規則第一六号
昭和四六年一月二四日人委規則第一八号
昭和四七年三月三十一日人委規則第二号

昭和四七年六月一六日人委規則第九号
昭和四七年七月二八日人委規則第一三号
昭和四七年八月一八日人委規則第一四号
昭和四七年九月二九日人委規則第一五号
昭和四七年一二月二五日人委規則第一七号
昭和四八年二月二七日人委規則第一号
昭和四八年三月三十一日人委規則第七号
昭和四八年五月一五日人委規則第一一号
昭和四八年一〇月一九日人委規則第一六号
昭和四八年一二月六日人委規則第二四号
昭和四八年一二月二八日人委規則第二六号
昭和四九年四月一九日人委規則第九号
昭和四九年七月二五日人委規則第一七号
昭和四九年一〇月一日人委規則第二〇号
昭和四九年一〇月二二日人委規則第二二号
昭和四九年一二月二六日人委規則第二六号
昭和五〇年三月一八日人委規則第一号
昭和五〇年五月二日人委規則第八号
昭和五〇年八月一九日人委規則第九号
昭和五〇年九月二三日人委規則第一六号
昭和五〇年十一月一八日人委規則第一九号
昭和五一年一月六日人委規則第一号
昭和五一年一月二三日人委規則第七号
昭和五一年三月二六日人委規則第一〇号
昭和五一年六月一八日人委規則第一五号
昭和五一年八月一〇日人委規則第一七号
昭和五一年一〇月一九日人委規則第二一号
昭和五一年一二月二四日人委規則第二四号
昭和五二年四月一日人委規則第三号
昭和五二年一二月二三日人委規則第九号
昭和五三年三月三十一日人委規則第一号

昭和五三年四月一日人委規則第六号
昭和五三年四月二一日人委規則第七号
昭和五三年六月二日人委規則第一〇号
昭和五三年七月一四日人委規則第一一号
昭和五三年一二月二三日人委規則第一七号
昭和五四年一月一九日人委規則第一号
昭和五四年三月三一日人委規則第三号
昭和五四年一二月二四日人委規則第六号
昭和五五年三月三一日人委規則第一号
昭和五五年四月一八日人委規則第五号
昭和五五年七月三一日人委規則第七号
昭和五五年一二月二四日人委規則第一一号
昭和五六年三月一六日人委規則第一号
昭和五六年三月三一日人委規則第二号
昭和五六年五月六日人委規則第六号
昭和五六年一一月四日人委規則第一一号
昭和五六年一二月二四日人委規則第一三号
昭和五七年三月三一日人委規則第二号
昭和五七年四月一六日人委規則第七号
昭和五七年七月一三日人委規則第一一号
昭和五八年三月三一日人委規則第三号
昭和五八年一二月二三日人委規則第一二号
昭和五九年三月三一日人委規則第一号
昭和五九年四月二四日人委規則第五号
昭和五九年八月一〇日人委規則第九号
昭和五九年八月三一日人委規則第一〇号
昭和五九年一二月二六日人委規則第一一号
昭和六〇年三月二九日人委規則第三号
昭和六〇年一二月二六日人委規則第一〇号
昭和六一年三月一八日人委規則第五号
昭和六一年三月三一日人委規則第六号

昭和六一年七月二九日人委規則第一六号
昭和六一年九月三〇日人委規則第一七号
昭和六一年一二月二四日人委規則第一九号
昭和六二年三月三十一日人委規則第三号
昭和六二年一二月二四日人委規則第一〇号
昭和六三年三月三十一日人委規則第四号
昭和六三年七月一日人委規則第一四号
昭和六三年一二月二六日人委規則第一七号
平成元年三月三十一日人委規則第一号
平成元年八月一日人委規則第一〇号
平成元年九月一日人委規則第一一号
平成元年一二月一二日人委規則第一二号
平成元年一二月二六日人委規則第一五号
平成二年三月九日人委規則第一号
平成二年三月三十一日人委規則第二号
平成二年五月一日人委規則第八号
平成二年八月三十一日人委規則第一一号
平成二年一二月二六日人委規則第一四号
平成三年三月三〇日人委規則第七号
平成三年一二月一五日人委規則第一三号
平成三年一二月二五日人委規則第一四号
平成四年三月三十一日人委規則第二号
平成四年七月二八日人委規則第一三号
平成四年九月一日人委規則第一五号
平成四年九月二九日人委規則第一七号
平成四年一〇月二七日人委規則第二〇号
平成四年一二月二五日人委規則第二二号
平成四年一二月二五日人委規則第二三号
平成五年三月三十一日人委規則第三号
平成五年一二月二四日人委規則第一一号
平成六年三月三十一日人委規則第三号

平成六年一〇月一四日人委規則第一三号
平成六年一二月二二日人委規則第一八号
 平成七年三月三十一日人委規則第四号
 平成七年七月二五日人委規則第一五号
平成七年一〇月一三日人委規則第一八号
平成七年十一月二四日人委規則第二〇号
平成七年一二月二二日人委規則第二二号
 平成八年二月二七日人委規則第三号
 平成八年三月一二日人委規則第六号
 平成八年三月二九日人委規則第八号
 平成八年四月三〇日人委規則第一五号
平成八年一二月二六日人委規則第二二号
 平成九年三月二一日人委規則第三号
 平成九年三月三十一日人委規則第八号
平成九年一〇月一七日人委規則第一四号
平成九年一二月二四日人委規則第一五号
 平成一〇年三月三十一日人委規則第五号
 平成一〇年八月四日人委規則第一〇号
平成一〇年一二月二二日人委規則第一二号
 平成一一年三月九日人委規則第一号
 平成一一年三月三〇日人委規則第四号
平成一一年一二月二四日人委規則第一二号
 平成一二年二月二五日人委規則第一号
 平成一二年三月一四日人委規則第四号
 平成一二年三月三十一日人委規則第九号
平成一二年一二月二二日人委規則第二一号
 平成一三年三月一六日人委規則第一号
 平成一三年三月三〇日人委規則第六号
 平成一三年七月一八日人委規則第一五号
平成一三年一二月二五日人委規則第一六号
 平成一四年三月五日人委規則第二号

平成一四年三月一五日人委規則第五号
平成一四年三月二九日人委規則第一一号
平成一四年九月三日人委規則第二二号
平成一四年一〇月一八日人委規則第二三号
平成一四年一二月二四日人委規則第二四号
平成一五年二月二一日人委規則第一号
平成一五年三月二八日人委規則第一二号
平成一五年一二月二八日人委規則第二〇号
平成一六年三月二三日人委規則第二号
平成一六年三月三〇日人委規則第七号
平成一六年一二月二四日人委規則第一九号
平成一七年一月二八日人委規則第一号
平成一七年三月二五日人委規則第一三号
平成一七年一二月二九日人委規則第三一号
平成一八年二月二一日人委規則第三号
平成一八年三月二〇日人委規則第六号
平成一八年三月三一日人委規則第一一号
平成一九年三月二〇日人委規則第四号
平成一九年三月三〇日人委規則第六号
平成一九年三月三〇日人委規則第七号
平成一九年六月八日人委規則第一八号
平成二〇年三月七日人委規則第四号
(平成二〇年三月二五日人委規則第一一号)
平成二〇年三月七日人委規則第五号
平成二〇年三月七日人委規則第六号
平成二〇年三月七日人委規則第七号
平成二〇年三月二五日人委規則第一一号
平成二〇年三月二五日人委規則第一五号
平成二〇年三月二八日人委規則第二三号
平成二〇年一二月二七日人委規則第三三号
平成二〇年一二月二八日人委規則第三八号

平成二〇年一二月二四日人委規則第四〇号
平成二一年一月一六日人委規則第二号
平成二一年三月一七日人委規則第四号
平成二一年三月一七日人委規則第五号
平成二一年三月二七日人委規則第七号
平成二一年三月二七日人委規則第九号
平成二一年五月二九日人委規則第一一号
平成二一年一二月二七日人委規則第一八号
平成二一年一二月二五日人委規則第二〇号
平成二二年三月二六日人委規則第二号
平成二二年四月三〇日人委規則第九号
平成二二年七月六日人委規則第一一号
平成二二年一二月三〇日人委規則第一五号
平成二二年一二月二四日人委規則第一八号
平成二三年三月一八日人委規則第三号
平成二三年三月三十一日人委規則第七号
平成二三年五月一三日人委規則第一二号
平成二三年五月三十一日人委規則第一四号
平成二三年六月二八日人委規則第一五号
平成二三年一〇月一二日人委規則第一九号
平成二三年一二月二九日人委規則第二二号
平成二三年一二月二八日人委規則第二三号
平成二四年三月二三日人委規則第五号
平成二四年六月一二日人委規則第一二号
平成二五年一月二五日人委規則第一号
平成二五年三月二二日人委規則第六号
平成二五年九月二七日人委規則第一七号
平成二五年一二月二〇日人委規則第一八号
平成二六年三月二五日人委規則第二号
平成二六年七月四日人委規則第一一号
平成二六年一二月二四日人委規則第一三号

平成二七年三月二〇日人委規則第二号
平成二七年三月二四日人委規則第四号
平成二七年九月二九日人委規則第一八号
平成二八年一月八日人委規則第三号
平成二八年三月一日人委規則第六号
平成二八年三月一日人委規則第一〇号
平成二八年三月一五日人委規則第一二号
平成二八年三月二五日人委規則第二二号
平成二八年五月二日人委規則第三六号
平成二八年一二月二六日人委規則第四二号
平成二九年三月三一日人委規則第一〇号
平成二九年一二月二六日人委規則第二二号
平成三〇年二月九日人委規則第七号
平成三〇年三月三〇日人委規則第一五号
平成三〇年四月二七日人委規則第一九号
平成三〇年六月一日人委規則第二三号
平成三〇年六月二九日人委規則第二五号
平成三〇年一二月二五日人委規則第三〇号
平成三一年三月一九日人委規則第三号
平成三一年三月二九日人委規則第一〇号
令和元年一月一日人委規則第六号
令和元年一二月二七日人委規則第七号
令和二年三月三一日人委規則第九号
令和二年六月二日人委規則第一四号
令和三年三月三〇日人委規則第六号
令和三年四月二七日人委規則第七号
令和三年九月一七日人委規則第一二号
令和四年三月二九日人委規則第七号
令和四年六月七日人委規則第一二号
令和四年七月二九日人委規則第一四号
令和四年九月一六日人委規則第一九号

職員の給与の支給に関する規則をここに公布する。

職員の給与の支給に関する規則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の給与の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 条例の規定による職員の給与の支給に関しては、特例の定がある場合のほか、この規則の定めるところによる。

(給料の支給定日)

第二条 条例第五条第二項に規定する給料の支給日（以下「給料の支給定日」という。）は、毎月二十一日とする。ただし、その日が、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号。以下「勤務時間条例」という。）第九条に規定する祝日法による休日（以下単に「祝日法による休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を給料の支給定日とする。

(昭四八人委規則二六・昭六一人委規則一六・平元人委規則一・平七人委規則四・一部改正)

(新たに職員となつた者又は退職した職員等の給料の支給日)

第三条 条例第五条第一項に定める期間（以下「給与期間」という。）中において給料の支給定日後に新たに職員となつた者及び給与期間中において給料の支給定日前に退職した職員には、新たに職員となつた日又は退職の日以後すみやかにその月分の給料を支給する。

第四条及び第五条 削除

(昭四一人委規則四)

(給料の繰上支給)

第六条 職員が、職員又はその収入によつて生計を維持する者の疾病、災害その他非常の場合の費用に充てるために給料の支給定日前において給料の請求をした場合には、請求の日までの給料を、その月の現日数から勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日（以下単に「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによる計算（以下「日割計算」という。）により支給するものとする。

(昭四一人委規則四・昭四八人委規則二六・平元人委規則一・平七人委規則四・一部改正)

(休職等の場合の給料の支給)

第七条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

一 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第五十五条の二第一項ただし書の規定による許可（以下「専従許可」という。）を受け、又は専従許可の有効期間の終了により復職した場合

三 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年福島県条例第八号。以下「外国機関等派遣条例」という。）第二条第一項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年福島県条例第七十七号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第二条第一項の規定により派遣され、又は派遣の終了により職務に復帰した場合

四 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

五 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号。以下「育児休業法」という。）第二条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

六 大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。）を始め、又は大学院修学休業の終了により職務に復帰した場合

七 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年福島県条例第八十七号）第二条第一項の規定による自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

八 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年福島県条例第六十二号）第二条の規定による配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合

2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、外国機関等派遣条例第二条第一項若しくは公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣され、停職にされ、育児休業法第二条の規定により育児休業をし、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、又は配偶者同行休業をしている職員が、給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その日以後速やかにその給与期間中の給料を支給する。

(昭五一人委規則一〇・全改、平二人委規則八・平四人委規則二・平一三人委規則

六・平一四人委規則二・平一四人委規則二四・平一六人委規則七・平二〇人委規則四・平二〇人委規則三三・平二六人委規則一一・一部改正)

(給料の返納)

第八条 職員の給料が、給与期間中給料の支給定日後において、退職、休職、専従許可、外国機関等派遣条例第二条第一項若しくは公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定による派遣、停職、育児休業法第二条の規定による育児休業、大学院修学休業、自己啓発等休業又は配偶者同行休業により過払いとなつた場合には、速やかにその過払いとなつた分を返納しなければならない。

(昭三七人委規則一・昭四一人委規則四・昭四三人委規則一七・昭五一人委規則二四・平四人委規則二・平一六人委規則七・平二〇人委規則三三・平二六人委規則一一・一部改正)

(再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)

第八条の二 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。

一 再任用短時間勤務職員 条例第四条の四

二 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。） 職員の育児休業等に関する条例（平成四年福島県条例第十一号。以下「育児休業条例」という。）第十二条（育児休業条例第十九条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた条例第四条第一項、第二項、第四項若しくは第九項、育児休業条例第十四条の規定により読み替えられた一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年福島県条例第七十八号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第三項若しくは第四項又は育児休業条例第十五条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年福島県条例第八十五号。以下「任期付職員条例」という。）第八条第二項若しくは第三項

三 育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。） 育児休業条例第二十一条の規定により読み替えられた条例第四条第一項
(平二〇人委規則四・全改)

(条例別表第三備考の加算額)

第八条の三 条例別表第三備考の人事委員会規則で定める額は、七千八百円とする。

(平一八人委規則一一・追加、平二〇人委規則一一・一部改正)

(給料の調整額)

第九条 条例第七条第一項の規定による給料の調整を行う職は、別表第一の上欄に掲げる勤務公署に勤務する同表中欄に掲げる職員の占める職とする。

2 前項の職を占める職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第一の二に掲げられた調整基本額にその者に係る別表第一の下欄に掲げる調整数を乗じて得た額(再任用短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「再任用短時間算出率」という。))を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に同条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「育児短時間算出率」という。))を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に同条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「任期付短時間算出率」という。))をそれぞれ乗じて得た額)とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(昭五四人委規則六・全改、昭六〇人委規則一〇・平七人委規則二二・平一三人委規則六・平二〇人委規則四(平二〇人委規則一一)・平二一人委規則二〇・一部改正)

第十条 削除

(平七人委規則二二)

(給料の特別調整額)

第十一条 条例第七条の二第一項の規定により給料の特別調整額(以下「特別調整額」という。)の支給を受ける管理又は監督の地位にある職員の職は、別表第二に掲げるもの及び任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員の職とする。

(昭四四人委規則二・一部改正)

第十一条の二 条例第七条の二第一項の人事委員会規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 再任用職員以外の職員に支給する特別調整額にあつては、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の属する任命権者が定める一種から六種までの区分に応じ、別表第二の二に定める額(育児短時間勤務職員等にあつては、その額に育児短時間算出率を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。))とすること。

二 再任用職員に支給する特別調整額にあつては、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の属する任命権者が定める一種から六種までの区分に応じ、別表第二の三に定める額（育児短時間勤務職員等にあつては、その額に育児短時間算出率を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とすること。

2 前項の規定にかかわらず、人事委員会は、特段の事情があると認めるときは、同項の基準について別に定めるものとする。

（平一九人委規則六・追加、平二〇人委規則四・一部改正）

第十二条 特別調整額の支給を受ける職にある職員が、月の一日から末日までの期間の全日数にわたつて勤務しなかつた場合（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。第三十三条第二項、第三十三条の四第四項、第三十三条の五第二項、第三十三条の六第四項、第三十六条第一項及び第四十条の四において同じ。）による負傷若しくは疾病（外国機関等派遣条例第二条第一項の規定により派遣された職員（以下「外国機関等派遣職員」という。）若しくは公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣された職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第十条第二項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を含む。）による場合を除く。）は、特別調整額は支給することができない。

（平二人委規則八・全改、平二人委規則一四・平九人委規則一四・平一一人委規則一二・平一四人委規則二・平二〇人委規則三三・一部改正）

第十三条 特別調整額は、給料の支給方法に準じて支給する。

（昭四一人委規則四・昭四八人委規則二六・平四人委規則二・一部改正）

（初任給調整手当）

第十三条の二 条例第七条の三第一項第一号の規定による初任給調整手当の支給を受ける人事委員会の定める職は、次に掲げるものとする。

- 一 へき地その他これに準ずる地域に所在する公署に置かれる職員の職で採用による欠員の補充が著しく困難であると任命権者が人事委員会と協議して定めるもの
- 二 人口が少ない市及び町村に所在する公署に置かれる職員の職で採用による欠員の補充が相当困難であると任命権者が人事委員会と協議して定めるもの

三 前二号に掲げる職員の職以外の職

2 条例第七条の三第一項第二号の規定による初任給調整手当の支給を受ける人事委員会の定める職は、研究職給料表又は医療職給料表（二）の適用を受ける職員の職で獣医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

（昭三六人委規則二三・追加、昭三七人委規則一一・昭三九人委規則一四・昭四一人委規則二四・昭四三人委規則二・昭四四人委規則二・昭四五人委規則一八・一部改正、昭四六人委規則一八・旧第十三条の二繰下・一部改正、昭四九人委規則二六・昭五一人委規則一・昭五二人委規則九・一部改正、昭五四人委規則一・旧第十三条の三繰上・一部改正、平七人委規則四・平一八人委規則一一・一部改正）

第十三条の三 条例第七条の三第一項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

一 前条第一項に規定する職に採用された職員及び同条第二項に規定する職に採用された職員（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）であつて、その採用が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から三十七年（医師法に規定する臨床研修（第十三条の六において「臨床研修」という。）を経た者にあつては三十九年、昭和四十三年法律第四十七号による改正前の医師法に規定する実地修練（第十三条の六において「実地修練」という。）を経た者にあつては三十八年）を経過するまでの期間（以下「経過期間」という。）内に行われたもの

二 前条第二項に規定する職に採用された職員（獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）に規定する獣医師免許証を有する者に限る。）

（平七人委規則四・全改、平一八人委規則一一・一部改正）

第十三条の四 条例第七条の三第二項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、第十三条の九の職員のほか、次に掲げる職員とする。

一 第十三条の二第一項に規定する職に同項各号に掲げる職の区分を異にして異動した職員

二 前号に掲げる職員以外の職員のうち、経過期間内に新たに第十三条の二第一項に規定する職を占めることとなつた職員

三 新たに第十三条の二第二項に規定する職を占めることとなつた職員で獣医師法に規定する獣医師免許証を有するもの

(昭五四人委規則一・全改、平七人委規則四・平一八人委規則一一・一部改正)

第十三条の五 前二条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して三十五年(条例第七条の三第一項第二号の規定による初任給調整手当にあつては、十五年)に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

(昭五四人委規則一・全改、平七人委規則四・平一八人委規則一一・平二三人委規則七・一部改正)

第十三条の六 初任給調整手当の支給期間は三十五年(条例第七条の三第一項第二号の規定による初任給調整手当にあつては、十五年)とし、その月額額は職員の区分及び採用の日又は第十三条の四に規定する職員となつた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)以後の期間の区分に応じた別表第三に掲げる額(育児短時間勤務職員等にあつては、その額に育児短時間算出率を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、第十三条の三第一号又は第十三条の四第一号若しくは第二号に規定する職員で、大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は第十三条の四第一号若しくは第二号に規定する職員となつた日までの期間が四年(臨床研修を経た場合にあつては六年、実地修練を経た場合にあつては五年)を超えることとなるもの(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から三年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は第十三条の四第一号若しくは第二号に規定する職員となつた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその超えることとなる期間(一年に満たない期間があるときは、その期間を一年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 前項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第三に掲げられていないこととなつた職員で特別の事情があると認められるものについて任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の月額及び支給期間は、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定めるところによる。

(昭四四人委規則二・全改、昭四五人委規則二二・昭四五人委規則一八・一部改正、昭四六人委規則一八・旧第十三条の五繰下・一部改正、昭四九人委規則二六・昭五一人委規則一・昭五四人委規則一・平七人委規則四・平二〇人委規則四・平二〇人委規則一一・平二三人委規則七・一部改正)

第十三条の七 初任給調整手当を支給されている職員が異動して第十三条の四各号に掲げ

る職員となつた場合においては、当該異動をした日（以下この項において「異動日」という。）の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から初任給調整手当の支給期間及び支給額を改定する。この場合において、異動日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以降の当該職員に係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、第十三条の六第一項の規定にかかわらず、当該職員が最初に初任給調整手当を支給される職員となつた日に第十三条の四各号に掲げる職員となつたものとした場合に異動日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以降に支給されることとなる期間及び額とする。

- 2 初任給調整手当を支給されている職員が離職等により初任給調整手当を支給されなくなつた後に再び初任給調整手当を支給される職員となつた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以後の当該職員に係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、第十三条の六第一項の規定にかかわらず、前項後段の規定を準用する。

（昭四三人委規則二・全改、昭四四人委規則二・昭四五人委規則二・一部改正、昭四六人委規則一八・旧第十三条の七繰下・一部改正、昭五一人委規則一・一部改正、昭五四人委規則一・旧第十三条の八繰上・一部改正）

第十三条の八 初任給調整手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、初任給調整手当を支給されている職員が初任給調整手当の支給対象とならない職に異動した場合においては、その異動した日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて初任給調整手当の支給を終わる。

（昭五四人委規則一・追加）

第十三条の九 第十三条の二に規定する職又は第十三条の三に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下本条において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の前日に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる職員で、その者の初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについての改正の日以降の初任給調整手当の支給期間及び支給額は、当該職員に対して改正の前日に改正の日における規定が適用されていたものとして初任給調整手当を支給されることとなる日から初任給調整手当を支給されていたものとした場合に改正の日以降においてなお支給されることとなる期間及び額とする。

（昭四〇人委規則七・追加、昭四三人委規則二・一部改正、昭四六人委規則一八・

旧第十三条の八繰下・一部改正、昭五四人委規則一・一部改正)

第十三条の十 初任給調整手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(昭三六人委規則二三・追加、昭四〇人委規則六・旧第十三条の七繰下、昭四四人委規則二・旧第十三条の十繰上、昭四六人委規則一八・旧第十三条の九繰下)

(扶養手当)

第十四条 任命権者は、条例第九条第一項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

(平一一人委規則四・全改)

第十四条の二 条例第八条第一項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が十級であるもの
- 二 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの

(平二八人委規則四二・追加)

第十五条 条例第八条第二項に規定する他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

- 一 職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所等のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者
- 二 年額百三十万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
- 三 重度心身障害者の場合は、前二号に該当する者のほか、終身労務に服することができない程度でない者

(平元人委規則一一・全改、平二人委規則一一・平二人委規則一四・平三人委規則一三・平五人委規則三・一部改正)

第十五条の二 条例第八条第三項の人事委員会規則で定める職員は、公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるものとする。

(平二八人委規則四二・追加)

第十六条 職員が、他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その者が主たる扶養者である事実の証明がある場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

第十七条 任命権者は、前三条の規定により扶養親族の認定を行なうにあつて必要と認めるときは、扶養事実を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。

第十七条の二 任命権者は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が条例第八条第二項に規定する扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正

であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、前条の規定を準用する。

(平一人委規則四・追加)

第十八条 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までに扶養手当にかかる事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

(昭四五人委規則一八・一部改正)

(地域手当)

第十八条の二 条例第九条の二第一項に規定する人事委員会規則で定める地域は、別表第四に掲げる地域又は人事委員会が定める公署等の所在する地域とする。

2 条例第九条の二第二項に規定する人事委員会規則で定める割合は、別表第四の上欄に掲げる地域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める割合又は人事委員会が定める割合とする。

(昭四三人委規則二・追加、平二人委規則二・平四人委規則二二・平五人委規則三・平一人委規則四・平一人委規則一一・一部改正)

第十八条の二の二 条例第九条の二第二項又は第九条の三の規定による地域手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該地域手当の月額とする。条例第十六条、第十七条第四項及び第五項並びに第十七条の四第三項に規定する地域手当の月額に一円未満の端数があるときも、同様とする。

(平一人委規則六・追加、平一人委規則一一・一部改正)

第十八条の三 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(昭四三人委規則二・追加、平一人委規則一一・一部改正)

(住居手当)

第十八条の四 条例第九条の五第一項第一号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 他の地方公共団体及び福島県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年福島県条例第三十五号)第九条の二第一項に規定する公庫等その他の法人の職員宿舎に居住している職員
- 二 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者(条例第八条第二項に規定する扶養親族で条例第九条第一項の規定による届出がされている者をいう。以下この号において同じ。)以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅、職員の扶養親族たる者が所有する住宅及び職員の扶養親族たる者が所有権の移転を一定期間留保

する契約により購入した住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

(昭五五人委規則一八・追加、昭四九人委規則二六・平二人委規則一四・平一六人委規則七・平二一人委規則一八・一部改正)

第十八条の五及び第十八条の六 削除

(平二一人委規則一八)

第十八条の七 条例第九条の五第一項第二号の人事委員会規則で定める住宅は、第十八条の四第一号に規定する職員宿舍及び同条第二号に規定する住宅とする。

(平七人委規則二二・追加、平二一人委規則一八・一部改正)

第十八条の八 条例第九条の五第一項第二号の人事委員会規則で定める職員は、第二十七条の五第二項に該当する職員で、同項第三号に規定する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(外国機関等派遣条例第二条第一項の規定による派遣若しくは公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定による派遣の終了により職務に復帰した職員、公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用され引き続いて新たに職員となつた職員又は職員の分限に関する条例(昭和二十六年福島県条例第七十号。以下「分限条例」という。)第二条第一号の規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰、採用又は復職)の直前の住居であつた住宅(公舎並びに前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額九千五百円を超える家賃を支払っているものとする。

(平七人委規則二二・追加、平九人委規則一五・平一四人委規則二・平二一人委規則一八・平二五人委規則六・一部改正)

第十八条の九 新たに条例第九条の五第一項に規定する職員たる要件を具備するに至つた職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、その住居の実情等を速やかに任命権者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情にあると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもつて足りるものとする。

3 任命権者は、職員から第一項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第九条の五第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

4 第一項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、任命権者は、人事委員会の定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

(昭四九人委規則二六・追加、平三人委規則一三・旧第十八条の八繰上、平七人委規則二二・旧第十八条の七繰下、平一人委規則四・平一人委規則一八・一部改正)

第十八条の十 住居手当の支給は、職員が新たに条例第九条の五第一項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終る。ただし、住居手当の支給の開始については、前条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(昭四五人委規則一八・追加、昭四九人委規則二六・旧第十八条の六繰下・一部改正、平三人委規則一三・旧第十八条の九繰上・一部改正、平七人委規則二二・旧第十八条の八繰下、平一人委規則二〇・平一人委規則一八・一部改正)

第十八条の十一 任命権者は、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第九条の五第一項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

(昭四五人委規則一八・追加、昭四九人委規則二六・旧第十八条の七繰下、平三人委規則一三・旧第十八条の十繰上、平七人委規則二二・旧第十八条の九繰下)

第十八条の十二 住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までに住居手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

(昭四五人委規則一八・追加、昭四九人委規則二六・旧第十八条の八繰下・一部改正、平三人委規則一三・旧第十八条の十一繰上、平七人委規則二二・旧第十八条の十繰下)

(通勤手当)

第十九条 条例第十条に規定する通勤手当に関し、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 「通勤」とは、職員が勤務のためその者の住居と勤務公署との間を往復することをいう。この場合において、次に掲げる職員については、それぞれ次に定めるものをもって勤務公署とみなす。

ア 公署に支所、出張所、公室、駐在所その他これらに類するもの（以下「支所等」という。）が設置されている場合において、これらに勤務する職員については、支所等

イ 職務の特殊性から所属する公署に出勤することなく直接現場に出勤することを常態とする現業職員等については、その勤務の態様に即して任命権者が定める一定の場所

二 「交通機関」とは、鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車、船舶その他これらに類する施設で、運賃を徴して交通の用に供するものをいい、「有料の道路」とは、法令の規定によりその通行又は利用について料金を徴収する道路をいう。

2 条例第十条に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離並びに第二十一条の五及び第二十一条の六に規定する自動車等を使用する距離は、一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。

3 条例第十条第一項各号に規定する「通勤することが著しく困難である職員」は、労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）別表第二に掲げる程度の身体障害のため歩行することが著しく困難な職員で、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。

4 条例第十条第一項第二号の規定により指定する交通の用具は、自動車その他の原動機付きの交通用具及び自転車とする。ただし、国又は県その他公共団体の所有又は管理に属するものを除く。

（昭三八人委規則二九・昭四〇人委規則一五・昭四三人委規則一七・昭四五人委規則一八・昭四八人委規則二六・平元人委規則一五・平七人委規則二二・平二〇人委規則一一・一部改正）

第二十条 条例第十条第二項第一号の規定による運賃等相当額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。

2 前項の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれ

それぞれの通勤の方法を異にするものであつてはならない。ただし、勤務時間条例第八条の二に規定する正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

(昭四三人委規則一七・昭五六人委規則一一・平七人委規則四・平一一人委規則四・平二二人委規則二・平二二人委規則一一・平二三人委規則七・一部改正)

第二十一条 運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位期間（条例第十条第二項第一号に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額

二 前号以外の交通機関等 その使用が最も経済的かつ合理的であると認められる回数乗車券等の通勤二十一回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額

2 前条第二項ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(平五人委規則三・全改、平七人委規則二二・平一六人委規則七・一部改正)

第二十一条の二 条例第十条第二項第一号の人事委員会規則で定める者は、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用しなければ、通勤することが困難である職員又は長時間の通勤時間を要することとなる職員で、任命権者が認めるものとする。

(平七人委規則二二・追加)

第二十一条の三 条例第十条第二項第一号の人事委員会規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 新幹線鉄道等（高速自動車国道等の有料の道路を除く。）を利用する場合には、その利用により通勤時間が三十分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると任命権者が認めるものであること。

二 高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合には、その利用による通勤の時間及び

距離の短縮並びに職員の通勤に係る交通事情等に照らしてその利用により得られる通勤事情の改善が前号に相当すると任命権者が認めるものであること。

(平七人委規則二二・追加)

第二十一条の四 条例第十条第二項第一号の規定による特別料金等相当額の算出は、新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法が運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる場合の特別料金等の額によるものとする。

2 第二十条第二項及び第二十一条の規定は、特別料金等相当額の算出について準用する。

(平七人委規則二二・追加)

第二十一条の五 条例第十条第二項第二号の人事委員会規則で定める額は、通勤のために自転車のみを使用する職員にあつては二千円、その他の職員にあつては次の表の上欄に掲げる片道の自動車等の使用距離の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる額、それらにより難しい場合に係る職員にあつてはその都度人事委員会が定める額とする。

片道の自動車等の使用距離	手当額	
	自動車	自動車以外の原動機付きの交通用具
四キロメートル未満	二、六〇〇円	二、〇〇〇円
四キロメートル以上六キロメートル未満	三、九〇〇円	二、〇〇〇円
六キロメートル以上八キロメートル未満	五、三〇〇円	二、七〇〇円
八キロメートル以上十キロメートル未満	六、六〇〇円	三、三〇〇円
十キロメートル以上十二キロメートル未満	七、九〇〇円	四、〇〇〇円
十二キロメートル以上十四キロメートル未満	九、二〇〇円	四、六〇〇円
十四キロメートル以上十六キロメートル未満	一〇、五〇〇円	五、三〇〇円
十六キロメートル以上十八キロメートル未満	一一、九〇〇円	六、〇〇〇円
十八キロメートル以上二十キロメートル未満	一三、二〇〇円	六、六〇〇円
二十キロメートル以上二十二キロメートル未満	一四、五〇〇円	七、三〇〇円
二十二キロメートル以上二十四キロメートル未満	一五、八〇〇円	七、九〇〇円
二十四キロメートル以上二十六キロメートル未満	一七、一〇〇円	八、六〇〇円
二十六キロメートル以上二十八キロメートル未満	一八、五〇〇円	九、三〇〇円
二十八キロメートル以上三十キロメートル未満	一九、八〇〇円	九、九〇〇円
三十キロメートル以上三十二キロメートル未満	二一、一〇〇円	一〇、六〇〇円

三十二キロメートル以上三十四キロメートル未満	二二、四〇〇円	一一、二〇〇円
三十四キロメートル以上三十六キロメートル未満	二三、七〇〇円	一一、九〇〇円
三十六キロメートル以上三十八キロメートル未満	二五、一〇〇円	一二、六〇〇円
三十八キロメートル以上四十キロメートル未満	二六、四〇〇円	一三、二〇〇円
四十キロメートル以上四十五キロメートル未満	二九、三〇〇円	一四、七〇〇円
四十五キロメートル以上五十キロメートル未満	三二、一〇〇円	一六、一〇〇円
五十キロメートル以上五十五キロメートル未満	三四、九〇〇円	一七、五〇〇円
五十五キロメートル以上六十キロメートル未満	三七、三〇〇円	一八、七〇〇円
六十キロメートル以上六十五キロメートル未満	三九、四〇〇円	一九、七〇〇円
六十五キロメートル以上七十キロメートル未満	四二、五〇〇円	二一、三〇〇円
七十キロメートル以上七十五キロメートル未満	四五、五〇〇円	二二、八〇〇円
七十五キロメートル以上八十キロメートル未満	四八、五〇〇円	二四、三〇〇円
八十キロメートル以上八十五キロメートル未満	五一、六〇〇円	二五、八〇〇円
八十五キロメートル以上九十キロメートル未満	五四、六〇〇円	二七、三〇〇円
九十キロメートル以上九十五キロメートル未満	五七、六〇〇円	二八、八〇〇円
九十五キロメートル以上	六〇、七〇〇円	三〇、四〇〇円

2 条例第十条第二項第二号（育児休業条例第十二条（育児休業条例第十九条において準用する場合を含む。）又は育児休業条例第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の人事委員会規則で定める職員は、平均一箇月当たりの通勤所要回数が十回に満たない職員とし、同号の人事委員会規則で定める割合は、百分の五十とする。

（昭四七人委規則一三・全改、昭四七人委規則一七・昭四八人委規則一六・昭四九人委規則二六・昭五一人委規則二四・昭五二人委規則九・昭五三人委規則一七・昭五四人委規則六・昭五五人委規則一一・昭五六人委規則一三・昭五八人委規則一二・昭五九人委規則一一・昭六〇人委規則一〇・昭六二人委規則一〇・平元人委規則一五・平三人委規則一三・平五人委規則三・平六人委規則一八・一部改正、平七人委規則二二・旧第二十一条の二繰下・一部改正、平一二人委規則二一・平一三人委規則六・平一八人委規則一一・平一九人委規則六・平二〇人委規則四・平二〇人委規則一一・平二一人委規則七・平二二人委規則二・平二三人委規則七・平二三人委規則二三・平二五人委規則一八・平二七人委規則四・平二八人委規則六・平二八人委規則四二・平二九人委規則二二・平三〇人委規則三〇・令三人委規則六・令四人委

規則七・一部改正)

第二十一条の六 条例第十条第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 条例第十条第一項第三号に掲げる職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等を使用して通勤する距離が片道二キロメートル以上である職員及びその距離が片道二キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第二項第一号及び第二号に定める額(同項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額等の額(以下「一箇月当たりの運賃等相当額等の額」という。))及び同項第二号に定める額の合計額が六万四千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と六万四千円との差額の二分の一を六万四千円に加算した額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- 二 条例第十条第一項第三号に掲げる職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち前号に掲げる職員以外の職員 同条第二項第一号に定める額
- 三 条例第十条第一項第三号に掲げる職員のうち前二号に掲げる職員以外の職員 同条第二項第二号に定める額

(昭四三人委規則一七・追加、昭四四人委規則二五・一部改正、昭四五人委規則一八・旧第二十一条の二繰下・一部改正、昭四七人委規則一三・昭四七人委規則一七・昭四八人委規則一六・昭四八人委規則二六・昭四九人委規則二六・昭五一人委規則一・昭五一人委規則二四・昭五二人委規則九・昭五三人委規則一七・昭五四人委規則六・昭五五人委規則一一・昭五六人委規則一三・昭五八人委規則一二・昭五九人委規則一一・昭六〇人委規則一〇・昭六二人委規則一〇・平元人委規則一五・平三人委規則一三・一部改正、平七人委規則二二・旧第二十一条の三繰下・一部改正、平九人委規則一五・平一六人委規則七・平一九人委規則六・平二二人委規則二・平二七人委規則四・令元人委規則七・一部改正)

第二十一条の七 通勤手当は、支給単位期間(第三項各号に掲げる通勤手当に係るものを除

く。)又は当該各号に定める期間(次項及び第二十三条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の給料の支給定日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに通勤手当に係る事実が確認できない等のため、その日において支給することができないときは、その日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 条例第十条第三項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 職員が二以上の交通機関等を利用するものとして条例第十条第二項第一号に定める額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)において、一箇月当たりの運賃等相当額等の額が六万四千円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

二 職員が条例第十条第二項第一号及び第二号に定める額の通勤手当を支給される場合において、一箇月当たりの運賃等相当額等の額及び同号に定める額の合計額が六万四千円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(平一六人委規則七・追加、平一九人委規則六・平二二人委規則二・平二七人委規則四・令元人委規則七・一部改正)

第二十二条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第十条第一項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその者が同項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその者が同項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第二十四条の規定による届出が、これにかかる事実の生じた日から十五日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その

日の属する月) から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

(昭四〇人委規則一九・全改、平一六人委規則七・一部改正)

第二十二条の二 条例第十条第四項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(一箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- 一 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第十条第一項各号に掲げる職員たる要件を欠くに至った場合
- 二 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- 三 月の中途において休職にされ、専従許可を受け、外国機関等派遣条例第二条第一項若しくは公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣され、停職にされ、育児休業法第二条の規定により育児休業をし、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、又は配偶者同行休業をした場合(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第二十二条の四第二項において「派遣等となつた場合」という。)
- 四 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 条例第十条第四項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一箇月当たりの運賃等相当額等の額(第二十一条の六第一号に掲げる職員にあつては、一箇月当たりの運賃等相当額等の額及び条例第十条第二項第二号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が六万四千元以下であつた場合 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等(同号の改定後に一箇月当たりの運賃等相当額等の額が六万四千元を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等)、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等又は特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)
- 二 一箇月当たりの運賃等相当額等の額が六万四千元を超えていた場合 ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 支給単位期間に係る通勤手当の額を支給単位期間で除して得た額に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

イ 第二十一条の七第三項各号に掲げる通勤手当を支給されている場合 支給単位期間に係る通勤手当の額を同項第一号若しくは第二号に定める期間で除して得た額に事由発生月の翌月から当該期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零）

三 特段の事情があると認められる場合 別に人事委員会が定める額

3 条例第十条第四項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

（平一六人委規則七・追加、平一九人委規則六・平二〇人委規則四・平二〇人委規則一一・平二〇人委規則三三・平二二人委規則二・平二六人委規則一一・平二七人委規則四・令元人委規則七・令二人委規則一四・一部改正）

第二十二条の三 条例第十条第五項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ六箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等（高速自動車国道等の有料の道路を除く。以下この条において同じ。）を利用している場合であつて、新幹線鉄道等以外の交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る支給単位期間に相当する期間

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 一箇月

2 前項第一号に掲げる交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更が

あることその他人事委員会の定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前日）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

（平一六人委規則七・追加）

第二十二條の四 支給単位期間は、第二十二條第一項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同條第二項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において派遣等となつた場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合（前項に規定するときから復職せず又は職務に復帰しないで引き続き当該期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。

（平一六人委規則七・追加、平二〇人委規則四・平二〇人委規則三三・平二六人委規則一一・令二人委規則一四・一部改正）

第二十三條 通勤手当の支給を受ける職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給することができない。

（昭四八人委規則二六・平一六人委規則七・一部改正）

第二十四條 職員は、新たに條例第十条第一項に規定する職員たる要件を具備するに至つた場合には、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。同項の職員が住居、通勤経路若しくは通勤の方法を変更し、又は通勤のために負担する運賃等の額に変更があつた場合についても同様とする。

（昭四三人委規則一七・昭四五人委規則一八・平元人委規則一五・平一一人委規則四・平一三人委規則六・一部改正）

第二十五條 任命権者は、職員から前條の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が條例第十条第一項に規定する職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

（平一一人委規則四・全改、平一六人委規則七・一部改正）

第二十六條 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、随時当該職員に

定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、その者が条例第十条第一項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを確認するものとする。

(昭五〇人委規則一・平一六人委規則七・一部改正)

第二十七条 削除

(平一六人委規則七)

(単身赴任手当)

第二十七条の二 条例第十条の二第一項及び第三項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
- 二 配偶者が学校教育法第一条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- 三 配偶者が引き続き就業すること。
- 四 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(人事委員会の定めるこれに準ずる住宅を含む。)を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- 五 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

(平二人委規則一・追加)

第二十七条の三 条例第十条の二第一項本文及びただし書並びに第三項の人事委員会規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 人事委員会の定めるところにより算定した通勤距離が六十キロメートル以上であること。
- 二 人事委員会の定めるところにより算定した通勤距離が六十キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

(平二人委規則一・追加)

第二十七条の四 条例第十条の二第二項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、人事委員会の定めるところにより行うものとする。

- 2 条例第十条の二第二項の人事委員会規則で定める距離は、百キロメートルとする。
- 3 条例第十条の二第二項の人事委員会規則で定める額は、次の表の上欄に掲げる交通距離

の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

交通距離	加算する額
百キロメートル以上百五十キロメートル未満	八、〇〇〇円
百五十キロメートル以上二百キロメートル未満	一〇、〇〇〇円
二百キロメートル以上二百五十キロメートル未満	一二、〇〇〇円
二百五十キロメートル以上三百キロメートル未満	一四、〇〇〇円
三百キロメートル以上五百キロメートル未満	一六、〇〇〇円
五百キロメートル以上七百キロメートル未満	二四、〇〇〇円
七百キロメートル以上九百キロメートル未満	三二、〇〇〇円
九百キロメートル以上千百キロメートル未満	四〇、〇〇〇円
千百キロメートル以上千三百キロメートル未満	四六、〇〇〇円
千三百キロメートル以上千五百キロメートル未満	五二、〇〇〇円
千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	五八、〇〇〇円
二千キロメートル以上二千五百キロメートル未満	六四、〇〇〇円
二千五百キロメートル以上	七〇、〇〇〇円

(平二人委規則一・追加、平五人委規則一一・平一〇人委規則一二・平二七人委規則四・平二八人委規則六・一部改正)

第二十七条の五 条例第十条の二第三項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により新たに職員となつた者とする。

2 条例第十条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二十七条の二に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第二十七条の三に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

ア 法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定による採用(法第二十八条の二第一項の規定により退職した日(法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。))の翌日におけるものに限

る。)をされたこと。

イ 外国機関等派遣条例第二条第一項の規定による派遣若しくは公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定による派遣の終了により職務に復帰したこと。

ウ 公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用され引き続いて新たに職員となつたこと。

エ 分限条例第二条第一号の規定による休職から復職したこと

二 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第二十七条の二に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員であつて、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移動の直後に在勤する公署に通勤することが第二十七条の三に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

三 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第二十七条の二に規定するやむを得ない事情に準じて人事委員会の定める事情（以下単に「人事委員会の定める事情」という。）により、同居していた十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子と別居することとなつた職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第二十七条の三に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

四 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転した後、人事委員会の定める特別の事情により、当該異動又は公署の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあつては、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなつた職員で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第二十七条の三に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと人事委員会が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

五 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第二十七条の二

に規定するやむを得ない事情(配偶者のない職員にあつては、人事委員会の定める事情)により、同居していた配偶者等と別居することとなつた職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第二十七条の三に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるものを含む。)のうち、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

六 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転した後、人事委員会の定める特別の事情により、当該異動又は公署の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなつた職員で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第二十七条の三に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと人事委員会が認めるものを含む。)のうち、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

七 第二号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定による派遣の終了により職務に復帰したこと又は国、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)若しくは他の地方公共団体の職員から人事交流等により採用され、若しくは公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用され引き続いて新たに職員となつたことに伴い」と、「異動又は公署の移転の直前」とあるのを「移転の直前」と、第二号、第三号及び第五号中「当該異動又は公署の移転の直後」とあるのを「職務に復帰した日又は新たに職員となつた日の直後」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八 その他条例第十条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会の定める職員

(平二人委規則一・追加、平一四人委規則二・平一四人委規則一一・平一六人委規則七・平一八人委規則一一・平二〇人委規則三三・平二五人委規則六・平二七人委

規則四・一部改正)

第二十七条の六 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、他の地方公共団体等のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

(平二人委規則一・追加)

第二十七条の七 新たに条例第十条の二第一項又は第三項に規定する職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、配偶者等との別居の状況等を速やかに任命権者に届け出なければならない。単身赴任手当の支給を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があつた場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもつて足りるものとする。

(平二人委規則一・追加、平一人委規則四・一部改正)

第二十七条の八 任命権者は、職員から前条第一項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第十条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

(平二人委規則一・追加)

第二十七条の九 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第十条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第一項又は第三項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第二十七条の七第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(平二人委規則一・追加)

第二十七条の十 任命権者は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が条例第十条の二

第一項又は第三項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

- 2 任命権者は、前項の規定による確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(平二人委規則一・追加)

第二十七条の十一 単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までに単身赴任手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

(平二人委規則一・追加)

(特地勤務手当等)

第二十八条 条例第十一条の二第一項の規定により定める公署(以下「特地公署」という。)は、別表第五の一の表及び二の表の上欄に掲げるもの及び任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員の駐在する現場事務所(以下次項において「現場事務所等」という。)とする。

- 2 条例第十一条の二第二項の規定による特地勤務手当の月額は、特地勤務手当基礎額に、別表第五の一の表及び二の表の下欄に掲げる級別区分(現場事務所等にあつては、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得て定める級別区分)に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に百分の二十五を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。

六級地 百分の二十五

五級地 百分の二十

四級地 百分の十六

三級地 百分の十二

二級地 百分の八

一級地 百分の四

- 3 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額の二分の一に相当する額を合算した額とする。

一 職員が特地公署に勤務することとなつた場合 その勤務することとなつた日

二 職員が特地公署以外の公署に勤務することとなつた場合において、その勤務することとなつた日後に当該公署が特地公署に該当することとなつたとき その該当すること

となつた日

三 第一号、前号又はこの号の規定の適用を受けていた職員がその勤務する特地公署の移転に伴つて住居を移転した場合において、当該公署が当該移転後も引き続き特地公署に該当するとき 当該公署の移転の日

4 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 前項各号に定める日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年福島県条例第百二号）の施行の日における同条例による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

二 前項各号に定める日が平成十五年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年福島県条例第八十二号）の施行の日における同条例による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

三 前項各号に定める日が平成十七年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年福島県条例第百二十八号）の施行の日における同条例による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

四 前項各号に定める日が平成二十一年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員（その日に平成二十一年減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年福島県条例第九十五号）第三条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福島県条例第五十九号）附則第七項各号に掲げる職員以外の職員をいう。）であつた者に限る。） 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「に係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年福島県条例第九十五号。以下この項において「平成二十一年改正条例」という。）の施行の日における平成二十一年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定及び平成二十一年改正条例第三条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福島県条例第五十九号）附則第七項から第九項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

五 前項各号に定める日が平成二十三年四月一日から同年十二月三十一日までの間にあ

る職員（その日に平成二十三年減額改定対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十三年福島県条例第九十一号）第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第七項第二号に掲げる職員以外の職員をいう。）であつた者に限る。） 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十三年福島県条例第九十一号。以下この項において「平成二十三年改正条例」という。）の施行の日における平成二十三年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定及び平成二十三年改正条例第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福島県条例第五十九号）附則第七項から第九項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

5 次の各号に掲げる職員に対する第三項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、第三項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における育児短時間算出率で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項第四号又は第五号の規定により読み替えて適用する第三項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における育児短時間算出率で除して得た額並びに同日」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、第三項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項（前項第一号から第三号までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額」とあるのは「給料の月額に育児短時間算出率を乗じて得た額及び同日に受けていた扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額」と、前項第四号又は第五号の規定により読み替えて適用する第三項中「並びに」とあるのは「に育児短時間算出率を乗じて得た額並びに」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、第三項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同日における育児短時間算出率で除して得た額に現に受ける給料に係る日における育児短時間算出率を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項第四号又は第五号の規定により読み替えて適用する第三項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における育児短時間算出率で除して得た額に現に受ける給料に係る日における育

見短時間算出率を乗じて得た額並びに同日」とする。

(昭三六人委規則二三・昭四〇人委規則六・昭四四人委規則二・昭四五人委規則一八・平一二人委規則一・平一四人委規則二四・平一五人委規則二〇・平一七人委規則三一・平二〇人委規則四・平二一人委規則二〇・平二三人委規則二三・平二五人委規則一・平三〇人委規則七・一部改正)

第二十八条の二 次に掲げる公署に勤務する職員には、毎年十一月一日から翌年三月三十一日までの期間（以下「冬期」という。）以外の期間は、特地勤務手当を支給しない。

- 一 別表第五の二の表の上欄に掲げるもの
- 二 第二十八条第一項に規定する現場事務所等のうち人事委員会が定めるもの
(平二五人委規則一・追加)

第二十八条の三 条例第十一条の三第一項の規定により人事委員会が指定する特地公署に準ずる公署（以下「準特地公署」という。）は、別表第六の一の表及び二の表に掲げるもの及び任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員の駐在する現場事務所とする。

(昭四六人委規則一六・追加、平二五人委規則一・旧第二十八条の二繰下・一部改正)

第二十八条の四 条例第十一条の三第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給は、職員が公署を異にする異動又は公署の移転（以下「異動等」という。）に伴って住居を移転した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、当該異動等の日から起算して三年（当該異動等の日から起算して三年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあつては、六年）に達する日の属する月をもって終る。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日の属する月をもってその支給は終わる。

- 一 職員が特地公署若しくは準特地公署以外の公署に異動した場合又は職員の在勤する公署が移転等のため特地公署若しくは準特地公署に該当しないこととなつた場合 当該異動又は移転等の日の前日
- 二 職員が他の特地公署若しくは準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する公署が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合（当該公署が引き続き特地公署又は準特地公署に該当する場合に限る。） 住居の移転の日の前日
- 三 職員が離職し、又は死亡した場合 離職し、又は死亡した日の前日

- 2 条例第十一条の三第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額、同項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の上欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。

期間等の区分			支給割合
異動等の日から起算して四年に達するまでの間	特地公署	六級地から三級地まで	百分の六
		二級地又は一級地	百分の五
	準特地公署		百分の四
異動等の日から起算して四年に達した後から五年に達するまでの間			百分の四
異動等の日から起算して五年に達した後			百分の二

備考 第二十八条の二各号に掲げる公署のうち第五項第一号に掲げる公署以外の公署に在勤する職員に対する冬期以外の期間におけるこの表の適用については、当該公署を準特地公署とみなす。

- 3 次の各号に掲げる職員に対する第二項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。
- 一 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第二項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における育児短時間算出率で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項各号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日における育児短時間算出率で除して得た額並びに同日」とする。
 - 二 育児短時間勤務職員等であつて、条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 第二項中「給料及び扶養手当の月額の合計額に、」とあるのは「給料の月額に育児短時間算出率を乗じて得た額及び同日に受けていた扶養手当の月額の合計額に、」と、前項各号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに」とあるのは「に育児短時間算出率を乗じて得た額並びに」とする。
 - 三 育児短時間勤務職員等であつて、条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第二項中「受けていた給料及

び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における育児短時間算出率で除して得た額に現に受ける給料に係る日における育児短時間算出率を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、前項各号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日における育児短時間算出率で除して得た額に現に受ける給料に係る日における育児短時間算出率を乗じて得た額並びに同日」とする。

4 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる公署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、条例第十一条の三第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

一 第二十八条の二各号に掲げる公署のうち人事委員会が定めるもの

二 別表第六の二の表に掲げるもの及び第二十八条の三に規定する現場事務所のうち人事委員会が定めるもの

(昭四五人委規則一八・追加、昭四六人委規則一六・旧第二十八条の二繰下・一部改正、昭四七人委規則二・平一二人委規則一・平一四人委規則二四・平一五人委規則二〇・平一七人委規則三一・平二〇人委規則四・平二一人委規則二〇・平二三人委規則二三・一部改正、平二五人委規則一・旧第二十八条の三繰下・一部改正、平三〇人委規則七・一部改正)

第二十八条の五 条例第十一条の三第二項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員は、新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員のうち、その特地公署又は準特地公署に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した職員で、指定日において、当該異動の日から起算して三年を経過していないものとする。

2 前項の職員に支給する特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、当該職員の指定日に在勤する公署が同項に規定する異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条第一項から第四項までの規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。

3 第一項の規定にかかわらず、前条第五項各号に掲げる公署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、条例第十一条の三第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

(昭四五人委規則一八・追加、昭四六人委規則一六・旧第二十八条の三繰下、平二五人委規則一・旧第二十八条の四繰下・一部改正)

第二十八条の六 第二十八条第二項及び第三項の規定による特地勤務手当の月額又は第二十八条の四第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつて、これらの給与の月額とする。

(平一二人委規則一・追加、平二五人委規則一・旧第二十八条の五繰下・一部改正)

第二十八条の七 任命権者は、人事委員会の定めるところにより、特地公署及び準特地公署の所在地における生活環境等の実情について人事委員会に報告するものとする。

(平一一人委規則四・追加、平一二人委規則一・旧第二十八条の五繰下、平二五人委規則一・旧第二十八条の六繰下)

第二十九条 特地勤務手当及び特准地勤務手当に準ずる手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(昭三十七委規則一・全改、昭四五人委規則一八・一部改正、昭五五人委規則一・旧第三十条繰上)

(超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当)

第二十九条の二 条例第十三条第一項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

一 条例第十三条第一項第一号に掲げる勤務 百分の百二十五

二 条例第十三条第一項第二号に掲げる勤務 百分の百三十五

2 条例第十三条第三項の人事委員会規則で定める割合は、百分の二十五とする。

(平六人委規則三・追加、平七人委規則四・平一三人委規則六・平二二人委規則二・平二二人委規則一一・平二三人委規則七・一部改正)

第三十条 条例第十四条の人事委員会規則で定める日は、週休日に当たる祝日法による休日の直後の勤務日等(勤務時間条例第十条第一項に規定する勤務日等をいう。以下この条において同じ。)(当該勤務日等が条例第十二条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は勤務時間条例第八条の三第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日(以下この項において「休日等」という。)に当たるときは、当該休日等の直後の勤務日等)とする。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて人事委員会の承認を得たときは、その日とする。

2 条例第十四条の人事委員会規則で定める割合は、百分の百三十五とする。

(昭四八人委規則一一・追加、昭四八人委規則二六・一部改正、昭五五人委規則一・旧第三十条の二繰上、昭五六人委規則一一・平元人委規則一・平六人委規則三・平

七人委規則四・平二人委規則二・一部改正)

第三十一条 条例第十六条の五の人事委員会規則で定める額は、次に掲げる額に、超過勤務手当の支給対象となる勤務で、条例第十三条第一項第一号に掲げる勤務（同条第二項に規定する勤務を除く。）にあつては百分の百二十五、同条第一項第二号に掲げる勤務にあつては百分の百三十五（これらの勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を、同条第三項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては百分の二十五を、休日給の支給対象となる勤務にあつては百分の百三十五を、夜勤手当の支給対象となる勤務にあつては百分の二十五をそれぞれ乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げた額）に当該超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の支給対象となる勤務の勤務時間数（その勤務時間数に、三十分未満の端数があるときはこれを切り捨て、三十分以上一時間未満の端数があるときはこれを一時間に切り上げた勤務時間数とする。）をそれぞれ乗じて得た額に相当する額とする。

一 日額で定める特殊勤務手当については、その額を一日の勤務時間数（日によつて勤務時間数が異なる場合には一週間当たりにおける一日の平均勤務時間数）で除して得た額（再任用短時間勤務職員にあつては、日額で定める特殊勤務手当の額を七・七五で除して得た額）

二 一時間当たりの額で定める特殊勤務手当については、その額

三 一件当たり又は一回当たりの額で定める特殊勤務手当については、給与期間における特殊勤務手当の総額を当該給与期間において当該特殊勤務の作業又は業務に従事した時間数（夜間等特殊業務手当（職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十三年福島県条例第八十号）第二十一条第一項第一号に規定する場合に支給するものに限る。）にあつては、深夜に従事した時間数）で除して得た額

2 条例第十三条第五項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間（勤務時間条例第八条の三第一項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に当該超勤代休時間を指定された職員が勤務しなかつたときにおける当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間を除く。）に係る勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「にあつては百分の百二十五、同条第一項第二号に掲げる勤務にあつては百分の百三十五」とあるのは「及び同条第一項第二号に掲げる勤務にあつては百分の百五十」と、「その割合に百分の二十五を加算した割合」とあるのは「百分の百七十五」と、「百分の二十五を、」とあるのは「百分の五十を、」とする。

3 条例第十六条の五の規定により人事委員会が指定する特殊勤務手当は、夜間等特殊業務手当（職員の特殊勤務手当に関する条例第二十一条第一項第二号に規定する場合に支給するものに限る。）とする。

（昭四一人委規則四・昭四八人委規則一一・昭五〇人委規則一・昭五一人委規則二四・昭五六人委規則一一・平元人委規則一・平三人委規則一三・平六人委規則三・平六人委規則一八・平七人委規則四・平一四人委規則二・平二二人委規則二・平二二人委規則九・平二二人委規則一一・一部改正）

第三十一条の二 条例第十六条の二第一項の人事委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とし、同項ただし書の人事委員会規則で定める日は、勤務時間が午前八時三十分から午後零時三十分まで割り振られている日とする。

- 一 警察本部又は警察署における警備又は事件の捜査、処理等のための待機等の業務
- 二 教育又は研修の機関における学生等の生活指導等のための定時的巡視等の業務

（昭四五人委規則一八・追加、平四人委規則一三・平三一人委規則三・一部改正）

第三十二条 超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、その月の分を次の月における給料の支給定日に支給する。ただし、特別の事由によりその日に支給することができない場合には、その日後において支給することができる。

2 職員が勤務時間条例第八条の三第一項の規定により指定された超勤代休時間に勤務した場合において支給する当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る超過勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「次の」とあるのは、「勤務時間条例第八条の三第一項の規定により超勤代休時間が指定された日の属する月の次の」とする。

3 超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当は、前二項の規定によるほか、給料の支給方法に準じて支給する。

（昭三七人委規則一・全改、平二二人委規則二・一部改正）

（端数計算）

第三十二条の二 条例第十五条の三の人事委員会規則で定める一時間未満の端数の取扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 条例第十二条の規定を適用する場合
三十分以上 三十分
三十分未満 切り捨て
- 二 条例第十三条から第十五条までの規定を適用する場合

三十分以上 一時間

三十分未満 切り捨て

(昭五〇人委規則一・追加)

(管理職員特別勤務手当)

第三十二条の三 条例第十六条の三第三項第一号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

2 条例第十六条の三第三項第一号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特別調整額の支給を受ける職員 次に掲げる当該職員の属する第十一条の二第一項第一号又は第二号に規定する区分（第三十三条の二の二及び第三十三条の三において「区分」という。）に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一種 一万二千元

イ 二種 一万元

ウ 三種 八千元

エ 四種及び五種 六千元

オ 六種 四千元

二 任期付職員条例第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第八条第一項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 六号給及び七号給並びに任期付職員条例第八条第三項（育児休業条例第十五条（育児休業条例第十九条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による給料月額 一万二千元

イ 五号給 一万元

ウ 二号給から四号給まで 八千元

エ 一号給 六千元

三 任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第五条第一項の給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

ア 六号給及び任期付研究員条例第五条第四項（育児休業条例第十四条（育児休業条例第十九条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による給料月額 一万二千元

- イ 四号給及び五号給 一万円
- ウ 二号給及び三号給 八千円
- エ 一号給 六千円

3 条例第十六条の三第三項第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる当該職員の属する区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一種 六千円
- 二 二種 五千円
- 三 三種 四千円
- 四 四種及び五種 三千円
- 五 六種 二千円

4 条例第十六条の三第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした特別調整額の支給を受ける職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

(平三人委規則一三・追加、平六人委規則三・平六人委規則一三・平七人委規則四・平一三人委規則六・平一三人委規則一六・平一四人委規則二三・平一七人委規則一三・平一九人委規則六・平二〇人委規則四・平二七人委規則四・一部改正)

第三十二条の四 任命権者は、管理職員特別勤務実績簿及び管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。

(平三人委規則一三・追加)

第三十二条の五 第三十二条第一項及び第三項の規定は、管理職員特別勤務手当の支給について準用する。

(平三人委規則一三・追加、平二二人委規則二・一部改正)

(期末手当)

第三十三条 条例第十七条第一項前段の人事委員会規則で定める日は、六月三十日及び十二月十日（これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれの日の前々日とし、これらの日が土曜日に当たるときはそれぞれの日の前日）とする。

2 条例第十七条第一項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 その退職した日後において当該退職した日以前の在職期間に係る期末手当を受ける職に在職することとなった者
- 二 その退職し、又は死亡した日（以下「退職等の日」という。）において、休職（無給休職又は刑事事件に関し起訴されたことによる休職に限る。）中、専従許可の有効期間

中、停職中、大学院修学休業中、自己啓発等休業中又は配偶者同行休業中であつた者
三 外国機関等派遣職員又は公益的法人等派遣職員のうち、退職等の日において給与の支給を受けていなかった者

四 退職等の日において、育児休業法第二条の規定による育児休業の期間中であつた者のうち、当該育児休業、大学院修学休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業、休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による休職及び教育公務員特例法第十四条の規定による休職（同条の規定の準用を受ける休職を含む。以下同じ。）を除く。第三十三条の四第二項において同じ。）、専従許可又は停職により当該退職等の日前の直近の基準日の翌日から当該退職等の日の前日までの全期間にわたつて勤務しなかつた者

（昭三八人委規則二九・全改、昭四〇人委規則一九・昭四三人委規則一七・昭四四人委規則一五・昭五一人委規則一〇・昭五一人委規則二四・昭五九人委規則五・昭六一人委規則一六・昭六三人委規則四・平元人委規則一・平二人委規則八・平二人委規則一四・平四人委規則二・平九人委規則一四・平一一人委規則一二・平一三人委規則六・平一四人委規則二・平一四人委規則二四・平一八人委規則一一・平二〇人委規則三三・平二六人委規則一一・令元人委規則六・一部改正）

第三十三条の二 期末手当について条例第十九条第八項ただし書の人事委員会規則で定める職員は、その退職した日後において当該退職した日以前の在職期間に係る期末手当を受ける職に在職することとなつた者とする。

（平二人委規則一四・追加、平九人委規則一四・平一〇人委規則一二・令元人委規則六・一部改正）

第三十三条の二の二 条例第十七条第二項の人事委員会規則で定める職員は、区分が一種又は二種である職を占める職員のうち、次に掲げる職員（休職にされている職員のうち条例第十九条第一項に該当する職員以外の職員及び外国機関等派遣職員を除く。）以外の職員とする。

- 一 行政職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が七級以上の職員
- 二 公安職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が八級以上の職員
- 三 研究職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が五級の職員
- 四 医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち、職務の級が四級の職員

（平一〇人委規則一二・追加、平一四人委規則二・平一八人委規則一一・平一九人委規則六・平二〇人委規則一一・平二〇人委規則三三・平二三人委規則一五・一部

改正)

第三十三条の二の三 条例第十七条第五項(条例第十七条の四第四項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が三級以上の職員で人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員のうち職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定める職員は、別表第七の上欄に掲げる給料表ごとに同表の中欄に掲げる職員とする。

2 条例第十七条第五項に規定する前項に規定する職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、別表第八の上欄に掲げる給料表ごとに同表の中欄に掲げる職員とする。

3 条例第十七条第五項の人事委員会規則で定める職員の区分は、別表第七及び別表第八の上欄に掲げる給料表ごとにこれらの表の中欄に掲げる職員の区分とし、同項の百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、当該区分に対応するこれらの表の下欄に定める割合とする。

(平二人委規則一四・追加、平九人委規則一四・一部改正、平一〇人委規則一二・旧第三十三条の二の二線下、平一三人委規則六・平一八人委規則一一・一部改正)

第三十三条の三 条例第十七条第五項の人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員は、次の各号に掲げる職員(休職にされている職員のうち条例第十九条第一項に該当する職員以外の職員及び外国機関等派遣職員を除く。)とし、条例第十七条第五項の百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、それぞれ当該各号に定める割合とする。

一 区分が一種である職を占める職員、任期付職員条例第八条第一項の給料表の適用を受ける職員のうち六号給以上の給料月額を受ける職員及び任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受ける職員のうち六号給以上の給料月額を受ける職員 百分の二十五

二 区分が二種である職を占める職員、任期付職員条例第八条第一項の給料表の適用を受ける職員のうち五号給の給料月額を受ける職員並びに任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受ける職員のうち五号給及び四号給の給料月額を受ける職員 百分の十五

(昭四六人委規則一八・追加、昭四八人委規則一・昭四九人委規則九・昭六三人委規則四・一部改正、平二人委規則一四・旧第三十三条の二・平五人委規則三・平一

○人委規則一二・平一三人委規則六・平一三人委規則一六・平一四人委規則二三・
平一九人委規則六・平二三人委規則一五・一部改正)

第三十三条の四 条例第十七条第二項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。

2 基準日に育児休業法第二条の規定により育児休業をしている職員につき、当該育児休業、大学院修学休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業、休職、専従許可又は停職により当該基準日以前六箇月の全期間にわたって勤務しなかつた場合には、当該期間については、前項の規定にかかわらず、条例第十七条第二項に規定する在職期間とはしない。

3 第一項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一 専従許可の有効期間中又は停職中の期間は、その全期間

二 休職にされていた期間については、その二分の一の期間

三 育児休業法第二条の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）の期間については、その二分の一の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間（基準日以前六箇月以内の期間とその一部又は全部が重複する育児休業の承認を受けた期間の初日から末日までの期間をいう。以下同じ。）の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

四 大学院修学休業、法第二十六条の二第一項に規定する修学部分休業（以下「修学部分休業」という。）、法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）、自己啓発等休業及び配偶者同行休業の期間については、その二分の一の期間

五 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に育児短時間算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間の二分の一の期間

六 法第二十二条の二第一項第一号の規定による会計年度任用職員として在職した期間については、人事委員会が定める期間

4 前項の場合において、公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、

若しくは疾病にかかったことにより休職にされていた期間及び教育公務員特例法第十四条の規定による休職にされていた期間については、同項の規定にかかわらず、除算しない。

- 5 国、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人若しくは他の都道府県との間の人事交流により退職手当の支給を受けることなく引き続き職員となつた場合、県教育委員会の任命に係る市町村立学校の職員が引き続き職員となつた場合、公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用され引き続き職員となつた場合又は任命権者が人事委員会と協議して定める職員が引き続き職員となつた場合に、これらの職員に対して期末手当を支給するときは、その者が国、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人若しくは他の都道府県の職員、市町村立学校の職員、特定法人（公益的法人等派遣条例第十条に規定する特定法人をいう。）の役職員又は任命権者が人事委員会と協議して定める職員（次条第二項においてこれらを「国等の職員」という。）として在職した期間は、第一項の在職期間に算入する。

- 6 前項の期間の算定については、第三項及び第四項の規定を準用する。

（昭三八人委規則二九・追加、昭四三人委規則一七・一部改正、昭四六人委規則一八・旧第三十三条の三繰下、昭四八人委規則二六・昭四九人委規則九・昭五一人委規則一〇・平二人委規則一四・平四人委規則二・平九人委規則一四・平一一人委規則一二・平一三人委規則六・平一四人委規則二・平一四人委規則一一・平一四人委規則二四・平一六人委規則七・平一七人委規則一三・平一八人委規則一一・平二〇人委規則四・平二〇人委規則三三・平二三人委規則二二・平二六人委規則一一・令二人委規則九・令四人委規則一九・一部改正）

第三十三条の四の二 条例第十七条の二及び第十七条の三（これらの規定を条例第十七条の四第五項、第十七条の五第六項及び第十九条第九項において準用する場合を含む。）に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。

- 2 国等の職員が引き続き職員となつた場合は、国等の職員として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

（平九人委規則一四・追加、平一〇人委規則一二・一部改正）

第三十三条の四の三 任命権者は、条例第十七条の三第一項（条例第十七条の四第五項及び第十九条第九項において準用する場合を含む。）の規定による期末手当を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行おうとする場合は、あらかじめその旨を書面で人事委員会に通知しなければならない。

（平九人委規則一四・追加、平一〇人委規則一二・平一五人委規則一二・平一九人

委規則六・一部改正)

第三十三条の四の四 任命権者は、一時差止処分を行う場合には、その旨を記載した文書を当該一時差止処分を受けるべき者に交付しなければならない。

2 前項の規定による文書の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容を福島県報に掲載することをもつてこれに代えることができるものとし、掲載された日から起算して二週間を経過した時に文書の交付があつたものとみなす。

(平九人委規則一四・追加)

第三十三条の四の五 条例第十七条の三第二項(条例第十七条の四第五項及び第十九条第九項において準用する場合を含む。)の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、その理由を明示した書面で行わなければならない。

(平九人委規則一四・追加、平一〇人委規則一二・平一九人委規則六・一部改正)

第三十三条の四の六 任命権者は、一時差止処分を取り消した場合は、当該一時差止処分を受けた者及び人事委員会に対し、速やかにその旨を書面で通知しなければならない。

(平九人委規則一四・追加、平一五人委規則一二・一部改正)

第三十三条の四の七 条例第十七条の三第五項(条例第十七条の四第五項及び第十九条第九項において準用する場合を含む。)の説明書には、一時差止処分について、知事に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求をすることができる期間を記載しなければならない。

(平九人委規則一四・追加、平一〇人委規則一二・平一九人委規則六・平二八人委規則三・一部改正)

第三十三条の四の八 第三十三条の四の三から前条までに規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(平九人委規則一四・追加)

第三十三条の四の九 条例第十七条第二項の期末手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平二人委規則一四・追加、平九人委規則一四・旧第三十三条の四の二繰下)

(勤勉手当)

第三十三条の五 条例第十七条の四第一項前段の人事委員会規則で定める日は、六月三十日及び十二月十日(これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれの日の前々日とし、これらの日が土曜日に当たるときはそれぞれの日の前日)とする。

2 条例第十七条の四第一項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 その退職した日後において当該退職した日以前の在職期間に係る勤勉手当を受ける職に在職することとなつた者
- 二 退職等の日において、休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による休職及び教育公務員特例法第十四条の規定による休職を除く。）中、専従許可の有効期間中、停職中、大学院修学休業中、自己啓発等休業中又は配偶者同行休業中であつた者

（昭三八人委規則二九・追加、昭四〇人委規則一九・昭四二人委規則一七・昭四三人委規則一七・昭四四人委規則一五・一部改正、昭四六人委規則一八・旧第三十三条の四繰下・昭五一人委規則一〇・昭五一人委規則二四・昭五九人委規則五・平元人委規則一・平二人委規則一四・平四人委規則二・平九人委規則一四・平一人委規則一二・平一三人委規則六・平二六人委規則一一・令元人委規則六・一部改正）

第三十三条の六 条例第十七条の四第二項の人事委員会規則で定める基準は、次項に規定する職員の勤務期間による割合（次項において「期間率」という。）に第七項に規定する職員の勤務成績による割合（第七項において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

2 期間率は、次の表の上欄に掲げる基準日以前六箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

勤務期間	割合
六箇月	百分の百
五箇月十五日以上六箇月未満	百分の九十五
五箇月以上五箇月十五日未満	百分の九十
四箇月十五日以上五箇月未満	百分の八十
四箇月以上四箇月十五日未満	百分の七十
三箇月十五日以上四箇月未満	百分の六十
三箇月以上三箇月十五日未満	百分の五十
二箇月十五日以上三箇月未満	百分の四十
二箇月以上二箇月十五日未満	百分の三十
一箇月十五日以上二箇月未満	百分の二十
一箇月以上一箇月十五日未満	百分の十五
十五日以上一箇月未満	百分の十
十五日未満	百分の五

- 3 前項の勤務期間は、職員として在職した期間とする。
- 4 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
 - 一 第三十三条の四第三項第一号に掲げる期間
 - 二 育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業（第九号において「部分休業」という。）の承認を受けて勤務しなかつた期間を除き、条例第十二条の規定により給与を減額された期間（その期間が七時間四十五分未満である場合を除く。）
 - 三 休職にされていた期間（条例第十九条第一項の適用を受ける休職者であつた期間を除く。）
 - 四 育児休業法第二条の規定による育児休業（第三十三条の四第三項第三号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）の期間、大学院修学休業の期間、修学部分休業の期間、高齢者部分休業の期間、自己啓発等休業の期間及び配偶者同行休業の期間
 - 五 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に育児短時間算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
 - 六 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病（外国機関等派遣職員若しくは公益的法人等派遣職員又は退職派遣者の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を含む。）を除く。）により勤務しなかつた期間から週休日、条例第十二条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等並びに勤務時間条例第八条の三第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日（以下「週休日等」という。）を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間
 - 七 勤務時間条例第十六条の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかつた期間から週休日等を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間
 - 八 勤務時間条例第十六条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間
 - 九 部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間
 - 十 法第二十二条の二第一項第一号及び第二号の規定による会計年度任用職員として在職した期間
- 5 第三十三条の四第五項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同項中「職員（次条第二項においてこれらを「国等の職員」という。）として」とあるの

は「職員として」と、「第一項の在職期間」とあるのは「第三十三条の六第二項の勤務期間」と読み替えるものとする。

6 前項において準用する第三十三条の四第五項の期間の算定については、第四項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

7 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、各任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。

一 再任用職員以外の職員 百分の百九十(条例第十七条第二項に規定する特定幹部職員(以下「特定幹部職員」という。)にあつては、百分の二百三十)

二 再任用職員 百分の九十五(特定幹部職員にあつては、百分の百十五)

(昭四八人委規則二四・追加、昭四八人委規則二六・昭五〇人委規則一・昭五三人委規則一〇・昭五六人委規則一一・昭六三人委規則四・平元人委規則一・平元人委規則一五・平二人委規則一四・平四人委規則二・平四人委規則二二・平七人委規則四・平八人委規則三・一部改正、平九人委規則一四・旧第三十三の七繰上、平一〇人委規則一二・平一一人委規則一二・平一二人委規則二一・平一三人委規則六・平一四人委規則二・平一四人委規則二四・平一七人委規則一三・平一七人委規則三一・平一八人委規則一一・平二〇人委規則四・平二〇人委規則一一・平二〇人委規則三三・平二一人委規則一八・平二二人委規則二・平二二人委規則九・平二二人委規則一五・平二三人委規則七・平二六人委規則一一・平二六人委規則一三・平二八人委規則六・平二八人委規則三六・平二八人委規則四二・平二九人委規則二二・平三〇人委規則三〇・令元人委規則七・令二人委規則九・令四人委規則一九・一部改正)

第三十三条の七 第三十三条の四の九の規定は、条例第十七条の四第二項前段の勤勉手当基礎額について準用する。

(平二人委規則一四・追加、平九人委規則一四・旧第三十三の七の二繰上・一部改正)

(寒冷地手当)

第三十三条の八 条例第十八条第一項第二号の人事委員会規則で定める地域は、別表第八の二に掲げる地域又は任命権者が人事委員会と協議して定める地域とする。

2 条例第十八条第一項第三号の人事委員会規則で定めるものは別表第八の三に掲げる公署又は任命権者が人事委員会と協議して定める公署とし、同号の人事委員会規則で定める区域は、同表上欄に掲げる公署に在勤する職員にあつては当該公署に対応する同表下欄に掲げる市町村とし、任命権者が人事委員会と協議して定める公署に在勤する職員にあつて

は当該公署の所在する市町村とする。

(平九人委規則八・全改、平一六人委規則一九・一部改正)

第三十三条の九 寒冷地手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までに寒冷地手当にかかる事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

(平一六人委規則一九・全改)

第三十三条の九の二 条例及びこの規則において、世帯主である職員とは、主としてその収入によつて世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。

- 一 扶養親族（条例第八条第二項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）を有する者
- 二 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している者

(平九人委規則八・追加)

第三十三条の九の三 任命権者は、寒冷地手当を支給する場合において必要と認めるときは、職員の住居の所在地を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し住居の所在地を証明するに足る書類の提出を求めるものとする。

(平一六人委規則一九・全改)

(義務教育等教員特別手当)

第三十三条の十 条例第十八条の二第三項に規定する高等学校等に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

(昭五一人委規則一・全改、昭五一人委規則二四・旧第三十三条の十繰上、昭五六人委規則一・旧第三十三条の九繰下、平九人委規則一四・一部改正)

第三十三条の十一 義務教育等教員特別手当の月額、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（再任用短時間勤務職員にあつては、その額に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に育児短時間算出率を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に任期付短時間算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

- 一 条例第十八条の二第一項に規定する教育職員及び前条に規定する教育職員（次号及び第三号に掲げる教育職員を除く。） その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける教育職員であるときは、

その者の属する職務の級及びその級の最高の号給とし、再任用職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。) に対応する別表第九に掲げる額

二 前条に規定する教育職員のうち、定時制通信教育手当又は産業教育手当を支給される教育職員で、定時制教育(夜間において授業を行う課程に係るものに限る。)若しくは通信教育又は農業若しくは水産に係る産業教育に従事するもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第九に掲げる額に四分の三を乗じて得た額(定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給を受けない期間にあつては、別表第九に掲げる額)

三 前条に規定する教育職員のうち、定時制通信教育手当若しくは産業教育手当を支給される教育職員で前号に掲げる教育職員以外のもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第九に掲げる額に四分の二を乗じて得た額(定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給を受けない期間にあつては、別表第九に掲げる額)

(昭五〇人委規則九・追加、昭五一人委規則一・一部改正、昭五一人委規則二四・旧第三十三条の十一繰上、昭五六人委規則一・旧第三十三条の十繰下、昭六〇人委規則一〇・平元人委規則一・平二人委規則一四・平一三人委規則六・平二〇人委規則四・一部改正)

第三十三条の十二 義務教育等教員特別手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(昭五〇人委規則九・追加、昭五一人委規則二四・旧第三十三条の十二繰上、昭五六人委規則一・旧第三十三条の十一繰下)

(定時制通信教育手当)

第三十四条 条例第十八条の三第二項の規定による定時制通信教育手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(再任用短時間勤務職員にあつてはその額に再任用短時間算出率を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に育児短時間算出率を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に任期付短時間算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

一 定時制の課程に従事する職員のうち、その属する職務の級が教育職給料表の二級以上である者 一万一千円(夜間に授業を行う者にあつては、二万四千円)

二 定時制の課程に従事する職員のうち、その属する職務の級が教育職給料表の一級である者 八千円(夜間に授業を行う者にあつては、一万九千円)

三 通信教育に従事する職員のうち、その属する職務の級が教育職給料表の二級以上であ

る者 一万八千円

四 通信教育に従事する職員のうち、その属する職務の級が教育職給料表の一級である者
一万四千円

(平二〇人委規則一一・全改)

第三十五条 条例第十八条の三第三項に規定する定時制通信教育手当の支給を受ける者は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 本務として定時制の課程を置く県立高等学校又は通信教育を行う県立高等学校の校長の職にある者
- 二 本務として定時制の課程又は通信教育に従事する副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員に限る。）の職にある者
- 三 本務として定時制の課程又は通信教育に従事する実習助手の職にある者で次に掲げるもののいずれかに該当するもの
 - (1) 高等学校を卒業した者若しくは高等専門学校の第三学年の課程を修了した者又はこれらと同等以上の学力があると任命権者が認める者で、その者の従事する実験又は実習（以下「担当実習」という。）に関し技術優秀と認められるもの
 - (2) 三年以上担当実習に関連のある実地の経験を有する者で、当該担当実習に関し技術優秀と認められるもの

(昭四二人委規則八・昭四九人委規則二〇・平二〇人委規則一一・平三〇人委規則一五・一部改正)

第三十六条 定時制通信教育手当の支給を受けることができる職員が月の一日から末日までの間において引き続き十六日以上次の各号のいずれかに該当する場合は、その月の定時制通信教育手当は、支給しない。

- 一 出張した場合（生徒の実習指導のために出張した場合を除く。）
 - 二 研修を受けた場合
 - 三 勤務しなかつた場合（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病（外国機関等派遣職員若しくは公益的法人等派遣職員又は退職派遣者の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を含む。）による場合を除く。）
- 2 職員が、月の途中で、定時制通信教育手当の支給を受けることができる職員となつた場合又は定時制通信教育手当を受けることができない職員となつた場合には、定時制通信教育手当の支給を受けることができる職員として勤務すべき日数に応じ、日割計算により定

時制通信教育手当を支給する。

- 3 職員が、月の中途で、第三十四条に規定する支給割合を異にする職員となつた場合には、それぞれの勤務すべき日数に応じ、日割計算により定時制通信教育手当を支給する。

(平二人委規則一四・平一四人委規則二・平二〇人委規則三三・一部改正)

第三十七条 定時制通信教育手当は、前条の規定によるほか、給料の支給方法に準じて支給する。

(昭五五人委規則一・全改)

(産業教育手当)

第三十八条 条例第十八条の四第二項の規定による産業教育手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(再任用短時間勤務職員にあつてはその額に再任用短時間算出率を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に育児短時間算出率を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に任期付短時間算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

- 一 産業教育に従事する職員のうち、その属する職務の級が教育職給料表の特二級又は二級である者 二万三千元(定時制通信教育手当の支給を受ける者にあつては、一万四千元)
- 二 産業教育に従事する職員のうち、その属する職務の級が教育職給料表の一級である者 一万八千元(定時制通信教育手当の支給を受ける者にあつては、一万一千元)

(平二〇人委規則一一・全改、平三〇人委規則一五・一部改正)

第三十九条 条例第十八条の四第三項に規定する産業教育手当を受ける者は、次の各号に定めるものとする。

- 一 農業、水産又は工業に関する課程を置く県立高等学校の主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、実習教諭又は主任実習講師、実習講師若しくは講師(常時勤務の者、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員に限る。)で、高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業又は工業実習に関する教諭又は助教諭の免許状を有する者(教育職員免許法附則第二項の規定によりこれらの教科担任の許可を受けた者を含む。)で、当該高等学校の実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主にして担当するもの
- 二 前号に規定する県立高等学校の実習助手で、第三十五条第三号(1)又は(2)に該当するもの

- 2 教諭等に対する産業教育手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

- 一 実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する時間数が、その者の授業及び実習を担当する時間数の二分の一に満たない者
 - 二 実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する時間数と当該授業及び実習の担当に附随する勤務に従事する時間数との合計時間数が、その者の勤務時間数の二分の一に満たない者
- 3 実習助手に対する産業教育手当は、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目について教諭の職務を助けて行う次の各号に掲げる職務に従事する合計時間数が、その者の勤務時間数の二分の一に満たない者には支給しない。
- 一 実習の指導並びにこれに直接必要な準備及び整理
 - 二 実習の指導計画の作成及び実習成績の評価

(昭三六人委規則二三・昭四二人委規則八・昭四九人委規則二〇・昭五一人委規則二四・平二〇人委規則一一・平三〇人委規則一五・一部改正)

第四十条 産業教育手当の支給については、第三十六条の規定を準用するほか、給料の支給方法に準じて行う。

(昭五五人委規則一・全改)

(農林漁業普及指導手当)

第四十条の二 条例第十八条の五第一項に規定する農林漁業普及指導手当の支給を受ける者は、農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)第八条第一項の普及指導員、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第百八十七条第一項の林業普及指導員又は水産事務所に勤務する職員のうち条例第十八条の五第一項に規定する職務に従事する職員である者とする。

(昭四〇人委規則二・全改、昭四一人委規則四・昭四二人委規則六・昭四四人委規則一五・昭四七人委規則九・昭四八人委規則二六・昭五〇人委規則一・昭五一人委規則一五・昭五八人委規則三・平三人委規則一三・平四人委規則二・平五人委規則三・平六人委規則三・平六人委規則一三・平七人委規則四・平一〇人委規則五・平一三人委規則一五・平一七人委規則一三・一部改正)

第四十条の三 条例第十八条の五第二項の規定による農林漁業普及指導手当の額は、勤務一月について、職員の給料月額に、百分の八を乗じて得た額とする。

(昭三八人委規則二六・追加、昭四〇人委規則二・平一〇人委規則五・平一七人委規則一三・一部改正)

第四十条の四 農林漁業普及指導手当の支給を受けることができる職員が、月の一日から末

日までの間において次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合に該当するときは、その月の農林漁業普及指導手当は支給しない。

- 一 常勤の職員 週休日等以外の日（以下この条において「勤務を要する日」という。）のうち、その月の勤務を要する日の二分の一を超えて条例第十八条の五第一項に規定する職務に従事しないとき（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病（外国機関等派遣職員若しくは公益的法人等派遣職員又は退職派遣者の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を含む。）による場合を除く。）
- 二 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下この項において「再任用短時間勤務職員等」という。） 勤務を要する日における再任用短時間勤務職員等として勤務を要する時間のうち、その月に再任用短時間勤務職員等として勤務を要する時間の二分の一を超えて条例第十八条の五第一項に規定する職務に従事しないとき（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病（外国機関等派遣職員若しくは公益的法人等派遣職員又は退職派遣者の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を含む。）による場合を除く。）

（昭三八人委規則二六・追加、昭四〇人委規則二・昭四八人委規則二六・昭五六人委規則一一・平元人委規則一・平二人委規則一四・平七人委規則四・平八人委規則三・平一〇人委規則一〇・平一四人委規則二・平一七人委規則一三・平二〇人委規則四・平二〇人委規則三三・一部改正）

第四十条の五 農林漁業普及指導手当の支給については、第三十二条第一項本文及び第三十六条第二項の規定を準用するほか、給料の支給方法に準じて行う。

（昭五五人委規則一・全改、平一七人委規則一三・一部改正）

（災害派遣手当）

第四十一条 条例第十八条の六第二項の規定による災害派遣手当の額は、当該滞在する日一日について、滞在する期間及び施設の利用区分に応じ、次の表に定める額とする。

滞在する期間	施設の利用区分	
	公用の施設又はこれに準ずる施設	その他の施設
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

2 災害派遣手当は、その月の支給定日から翌月の支給定日の前日までの期間に係るものを翌月の支給定日に支給する。ただし、当該期間の中途において滞在する期間を満了した職

員については、当該滞在期間満了後速やかに支給するものとする。

(昭三八人委規則九・追加、昭四一人委規則四・昭五一人委規則二四・平七人委規則一五・一部改正)

(この規則の施行に関して必要な事項)

第四十二条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、任命権者が定める。

(昭三八人委規則九・旧第四十一条繰下)

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十八条から第三十条まで及び第三十四条から第四十条までの規定は昭和三十五年四月一日から、第九条の規定は、同年十一月一日から、それぞれ適用する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

給料等の支給に関する規則（昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号）

扶養手当の支給手続に関する規則（昭和三十七年福島県人事委員会規則第十二号）

給料の調整額の支給に関する規則（昭和三十二年福島県人事委員会規則第十五号）

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年福島県人事委員会規則第十六号）

給料の特別調整額の支給を受ける職員の職の指定に関する規則（昭和三十三年福島県人事委員会規則第二十四号）

職員の超過勤務手当等の額の特例に関する規則（昭和三十四年福島県人事委員会規則第一号）

3 昭和三十五年十月三十一日現在において、この規則による廃止前の給料の調整額の支給に関する規則の規定に基づき給料の調整額を受ける職にある職員が、同年十一月一日以後引き続き別表第一に掲げる調整数一の給料の調整額を受ける職にあることとなる場合には、引き続きその職にある期間についてのその職員の給料の調整額にかかる調整数は、この規則による調整数の改正にかかわらず、なお、従前の例による。

4 昭和三十五年十二月三十一日までの期間にかかる隔遠地手当の額については、第二十八条第二項中「職員の受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「職員の受けるべき給料の月額」と、「／一級地 百分の八／二級地 百分の十二／三級地 百分の十六／四級地 百分の二十／五級地 百分の二十五／」とあるのは「／一級地 百分の四／二級地 百分の八／三級地 百分の十二／四級地 百分の十六／五級地 百分の二十／」と、それぞれ読み替えてこれらの規定を適用する。

5 当分の間、第十三条の五中「前二条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して三十五年(条例第七条の三第一項第二号の規定による初任給調整手当にあつては、十五年)に達している職員には、初任給調整手当は支給しない」とあるのは「条例附則第六項において読み替えて適用される条例第七条の三第一項の採用の日から人事委員会規則で定める期間は、採用の日から医療職給料表(一)の適用を受けなくなる日までの期間とする」と、第十三条の六第一項中「初任給調整手当の支給期間は三十五年(条例第七条の三第一項第二号の規定による初任給調整手当にあつては、十五年)とし、その月額」とあるのは「条例第七条の三第一項第二号に掲げる職に係る職員の初任給調整手当の支給期間は、十五年とし、初任給調整手当の月額」と、「別表第三に掲げる額」とあるのは「別表第三に掲げる額(条例第七条の三第一項第一号に掲げる職にあつては、その額に五万円を加算した額(当該期間が三十五年以上である職員にあつては、五万円))」とする。

(平二〇人委規則一一・追加、平二三人委規則七・一部改正)

6 条例附則第十三項の人事委員会規則で定める場合は、福島県警察職員定数条例(昭和二十九年福島県条例第四十九号)附則第二項又は第三項の規定に基づき給料表(公安職給料表に限る。)の適用を受ける職員となつた場合で、次の各号のいずれかに該当するときとする。

一 適用日(条例附則第十三項に規定する適用日をいう。以下この項から附則第十二項までにおいて同じ。)の前日に一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十一条の三から第十一条の七までの規定又は他の都道府県の条例の規定により地域手当の支給を受けていた職員がこれらの規定により地域手当を支給されるべき地域又は官署若しくは公所(以下この項から附則第十二項までにおいて「地域手当支給地域等」という。)に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合(当該職員が同日に支給を受けていた地域手当の支給割合が同日に在勤していた地域手当支給地域等に係る地域手当の支給割合を超える場合を除く。)

二 前号に掲げる場合との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める場合

(平二三人委規則二三・追加、令二人委規則九・旧第十項繰上)

7 条例附則第十三項の人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 前項第一号に掲げる場合における当該在勤していた職員 適用日から適用日以後二

年を経過する日まで

- 二 前項第二号に掲げる場合における地域手当の支給を受けていた職員 人事委員会が定める期間

(平二三人委規則二三・追加、令二人委規則九・旧第十一項繰上)

- 8 条例附則第十四項の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 前項第一号に該当する職員 次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア 適用日から適用日以後一年を経過する日まで 適用日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は同日から六箇月を遡つた日の前日から当該適用日の前日までの間に在勤していた当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等に係る同日における地域手当の支給割合のうち最も低い割合(当該割合が百分の二十を超える場合は、百分の二十)

イ 適用日から適用日以後二年を経過する日まで(アに掲げる期間を除く。) アに掲げる割合に百分の八十を乗じて得た割合

- 二 前項第二号に掲げる職員 前号の割合に相当するものとして人事委員会の定める割合

(平二三人委規則二三・追加、平二七人委規則四・一部改正、令二人委規則九・旧第十二項繰上)

- 9 条例附則第十三項の規定による地域手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該地域手当の額とする。

(平二三人委規則二三・追加、令二人委規則九・旧第十三項繰上)

- 10 福島市に派遣される職員に対する別表第一の規定の適用については、同表中「保健福祉事務所」とあるのは、「福島市保健所」とする。

(平三〇人委規則一九・追加、令二人委規則九・旧第十四項繰上)

別表第一(第九条関係)

(平六人委規則三・全改、平六人委規則一三・平七人委規則一八・平八人委規則八・平九人委規則八・平一〇人委規則五・平一一人委規則四・平一三人委規則六・平一三人委規則一六・平一四人委規則一一・平一四人委規則二二・平一六人委規則七・平一七人委規則一三・平一八人委規則一一・平一九人委規則四・平一九人委規則六・平一九人委規則一八・平二〇人委規則二三・平二一人委規則七・平二一人委規則二〇・平二二人委規則一八・平二三人委規則三・平二三人委規則七・平二三人委規則

一二・平二五人委規則六・平二六人委規則一三・平二八人委規則二二・平二九人委規則一〇・平三〇人委規則一五・平三一人委規則三・令三人委規則一二・令四人委規則七・令四人委規則一二・一部改正)

勤務公署	職員	調整数
保健福祉部健康衛生総室	麻薬取締員	二
保健福祉事務所	(1) 危険な病原体等の病理試験又は細菌検査を直接行う業務に従事することを常例とする獣医師、薬剤師、臨床検査技師及び衛生検査技師 (2) (1)に掲げる業務の補助作業に従事することを常例とする職員 (3) 食鳥検査を直接行う業務に従事することを常例とする獣医師（特別調整額の支給を受ける者を除く。）	二
児童相談所	(1) 一時保護された児童の指導に直接従事することを本務とする児童指導員及び保育士	二
	(2) 一時保護された児童の指導に直接従事することを本務とする看護師	一
食肉衛生検査所	食鳥検査を直接行う業務に従事することを常例とする獣医師（特別調整額を受ける者を除く。）	三
若松乳児院	(1) 児童指導員及び保育士	三
	(2) 看護師及び准看護師	二
福島学園	児童指導員、児童自立支援専門員、児童生活支援員及び保育士	三
大笹生学園	(1) 児童と起居を共にする児童指導員及び保育士	四
	(2) 児童指導員及び保育士（(1)に掲げる者を除く。）	三
	(3) 児童と起居を共にする看護師及び准看護師	
	(4) 看護師及び准看護師（(3)に掲げる者を除く。）	二
総合療育センター	(1) 児童指導員及び保育士 (2) 理学療法士、作業療法士及び柔道整復師 (3) エックス線その他の放射線による診療又は照射	二

	<p>の業務を患者に対して行うことを常例とする診療放射線技師</p> <p>(4) 言語訓練の業務に従事することを常例とする職員</p> <p>(5) 危険な病原体等の病理試験又は細菌検査を直接行う業務に従事することを常例とする臨床検査技師</p>	
	<p>(6) 心理療法又は心理判定の業務に直接従事することを本務とする心理判定員</p> <p>(7) 看護師及び准看護師</p>	一
女性のための相談支援センター	<p>(1) 生活指導員</p>	二
	<p>(2) 心理療法又は心理判定の業務に直接従事することを本務とする心理判定員</p>	一
総合衛生学院	危険な病原体等の病理試験又は細菌検査を直接行う業務に従事することを常例とする医師、臨床検査技師及び衛生検査技師	二
衛生研究所	<p>(1) 危険な病原体等の病理試験又は細菌検査を直接行う業務に従事することを常例とする医師、獣医師、薬剤師、臨床検査技師及び衛生検査技師</p> <p>(2) (1)に掲げる業務の補助作業に従事することを常例とする職員</p>	二
家畜保健衛生所	家畜の衛生、防疫又は病性鑑定を直接行う業務に従事することを常例とする獣医師（特別調整額の支給を受ける者を除く。）	二
高等学校 中学校	学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第四百十条の規定による特別支援教育に直接従事することを本務とする職員	一
特別支援学校	校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手	一
警務部県民サービス課	犯罪被害者等のカウンセリング、相談等を本務と	一

	する心理カウンセラー	
警備部警備課	(1) 航空機の操縦業務に従事することを本務とする職員	三
	(2) 航空機の整備業務に従事することを本務とする職員	一

別表第1の2（第9条関係）

（平20人委規則33・全改、平21人委規則18・平23人委規則23・平26人委規則13・平27人委規則4・平28人委規則6・平28人委規則42・平29人委規則22・平30人委規則15・平30人委規則30・令元人委規則7・一部改正）

ア 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1級	6,700円
2級	8,600円
3級	9,800円
4級	10,400円
5級	10,800円
6級	11,400円
7級	12,300円
8級	12,900円
9級	14,600円
10級	16,200円

イ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1級	8,100円。ただし、1号給7,807円、2号給7,884円、3号給7,956円、4号給8,032円
2級	8,900円。ただし、1号給8,518円、2号給8,595円、3号給8,671円、4号給8,752円、5号給8,838円
3級	9,500円
4級	10,800円
5級	11,400円
6級	11,800円

7級	12,200円
8級	12,700円
9級	13,300円
10級	14,600円

ウ 教育職給料表

職務の級	調整基本額
1級	9,100円。ただし、1号給7,339円、2号給7,407円、3号給7,474円、4号給7,542円、5号給7,618円、6号給7,704円、7号給7,789円、8号給7,870円、9号給7,951円、10号給8,046円、11号給8,145円、12号給8,235円、13号給8,325円、14号給8,424円、15号給8,527円、16号給8,626円、17号給8,734円、18号給8,851円、19号給8,968円、20号給9,081円
2級	11,200円。ただし、1号給9,373円、2号給9,450円、3号給9,531円、4号給9,607円、5号給9,693円、6号給9,769円、7号給9,846円、8号給9,922円、9号給9,994円、10号給10,080円、11号給10,161円、12号給10,242円、13号給10,314円、14号給10,404円、15号給10,489円、16号給10,579円、17号給10,656円、18号給10,777円、19号給10,899円、20号給11,025円、21号給11,142円
特2級	11,700円
3級	12,200円（条例別表第3の備考に定める職員にあつては、12,400円）
4級	13,300円

エ 医療職給料表（一）

職務の級	調整基本額
1級	11,000円
2級	13,300円
3級	14,700円
4級	15,800円

オ 医療職給料表（二）

職務の級	調整基本額
1級	6,300円
2級	8,100円
3級	9,300円

4級	9,800円
5級	10,700円
6級	11,500円
7級	12,400円

カ 医療職給料表（三）

職務の級	調整基本額
1級	8,200円。ただし、1号給7,596円、2号給7,659円、3号給7,726円、4号給7,789円、5号給7,852円、6号給7,924円、7号給7,992円、8号給8,059円、9号給8,118円、10号給8,194円
2級	9,600円。ただし、1号給8,838円、2号給8,932円、3号給9,031円、4号給9,126円、5号給9,220円、6号給9,328円、7号給9,432円、8号給9,531円
3級	9,900円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,800円
7級	12,700円

別表第二（第十一条関係）

（昭五三人委規則六・全改、昭五四人委規則三・昭五四人委規則六・昭五五人委規則一・昭五五人委規則七・昭五六人委規則二・昭五七人委規則二・昭五八人委規則三・昭五九人委規則一・昭六〇人委規則三・昭六一人委規則六・昭六一人委規則一七・昭六二人委規則三・昭六三人委規則四・昭六三人委規則一四・平元人委規則一・平二人委規則二・平三人委規則七・平四人委規則二・平四人委規則一五・平四人委規則一七・平四人委規則二〇・平五規則三・平六人委規則三・平六人委規則一三・平七人委規則四・平七人委規則一八・平七人委規則二〇・平八人委規則六・平八人委規則八・平九人委規則三・平九人委規則八・平一〇人委規則五・平一一人委規則一・平一一人委規則四・平一二人委規則四・平一二人委規則九・平一三人委規則一・平一三人委規則六・平一四人委規則五・平一四人委規則一一・平一五人委規則一二・平一六人委規則二・平一六人委規則七・平一六人委規則一九・平一七人委規則一三・平一八人委規則一一・平一九人委規則四・平一九人委規則六・平二〇人委規則一一・平二〇人委規則二三・平二一人委規則二・平二一人委規則七・平二二人委規則二・平二三人委規則七・平二三人委規則一四・平二三人委規則一九・平二四人委規則五・

平二四人委規則一二・平二五人委規則六・平二六人委規則二・平二七人委規則二・
 平二七人委規則一八・平二八人委規則一二・平二八人委規則二二・平二八人委規則
 三六・平二九人委規則一〇・平三〇人委規則一五・平三〇人委規則二三・平三〇人
 委規則二五・平三一人委規則一〇・令二人委規則九・令三人委規則六・令三人委規
 則七・令三人委規則一二・令四人委規則七・令四人委規則一四・一部改正)

組織		職名
知事の事務部局	本庁機関	危機管理監 部長 会計管理者 出納局長 風評・風化戦略担当理事 原子力損害対策担当理事 理事 避難地域復興局長 文化スポーツ局長 こども未来局長 観光交流局長 技監 政策監 知事公室長 福島イノベーション・コースト構想推進監 環境回復推進監 再生可能エネルギー産業推進監 食産業振興監 部次長 出納局次長 避難地域復興局次長 文化スポーツ局次長 こども未来局次長 観光交流局次長 部参事

	局参事 課長 室長 医療調整担当課長 空港利活用担当課長 部主幹 局主幹 企画主幹 総括主幹 主幹 副課長
出先機関	地方振興局長 地方振興局次長 地方振興局部長 地方振興局副部長 地方振興局出納室長 地方振興局出納副室長 東京事務所長 東京事務所次長 東京事務所課長 大阪事務所長 大阪事務所次長 北海道事務所長 北海道事務所次長 名古屋事務所長 消防防災航空センター所長 消防学校長 消防学校副校長 ふたば復興事務所長 ふたば復興事務所次長 環境創造センター所長

環境創造センター副所長
環境創造センター部長
環境創造センター副部長
環境創造センター環境放射線センター所長
環境創造センター環境放射線センター次長
環境創造センター福島支所長
只見線管理事務所長
保健福祉事務所長
保健福祉事務所副所長
保健福祉事務所部長
保健福祉事務所副部長
保健福祉事務所出張所長
児童相談所長
児童相談所次長
食肉衛生検査所長
食肉衛生検査所次長
動物愛護センター所長
動物愛護センター次長
動物愛護センター支所長
動物愛護センター支所次長
障がい者総合福祉センター所長
障がい者総合福祉センター次長
若松乳児院長
若松乳児院次長
福島学園長
福島学園副学園長
大笹生学園長
大笹生学園次長
総合療育センター所長
総合療育センター副所長
総合療育センター事務長

	<p>総合療育センター診療相談部長</p> <p>総合療育センター発達障がい者支援センター長</p> <p>総合療育センター看護部長</p> <p>女性のための相談支援センター所長</p> <p>女性のための相談支援センター次長</p> <p>精神保健福祉センター所長</p> <p>精神保健福祉センター次長</p> <p>総合衛生学院長</p> <p>総合衛生学院事務長</p> <p>総合衛生学院教務部長</p> <p>衛生研究所長</p> <p>衛生研究所副所長</p> <p>衛生研究所支所長</p> <p>計量検定所長</p> <p>計量検定所次長</p> <p>テクノアカデミー校長</p> <p>テクノアカデミー副校長</p> <p>ハイテクプラザ所長</p> <p>ハイテクプラザ副所長</p> <p>ハイテクプラザ部長</p> <p>ハイテクプラザ技術支援センター所長</p> <p>ハイテクプラザ技術支援センター副所長</p> <p>農林事務所長</p> <p>農林事務所次長</p> <p>農林事務所部長</p> <p>農林事務所副部長</p> <p>農林事務所農業普及所長</p> <p>農林事務所農業普及所次長</p> <p>大柿ダム管理事務所長</p> <p>相双農林事務所富岡林業指導所長</p> <p>水産事務所長</p>
--	---

	水産事務所次長
	家畜保健衛生所長
	家畜保健衛生所次長
	農業総合センター所長
	農業総合センター副所長
	農業総合センター事務長
	農業総合センター有機農業推進室長
	農業総合センター部長
	農業総合センター副部長
	農業総合センター果樹研究所長
	農業総合センター畜産研究所長
	農業総合センター研究所副所長
	農業総合センター会津地域研究所長
	農業総合センター浜地域研究所長
	農業総合センター浜地域農業再生研究センター所長
	農業総合センター研究所分場長
	農業総合センター農業短期大学校長
	農業総合センター農業短期大学副校長
	林業研究センター所長
	林業研究センター副所長
	林業研究センター事務長
	水産海洋研究センター所長
	水産海洋研究センター副所長
	水産海洋研究センター事務長
	水産資源研究所長
	水産資源研究所副所長
	水産資源研究所事務長
	内水面水産試験場長
	内水面水産試験場事務長
	建設事務所長
	建設事務所次長

	<p>建設事務所部長 土木事務所長 富岡土木事務所次長 鮫川水系ダム管理事務所長 あぶくま高原道路管理事務所長 大峠・日中総合管理事務所長 港湾建設事務所長 港湾建設事務所次長 福島空港事務所長 福島空港事務所次長 流域下水道建設事務所長 流域下水道建設事務所次長 主幹 主任専門研究員 主任専門看護技師 主任専門獣医技師 主任専門薬剤技師 主任専門医療技師 主任専門放射線技師</p>
<p>労働委員会事務局</p>	<p>事務局長 事務局次長 課長 主幹 副課長</p>
<p>議会事務局</p>	<p>事務局長 次長 局参事 課長 局主幹 主幹 課長補佐</p>

教育庁	本庁	理事 政策監 教育次長 県立高校改革監 庁参事 課長 室長 庁主幹 企画主幹 主幹 副課長 主任専門文化財主査
	教育事務所	所長 次長
教育委員会の所管 に属する学校その 他の教育機関	教育センター	所長 次長 部長 主幹
	特別支援教育センター	所長 主幹 事務長
	図書館	館長 副館長 企画管理部長
	美術館	館長 副館長 主幹 事務長 主任専門学芸員
	博物館	館長 副館長

		主幹 事務長 主任専門学芸員
	県立学校	校長 副校長 教頭 事務長 主幹 練習船舶長
警察	警察本部	部長 総務監 警備監 統括参事官 参事官 首席監察官 参事 課長 科学捜査研究所長 機動捜査隊長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 機動隊長 監察官 部主幹 次席（警視であるものに限る。） 副隊長（警視であるものに限る。） 企画主幹 主幹 調査官 企画官 管理官

	指導官 対策官 聴聞官 広報官 首席術科指導員 通信指令室長 広域捜査官 検視官室長 検視官 資料鑑識官 主任専門研究員 交通管制官 交通安全施設官 警衛警護官 航空隊長
警察学校	校長 副校長 教官（警視であるものに限る。） 事務長
警察署	署長 副署長 地域交通官 刑事官 会計官 企画主幹 主幹
監査委員事務局	事務局長 事務局次長 局参事 課長 監査参事

	主幹 副課長
人事委員会事務局	事務局長 事務局次長 課長 主幹 副課長
海区漁業調整委員会事務局	事務局長 主幹 事務局次長

備考 部付、局付、総室付等を命ぜられた者のうち、当該発令直前においてこの表の適用を受けていた者については、この表に掲げる従前の職にあるものとみなしてこの表を適用する。

別表第二の二（第十一条の二関係）

（平一九人委規則六・追加、平二〇人委規則一一・一部改正）

一 行政職給料表適用者基準表

職務の級	区分	特別調整額
十級	一種	一三九、三〇〇円
九級	一種	一二九、六〇〇円
八級	二種	九四、九〇〇円
七級	二種	九〇、三〇〇円
	三種	七二、二〇〇円
六級	三種	六七、五〇〇円
	五種	五〇、七〇〇円
五級	五種	四六、四〇〇円
四級	五種	四五、四〇〇円

二 公安職給料表適用者基準表

職務の級	区分	特別調整額
十級	一種	一三一、一〇〇円
九級	二種	九七、二〇〇円

八級	二種	九三、〇〇〇円
	三種	七四、四〇〇円
七級	三種	七二、九〇〇円

三 教育職給料表適用者基準表

職務の級	区分	特別調整額
四級	三種	七六、八〇〇円
	四種	六七、二〇〇円
	五種	五七、六〇〇円
三級	五種	五五、八〇〇円
	六種	四六、五〇〇円

四 研究職給料表適用者基準表

職務の級	区分	特別調整額
五級	二種	九二、九〇〇円
	三種	七四、四〇〇円
	五種	五五、八〇〇円
四級	三種	六九、八〇〇円
	五種	五二、三〇〇円

五 医療職給料表（一）適用者基準表

職務の級	区分	特別調整額
四級	二種	一一〇、九〇〇円
	三種	八八、八〇〇円
三級	五種	六三、〇〇〇円

六 医療職給料表（二）適用者基準表

職務の級	区分	特別調整額
七級	三種	七二、〇〇〇円
六級	三種	六七、五〇〇円
	五種	五〇、七〇〇円

七 医療職給料表（三）適用者基準表

職務の級	区分	特別調整額
七級	三種	七三、六〇〇円

六級	三種	七一、四〇〇円
	五種	五三、六〇〇円

別表第二の三（第十一条の二関係）

（平一九人委規則六・追加、平二〇人委規則一一・平二七人委規則四・一部改正）

一 行政職給料表適用者基準表

職務の級	区分	特別調整額
十級	一種	一三三、六〇〇円
九級	一種	一一二、九〇〇円
八級	二種	七九、八〇〇円
七級	二種	七二、九〇〇円
	三種	五八、三〇〇円
六級	三種	五一、四〇〇円
	五種	三八、五〇〇円
五級	五種	三五、四〇〇円
四級	五種	三三、五〇〇円

二 公安職給料表適用者基準表

職務の級	区分	特別調整額
十級	一種	一一五、六〇〇円
九級	二種	八三、八〇〇円
八級	二種	七七、三〇〇円
	三種	六一、八〇〇円
七級	三種	五六、〇〇〇円

三 教育職給料表適用者基準表

職務の級	区分	特別調整額
四級	三種	六八、〇〇〇円
	四種	五九、五〇〇円
	五種	五一、〇〇〇円
三級	五種	四二、二〇〇円
	六種	三五、二〇〇円

四 研究職給料表適用者基準表

職務の級	区分	特別調整額
五級	二種	七一、一〇〇円
	三種	五六、九〇〇円
	五種	四二、六〇〇円
四級	三種	五二、二〇〇円
	五種	三九、一〇〇円

五 医療職給料表（一）適用者基準表

職務の級	区分	特別調整額
四級	二種	九二、七〇〇円
	三種	七四、二〇〇円
三級	五種	四六、九〇〇円

六 医療職給料表（二）適用者基準表

職務の級	区分	特別調整額
七級	三種	五九、七〇〇円
六級	三種	五二、七〇〇円
	五種	三九、五〇〇円

七 医療職給料表（三）適用者基準表

職務の級	区分	特別調整額
七級	三種	六〇、七〇〇円
六級	三種	五三、二〇〇円
	五種	三九、九〇〇円

別表第3（第13条の6関係）

（昭61人委規則19・全改、昭62人委規則10・昭63人委規則17・平元人委規則15・平2人委規則14・平3人委規則13・平4人委規則22・平5人委規則11・平6人委規則18・平7人委規則4・平7人委規則22・平8人委規則22・平9人委規則15・平10人委規則12・平14人委規則24・平15人委規則20・平17人委規則31・平18人委規則11・平21人委規則7・平23人委規則7・平26人委規則13・平28人委規則6・平28人委規則42・平29人委規則22・平30人委規則30・令3人委規則6・一部改正）

職員区分 期間区分	1項職員			2項職員
	1種	2種	3種	

	円	円	円	円
1年未満	414,800	368,800	308,600	40,000
1年以上2年未満	414,800	368,800	308,600	38,000
2年以上3年未満	414,800	368,800	308,600	36,000
3年以上4年未満	414,800	368,800	308,600	34,000
4年以上5年未満	414,800	368,800	308,600	32,000
5年以上6年未満	414,800	368,800	308,600	30,000
6年以上7年未満	414,800	368,800	308,600	28,000
7年以上8年未満	414,800	368,800	308,600	26,000
8年以上9年未満	414,800	368,800	308,600	24,000
9年以上10年未満	414,800	368,800	308,600	22,000
10年以上11年未満	414,800	368,800	308,600	19,000
11年以上12年未満	414,800	368,800	308,600	16,000
12年以上13年未満	414,800	368,800	308,600	13,000
13年以上14年未満	414,800	368,800	308,600	10,000
14年以上15年未満	414,800	368,800	308,600	7,000
15年以上16年未満	414,800	368,800	308,600	
16年以上17年未満	410,400	364,800	305,300	
17年以上18年未満	406,000	360,800	302,000	
18年以上19年未満	401,600	356,800	298,700	
19年以上20年未満	397,200	352,800	295,400	
20年以上21年未満	392,800	348,800	292,100	
21年以上22年未満	373,400	331,900	278,300	
22年以上23年未満	353,600	314,700	264,300	
23年以上24年未満	334,300	298,000	250,800	
24年以上25年未満	314,900	281,100	236,900	
25年以上26年未満	295,400	264,200	223,200	
26年以上27年未満	272,700	243,400	205,600	
27年以上28年未満	250,500	223,000	188,500	
28年以上29年未満	228,100	202,600	171,200	

29年以上30年未満	205,300	181,800	153,600	
30年以上31年未満	180,500	159,900	135,600	
31年以上32年未満	155,600	138,000	117,300	
32年以上33年未満	131,000	116,300	99,400	
33年以上34年未満	92,900	84,400	73,400	
34年以上35年未満	57,600	54,600	49,100	

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第13条の4各号の職員となつた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）以後の期間を示す。
- 2 この表において「1項職員」とは、第13条の2第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において「1種」とは、第13条の2第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員をいう。

別表第四（第十八条の二関係）

（平一八人委規則一一・全改、平一九人委規則六・平二〇人委規則一一・平二一人委規則七・平二二人委規則二・平二七人委規則四・平二八人委規則六・一部改正）

支給地域	支給割合
東京都のうち特別区	百分の二十
大阪府のうち大阪市	百分の十六
愛知県のうち名古屋市	百分の十五
北海道のうち札幌市	百分の三

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成十八年四月一日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によつて示された地域を示し、その後におけるそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されるものではない。

別表第五（第二十八条関係）

（平二五人委規則一・全改、平二五人委規則一七・平二八人委規則二二・平三〇人委規則七・一部改正）

- 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される公署

特地公署名	級別区分
福島県南会津警察署朝日駐在所	三級地
福島県南会津警察署明和駐在所	三級地
福島県南会津警察署舘岩駐在所	三級地
福島県山口土木事務所	二級地
福島県立南会津高等学校	二級地
福島県立只見高等学校	二級地
福島県南会津警察署只見駐在所	二級地
福島県南会津警察署伊南駐在所	二級地
福島県南会津警察署南郷駐在所	二級地
福島県立川口高等学校	一級地
福島県田村警察署都路駐在所	一級地
福島県会津坂下警察署金山駐在所	一級地
福島県会津坂下警察署横田駐在所	一級地
福島県会津坂下警察署昭和駐在所	一級地
福島県南会津警察署荒海駐在所	一級地
福島県双葉警察署川内駐在所	一級地
福島県双葉警察署葛尾駐在所	一級地

備考 この表の上欄に掲げる公署のうち、福島県山口土木事務所、福島県立南会津高等学校、福島県立只見高等学校、福島県南会津警察署只見駐在所、福島県南会津警察署伊南駐在所及び福島県南会津警察署南郷駐在所については、冬期は、級別区分が三級地である公署として同表の上欄に掲げられているものとし、福島県会津坂下警察署横田駐在所及び福島県会津坂下警察署昭和駐在所については、冬期は、級別区分が二級地である公署として同表の上欄に掲げられているものとする。

二 冬期に限り特地勤務手当が支給される公署

特地公署名	級別区分
福島県須賀川警察署湯本駐在所	一級地
福島県喜多方警察署奥川駐在所	一級地

別表第六（第二十八条の三関係）

（平三〇人委規則七・全改、平三〇人委規則一五・一部改正）

一 一年を通じて特地勤務手当に準ずる手当が支給される公署

準特地公署名
福島県ふたば復興事務所
福島県相双農林事務所富岡林業指導所
福島県相双農林事務所双葉農業普及所
福島県農業総合センター畜産研究所沼尻分場
福島県富岡土木事務所
福島県立湖南高等学校
福島県立修明高等学校鮫川校
福島県双葉警察署
福島県石川警察署古殿駐在所
福島県棚倉警察署鮫川駐在所
福島県棚倉警察署笹原駐在所
福島県棚倉警察署植田駐在所
福島県棚倉警察署東舘駐在所
福島県棚倉警察署矢祭駐在所
福島県田村警察署移駐在所
福島県田村警察署夏井駐在所
福島県猪苗代警察署裏磐梯駐在所
福島県いわき中央警察署三坂駐在所

二 冬期に限り特地勤務手当に準ずる手当が支給される公署

準特地公署名
福島県宮下土木事務所
福島県郡山北警察署福良駐在所
福島県石川警察署山橋駐在所
福島県田村警察署大越駐在所
福島県猪苗代警察署月輪駐在所
福島県猪苗代警察署長瀬駐在所
福島県猪苗代警察署吾妻駐在所
福島県会津坂下警察署西山駐在所
福島県会津坂下警察署三島駐在所

別表第七（第三十三条の二の三関係）

（平二人委規則一四・追加、平三人委規則一三・平四人委規則二二・平一〇人委規則一二・平一三人委規則一六・平一四人委規則一一・平一四人委規則二三・平一五人委規則一二・平一六人委規則七・平一八人委規則一一・平二〇人委規則一一・平二五人委規則一八・平二七人委規則四・平二八人委規則二二・平三〇人委規則一五・一部改正）

給料表	職員	加算割合
行政職給料表	1 職務の級八級以上の職員	百分の二十
	2 職務の級七級及び六級の職員	百分の十五（職務の級七級の職員のうち任命権者が人事委員会の承認を得て定める職員にあつては百分の二十）
	3 職務の級五級及び四級の職員のうち標準的な職が主査となる職員及び標準的な職が主査となる職員より上位である職員	百分の十
	4 職務の級三級の職員のうち標準的な職が主査となる職員及び標準的な職が上級係員となる職員（指導員を除く。）	百分の五
公安職給料表	1 職務の級九級以上の職員	百分の二十
	2 職務の級八級及び七級の職員	百分の十五（職務の級八級の職員のうち任命権者が人事委員会の承認を得て定める職員にあつては百分の二十）
	3 職務の級六級及び五級の職員	百分の十
	4 職務の級四級の職員	百分の五（任命権者が人事委員会の承認を得て定める職員にあつては、百分の十）
教育職給料表	1 職務の級四級の職員	百分の十五（任命権者が人事委員会の承認を得て定める職員にあつては百分の二十）

	2 職務の級三級の職員	百分の十（任命権者が人事委員会の承認を得て定める職員にあつては百分の十五）
	3 職務の級特二級の職員	百分の十
	4 職務の級二級の職員のうち任命権者が人事委員会の承認を得て定める職員	百分の五（中欄に掲げる職員のうち任命権者が人事委員会の承認を得て定める職員にあつては百分の十）
研究職給料表	1 職務の級五級の職員	百分の十五（任命権者が人事委員会の承認を得て定める職員にあつては百分の二十）
	2 職務の級四級及び三級の職員	百分の十
	3 職務の級二級の職員のうち標準的な職が主査となる職員及び標準的な職が上級係員となる職員	百分の五
医療職給料表 (一)	1 職務の級四級及び三級の職員	百分の十五（職務の級四級の職員のうち任命権者が人事委員会の承認を得て定める職員にあつては百分の二十）
	2 職務の級二級の職員	百分の十
	3 職務の級一級の職員のうち任命権者が人事委員会の承認を得て定める職員	百分の五
医療職給料表 (二)	1 職務の級七級及び六級の職員	百分の十五
	2 職務の級五級及び四級の職員	百分の十
	3 職務の級三級の職員のうち標準的な職が上級係員となる職員	百分の五
医療職給料表 (三)	1 職務の級七級及び六級の職員	百分の十五
	2 職務の級五級及び四級の職員	百分の十
	3 職務の級三級の職員のうち標準的な職が主査となる職員及び標準的な職が上級係員となる職員	百分の五

任期付職員条例 第八条第一項の 給料表	1 五号給以上の給料月額を受ける 職員	百分の二十
	2 四号給及び三号給の給料月額を 受ける職員	百分の十五
	3 二号給及び一号給の給料月額を 受ける職員	百分の十
任期付研究員条 例第五条第一項 の給料表	1 五号給以上の給料月額を受ける 職員	百分の二十
	2 四号給及び三号給の給料月額を 受ける職員	百分の十五
	3 二号給及び一号給の給料月額を 受ける職員	百分の十
任期付研究員条 例第五条第二項 の給料表	すべての職員	百分の五

備考

- この表において、「標準的な職が主査となる職員」及び「標準的な職が上級係員となる職員」とは、それぞれ法第十五条の二第二項の規定により任命権者が定める標準的な職が主査の職制上の段階に属する職の職員、標準的な職が上級係員の職制上の段階に属する職の職員をいう。
- 給料表の適用を異にして異動した職員（異動後においてこの表に掲げられている職員に限る。）で、異動後の加算割合が異動前の加算割合を下回ることとなるものうち、他の職員との均衡及び任用における特別の事情を考慮して任命権者が人事委員会の承認を得て定める職員については、当該異動後の加算割合に百分の五を加えた加算割合が定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。

別表第八（第三十三条の二の三関係）

（平二人委規則一四・追加、平五規則三・平一〇人委規則一二・平一八人委規則一
一・平二八人委規則二二・一部改正）

給料表	職員	加算割合
行政職給料表	職務の級二級の職員のうち標	百分の五

	準的な職が上級係員となる職員	
公安職給料表	職務の級三級の職員のうち任命権者が人事委員会の承認を得て定める職員	百分の五（中欄に掲げる職員のうち任命権者が人事委員会の承認を得て定める職員にあつては百分の十）
教育職給料表	職務の級一級の職員のうち任命権者が人事委員会の承認を得て定める職員	百分の五（中欄に掲げる職員のうち任命権者が人事委員会の承認を得て定める職員にあつては百分の十）
医療職給料表（三）	標準的な職が上級係員となる職員	百分の五（任命権者が人事委員会の承認を得て定める職員にあつては百分の十）

備考

- この表において、「標準的な職が上級係員となる職員」とは、法第十五条の二第二項の規定により任命権者が定める標準的な職が上級係員の職制上の段階に属する職の職員をいう。
- 給料表の適用を異にして異動した職員（異動後においてこの表に掲げられている職員に限る。）で、異動後の加算割合が異動前の加算割合を下回ることとなるものうち、他の職員との均衡及び任用における特別の事情を考慮して任命権者が人事委員会の承認を得て定める職員については、当該異動後の加算割合に百分の五を加えた加算割合が定められている職員の区分に属する職員としてこの表に掲げられているものとする。

別表第八の二（第三十三条の八関係）

（平一六人委規則一九・全改、平二七人委規則四・一部改正）

寒冷地手当支給地域表

支給地域
会津若松市
喜多方市
田村市
安達郡 大玉村
岩瀬郡 天栄村
南会津郡 全町村
耶麻郡 全町村

河沼郡 全町村

大沼郡 全町村

西白河郡 西郷村及び中島村

石川郡 石川町及び浅川町

田村郡 全町

双葉郡 川内村及び葛尾村

相馬郡 飯舘村

備考 この表に掲げる名称は、平成二十六年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された区域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。

別表第八の三（第三十三条の八関係）

（平二七人委規則四・全改、平三〇人委規則一五・平三一人委規則三・令四人委規則七・一部改正）

寒冷地手当支給対象公署及び所在市町村表

支給対象公署	所在市町村
福島県農業総合センター畜産研究所 福島県福島警察署土湯駐在所 福島県福島北警察署茂庭駐在所	福島市
福島県ハイテクプラザ 福島県農業総合センター 福島県立湖南高等学校 福島県立安積高等学校御館校 福島県郡山警察署柳橋駐在所 福島県郡山警察署二瀬駐在所 福島県郡山北警察署熱海駐在所 福島県郡山北警察署逢瀬駐在所 福島県郡山北警察署福良駐在所 福島県郡山北警察署舟津駐在所	郡山市
福島県いわき中央警察署三坂駐在所 福島県いわき中央警察署永戸駐在所	いわき市

福島県いわき中央警察署沢渡駐在所	
福島県いわき中央警察署川前駐在所	
福島県立白河実業高等学校	白河市
福島県白河警察署大信駐在所	
福島県白河警察署表郷駐在所	
福島県白河警察署東駐在所	
福島県白河警察署白坂駐在所	
福島県須賀川警察署長沼駐在所	須賀川市
福島県二本松警察署岳駐在所	二本松市
福島県二本松警察署小浜駐在所	
福島県二本松警察署新殿駐在所	
福島県二本松警察署旭駐在所	
福島県二本松警察署東和駐在所	
福島県郡山北警察署岩根駐在所	本宮市
福島県郡山北警察署白沢駐在所	
福島県郡山北警察署白岩駐在所	
福島県福島北警察署大木戸駐在所	伊達郡国見町
福島県福島警察署山木屋駐在所	伊達郡川俣町
福島県消防防災航空センター	石川郡玉川村
福島県あぶくま高原道路管理事務所	石川郡平田村

別表第9（第33条の11関係）

（平30人委規則15・全改）

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
再任用						
職員以 外の職 員	1から4まで	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	5から8まで	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	9から12まで	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	13から16まで	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	17から20まで	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400

21から24まで	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
25から28まで	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
29から32まで	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
33から36まで	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
37から40まで	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
41から44まで	3,100	4,100	5,400	6,600	8,000
45から48まで	3,200	4,300	5,600	6,800	8,000
49から52まで	3,300	4,500	5,700	6,900	8,000
53から56まで	3,400	4,800	5,800	7,000	8,000
57から60まで	3,500	4,900	6,000	7,100	8,000
61から64まで	3,600	5,100	6,100	7,200	8,000
65から68まで	3,700	5,300	6,300	7,300	
69から72まで	3,800	5,400	6,400	7,400	
73から76まで	3,900	5,500	6,500	7,500	
77から80まで	4,000	5,600	6,700	7,500	
81から84まで	4,100	5,800	6,800	7,500	
85から88まで	4,100	5,900	6,900	7,500	
89から92まで	4,200	6,100	6,900	7,500	
93から96まで	4,300	6,200	7,000	7,500	
97から100まで	4,400	6,300	7,200	7,500	
101から104まで	4,400	6,400	7,200		
105から108まで	4,500	6,500	7,200		
109から112まで	4,500	6,600	7,300		
113から116まで	4,600	6,700	7,300		
117から120まで	4,700	6,800	7,300		
121から124まで	4,700	6,900			
125から128まで	4,800	6,900			
129から132まで	4,900	6,900			
133から136まで	4,900	7,000			
137から140まで	4,900	7,100			

	141から144まで	5,000	7,100			
	145から148まで	5,100	7,100			
	149から152まで	5,100	7,100			
	153	5,100	7,100			
再任用 職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

附 則（昭和三十六年人委規則第三号）

- この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。ただし、別表第三の改正規定は、昭和三十六年一月一日から適用する。
- 特別調整額は、任命権者が職員の給与に関する条例（昭和三十六年福島県条例第九号。以下「条例」という。）第七条の二の規定により特別調整額を定めた日以後において支給するものとし、その日からこの規則の施行の日の前日までの間において条例第十三条、第十四条第二項、第十五条及び第十六条の二の規定に基づき職員に支払われた給与は、条例第七条の二の規定による特別調整額の内払いとみなす。

附 則（昭和三十六年人委規則第九号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年一月一日から適用する。

附 則（昭和三十六年人委規則第一四号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

附 則（昭和三十六年人委規則第一九号）

この規則は、昭和三十六年七月一日から施行する。

附 則（昭和三十六年人委規則第二三号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

附 則（昭和三十六年人委規則第二七号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。

附 則（昭和三十六年人委規則第二八号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年十一月一日から適用する。

附 則（昭和三十六年人委規則第三一号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の改正規定は、昭和三十六年十月一日から適用する。

附 則（昭和三十七年人委規則第一号）

- この規則は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、別表第四の改正規定は、公

布の日から施行し、昭和三十七年一月一日から適用する。

- 2 福島県郡山林業事務所湯本駐在所については、この規則による別表第四の改正にかかわらず、昭和三十七年一月一日から昭和三十七年三月三十一日までの間は、この規則による改正前の職員の給与の支給に関する規則別表第四に規定する級別により指定されたものとみなす。

附 則（昭和三十七年人委規則第六号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

附 則（昭和三十七年人委規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。ただし、昭和三十七年規則第十一号による改正前の規則第十三条の三第二号の規定に該当し、現に初任給調整手当を支給されている職員については、第十三条の三第三号の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和三十七年人委規則第一六号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年九月四日から適用する。ただし、福島県立喜多方病院剣ヶ峯診療所にかかる改正規定は、昭和三十七年九月十四日から適用する。

附 則（昭和三十七年人委規則第一九号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

附 則（昭和三十八年人委規則第二号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。ただし、第十五条第二号の改正規定は、昭和三十八年一月一日から適用する。

附 則（昭和三十八年人委規則第九号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

附 則（昭和三十八年人委規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。

附 則（昭和三十八年人委規則第二二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十八年人委規則第二六号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。

附 則（昭和三十八年人委規則第二九号）

この規則は、公布の日から施行し、第十五条第二号の改正規定以外の改正規定は、昭和三十八年十月一日から適用する。

附 則（昭和三十九年人委規則第一号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和三十九年人委規則第四号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和三十九年人委規則第八号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年九月一日から適用する。

附 則（昭和三十九年人委規則第九号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和三十九年人委規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年十二月一日から適用する。

附 則（昭和三十九年人委規則第一四号）

この規則は、公布の日から施行し、第十五条第二号の改正規定を除き、昭和三十九年九月一日から適用する。

附 則（昭和四〇年人委規則第二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、別表第二及び別表第四の改正規定以外の改正規定は、昭和三十九年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 この規則の施行の際現に改良普及技師又は改良普及員（以下次項において「改良普及技師等」という。）の職にある者についてのこの規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則（以下次項において「改正後の規則」という。）第四十条の二の規定の適用については、適用日（適用日後において条例第十八条の五第一項第一号に規定する職務（以下次項において「改良普及技師等の職務」という。）を遂行する職を新たに占めることとなつた者については、当該職を占めることとなつた日とする。以下次項において同じ。）以降、当該職にあるものとみなす。
- 3 前項の規定に該当する者を除き、適用日以降昭和四十年二月二十八日までの間において、改良普及技師等の職務を遂行する職にあつた者についての改正後の規則第四十条の二の規定の適用については、適用日以降昭和四十年二月二十八日までの間において改良普及技師等の職務を遂行する職にあつた期間、改良普及技師等の職にあつたものとみなす。

附 則（昭和四〇年人委規則第六号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の職員の給与の支給に関する規則第十三条の二から第十三条の七までの規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和四十年四月一

日以降この規則の施行の日の前日までの期間にかかる初任給調整手当は、この規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則第十三条の二から第十三条の十までの規定に基づく初任給調整手当の内払いとみなす。

附 則（昭和四〇年人委規則第一五号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年八月一日から適用する。

附 則（昭和四〇年人委規則第一九号）

- 1 この規則は、昭和四十一年一月一日から施行する。ただし、第十五条第二号の改正規定は公布の日から施行し、第三十四条及び別表第二の改正規定（医科大学長及び会津短期大学長にかかる部分を除く。）並びに附則第四項の規定は公布の日から施行し昭和四十年十月一日から適用し、別表第二の改正規定中医科大学長及び会津短期大学長にかかる部分は公布の日から施行し昭和四十年九月一日から適用する。
- 2 昭和四十一年一月一日前に職員に新たに条例第十条第一項の職員たる要件を具備されるに至った場合又は通勤手当を支給されている職員に通勤手当の月額を増額して改定すべき事実が生ずるに至った場合において、これらの職員が、同日以後それぞれその者が同項の職員たる要件を具備するに至った日又は通勤手当の月額を増額して改定すべき事実が生じた日から十五日以内に第二十四条第一項の規定による届出をしたときにおける当該届出にかかる通勤手当の支給の開始又はその支給額の改定については、なお従前の例による。
- 3 昭和四十年十二月三十一日以前にかかる通勤手当で同日までに支給されていないものの支給については、なお従前の例による。
- 4 この規則（附則第一項ただし書にかかる部分に限る。）の施行前にこの規則による改正前の職員の給与の支給に関する規則第三十四条から第三十七条までの規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和四十年十月一日以降この規則の施行の日の前日までの期間にかかる定時制通信教育手当は、この規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則第三十四条から第三十七条までの規定による定時制通信教育手当の内払いとみなす。

附 則（昭和四一年人委規則第四号）

この規則は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和四一年人委規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行し、別表第四の改正規定中福島県田島警察署檜枝岐村臨時巡査派出所にかかる部分は昭和四十一年七月一日から、福島県立喜多方病院剣ヶ峯診療所にかかる部分は昭和四十一年七月二十日から適用する。

附 則（昭和四一年人委規則第二〇号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年十月一日から適用する。

附 則（昭和四一年人委規則第二三号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年十月十五日から適用する。

附 則（昭和四一年人委規則第二四号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年九月一日から適用する。ただし、第十五条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年人委規則第二号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。ただし、別表の改正規定中警察学校の教頭にかかる部分は、昭和四十二年三月十八日から適用する。

附 則（昭和四二年人委規則第六号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和四二年人委規則第八号）

この規則は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定はそれぞれ当該各号に定める日から、その他の改正規定は昭和四十二年六月一日から適用する。

- 一 第三十九条第一項第一号の改正規定 昭和四十二年四月一日
- 二 別表第二の改正規定中内部障害者更生指導所長にかかる部分 昭和四十二年八月三十一日
- 三 別表第二の改正規定中矢吹更生寮長にかかる部分 昭和四十二年十月一日

附 則（昭和四二年人委規則第一七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年人委規則第二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第四項の規定による改正後の職員の暫定手当の支給に関する規則の規定を除き、昭和四十二年八月一日から適用する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の職員の給与の支給に関する規則第十三条の二から第十三条の十までの規定に基づいて昭和四十二年八月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた初任給調整手当は、この規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則第十三条の二から第十三条の十までの規定に基づく初任給調整手当の内払いとみなす。
- 3 この規則の施行前に職員の暫定手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(昭和四十二年福島県人事委員会規則第十三号)による改正前の職員の暫定手当の支給に関する規

定に基づいて昭和四十二年八月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に調整手当を支給されることとなる職員に支払われた暫定手当は、この規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則第十八条の二及び第十八条の三の規定に基づく調整手当の内払いとみなす。

- 4 職員の暫定手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和四三年人委規則第六号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。

附 則（昭和四三年人委規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年七月一日から適用する。

附 則（昭和四三年人委規則第一五号）

この規則は、昭和四十三年十二月一日から施行する。

附 則（昭和四三年人委規則第一七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

一 第十九条第二項、第二十条第一項、第二十一条及び第二十一条の次に一条を加える改正規定 昭和四十三年五月一日

二 第七条、第八条、第三十三条第二項、第三十三条の三第一項及び第三十三条の四第二項の改正規定 昭和四十三年十二月十四日

- 2 昭和四十三年十二月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則第七条の規定の適用については、同条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた」とあるのは「地方公務員（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十五条の二項一項ただし書きに規定する許可（以下「専従許可」という。）を受け、若しくは昭和四十三年十二月十三日以前における専従休暇を与えられた」と、「若しくは専従許可の有効期間中」とあるのは「若しくは専従許可の有効期間中若しくは昭和四十三年十二月十三日以前における専従休暇中」と読みかえる。

附 則（昭和四四年人委規則第二号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年七月一日から適用する。ただし、第十一条の改正規定、別表第二の改正規定及び別表第四の改正規定（別表第四を別表第五とし、別

表第三の次に一表を加える部分を除く。)は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十四年人委規則第一五号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附 則 (昭和四十四年人委規則第二二号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年八月一日から適用する。

附 則 (昭和四十四年人委規則第二四号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年十月一日から適用する。

附 則 (昭和四十四年人委規則第二五号)

この規則は、公布の日から施行し、第十五条第二号の改正規定並びに第一号様式及び第二号様式の改正規定を除き、昭和四十四年六月一日から適用する。

附 則 (昭和四十五年人委規則第二号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月一日から適用する。
- 2 昭和四十五年四月一日(以下「改正の日」という。)前から引き続いて初任給調整手当を支給されている職員に対する改正の日以降の初任給調整手当の支給期間及び支給額は、当該職員の採用の日又は第十三条の四各号に掲げる職員となつた日からこの規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則第十三条の五及び第十三条の七の規定が適用されていたものとした場合に改正の日以降において受けることとなる期間及び額とする。

附 則 (昭和四十五年人委規則第六号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月一日から適用する。

附 則 (昭和四十五年人委規則第一一号)

この規則は、公布の日から施行し、第三十八条の改正規定は昭和四十五年四月一日から、別表第二の改正規定は昭和四十五年七月十六日から適用する。

附 則 (昭和四十五年人委規則第一四号)

この規則は、昭和四十五年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四十五年人委規則第一六号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年十二月一日から適用する。

附 則 (昭和四十五年人委規則第一八号)

改正 昭和四六年一〇月一五日人委規則第一六号

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第十五条第二号の改正規定を除き、昭和四十五年五月一日から適用する。ただし、第三十一条の次に一条を加える改正規定は、昭和四十六年一月一日から施行する。

2 昭和四十五年五月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、条例第九条の五第一項の職員たる要件を具備する期間があつた者にかかる第十八条の五及び第十八条の六の規定の適用については、第十八条の五第一項中「すみやかに」とあるのは「この規則の施行の日以後すみやかに」と、第十八条の六第一項中「これにかかる事実の生じた日から十五日」とあるのは「この規則の施行の日から六十日」とする。

3 この規則の施行の日から四十五日を経過するまでの間において条例第九条の五第一項の職員たる要件を具備するに至つた職員にかかる第十八条の六の規定の適用については、同条第一項中「これにかかる事実の生じた日から十五日」とあるのは「この規則の施行の日から六十日」とする。

4 次に掲げる規則は、廃止する。

一 職員の暫定手当の支給に関する規則（昭和三十二年福島県人事委員会規則第十六号）

二 最高号給をこえる給料月額を受ける職員の昭和四十二年改正条例附則第十項の規定に基づく給料月額の決定等に関する規則（昭和三十四年福島県人事委員会規則第十号）
附 則（昭和四十六年人委規則第八号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。ただし、鶴沼川防災ダム建設事務所長を削る改正規定は、昭和四十六年一月一日から適用する。

附 則（昭和四十六年人委規則第一五号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十六年七月十五日から適用する。

附 則（昭和四十六年人委規則第一六号）

1 この規則は、公布の日から施行し、別表第五の改正規定及び次項の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の規定を除き、昭和四十五年五月一日から適用する。

2 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（昭和四十五年福島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和四十六年人委規則第一八号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、昭和四十七年一月一日から施行する。

2 この規則中次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

一 第三十四条及び第三十八条の改正規定 昭和四十六年四月一日

二 前号に掲げる改正規定以外の改正規定（第十五条第二号の改正規定を除く。） 昭和

四十六年五月一日

附 則（昭和四七年人委規則第二号）

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。ただし、第二十八条の三第一項第三号及び第二十九条の改正規定は、公布の日から施行し、昭和四十七年一月一日から適用する。

附 則（昭和四七年人委規則第九号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年六月一日から適用する。

附 則（昭和四七年人委規則第一三号）

この規則は、昭和四十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和四七年人委規則第一四号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年八月一日から適用する。

附 則（昭和四七年人委規則第一六号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年五月一日から適用する。
- 2 この規則による改正前の職員の給与の支給に関する規則に基づいてこの規則の適用の日から施行の日の前日までの間に支払われた特勤手当は、この規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定による特勤手当の内払いとみなす。

附 則（昭和四七年人委規則第一七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第十五条第二号の改正規定を除き、昭和四十七年四月一日から適用する。
- 2 この規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則第二十一条の二及び第二十一条の三の規定の昭和四十七年四月一日から同年七月三十一日までの間における適用については、第二十一条の二中「自転車等を使用する距離が片道六キロメートル以上である職員とし、その通勤手当の月額は、次の表の片道の通勤距離の区分に応じ、それぞれ同表に定める額とする。」

片道の通勤距離	手当額
六キロメートル以上十キロメートル未満	一、四〇〇円
十キロメートル以上十五キロメートル未満	一、八〇〇円
十五キロメートル以上二十キロメートル未満	二、二〇〇円
二十キロメートル以上二十五キロメートル未満	二、六〇〇円
二十五キロメートル以上三十キロメートル未満	三、〇〇〇円
三十キロメートル以上三十五キロメートル未満	三、四〇〇円
三十五キロメートル以上	三、六〇〇円

」とあるのは「自転車等を使用する距離が片道十キロメートル以上である職員とする。」とし、第二十一条の三第二号及び第三号中「(交通機関等を利用しないで自転車等のみで通勤するものとした場合に前条の規定に該当する職員にあつては、同条の表の片道の通勤距離の区分に応じて、それぞれ同表に定める額)」とあるのは「(前条の職員にあつては、千八百円)」とする。

附 則 (昭和四八年人委規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四八年人委規則第七号)

この規則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四八年人委規則第一一号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年五月一日から適用する。

附 則 (昭和四八年人委規則第一六号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則中次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - 一 第十三条の二、第二十一条の二、第二十一条の三及び別表第四の改正規定 昭和四十八年四月一日
 - 二 別表第二の改正規定 昭和四十八年十月一日
- 3 この規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則第二十一条の二及び第二十一条の三の規定の昭和四十八年四月一日から同年十月三十一日までの間における適用については、第二十一条の二中「五キロメートル」とあるのは「六キロメートル」と、「

一、七〇〇円
二、三〇〇円
二、九〇〇円
三、五〇〇円
四、一〇〇円
四、七〇〇円
五、〇〇〇円

」とあるのは「

一、四〇〇円
二、〇〇〇円
二、五〇〇円

二、六〇〇円
三、〇〇〇円
三、四〇〇円
三、六〇〇円

」とし、第二十一条の三第一号中「その差額の二分の一が五千円をこえるときは、五千円」とあるのは「その差額の二分の一が二千円をこえるときは、二千円」とする。

附 則（昭和四八年人委規則第二四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年人委規則第二六号）

この規則は、昭和四十九年一月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定中高速道路交通警察隊長に係る部分は、昭和四十八年十二月一日から適用する。

附 則（昭和四九年人委規則第九号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和四九年人委規則第一七号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和四九年人委規則第二〇号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年九月一日から適用する。

附 則（昭和四九年人委規則第二二号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年十月十五日から適用する。

附 則（昭和四九年人委規則第二六号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第十五条第二号の改正規定を除き、昭和四十九年四月一日から適用する。ただし、別表第二中保安調査官を削る改正規定は、昭和五十年一月十日から施行する。
- 2 昭和四十九年四月一日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において条例第九条の五第一項第二号の職員たる要件を具備する期間があつた者に関するこの規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第十八条の八第一項及び第十八条の九第一項の規定の適用については、第十八条の八第一項中「速やかに」とあるのは「施行日以降速やかに」と、第十八条の九第一項中「これに係る事実の生じた日から十五日」とあるのは「施行日から六十日」とする。
- 3 施行日から四十五日を経過するまでの間において条例第九条の五第一項第二号の職員たる要件を具備するに至つた職員に関する改正後の規則第十八条の九の規定の適用につ

いては、同条第一項中「これに係る事実の生じた日から十五日」とあるのは、「施行日から六十日」とする。

4 改正後の規則第二十一条の二及び第二十一条の三の規定の昭和四十九年四月一日から同年十月三十一日までの間における適用については、第二十一条の二中「

二、三〇〇円
三、三〇〇円
四、三〇〇円
五、三〇〇円
六、三〇〇円
七、三〇〇円
八、〇〇〇円

」とあるのは「

一、七〇〇円
二、五〇〇円
三、六〇〇円
三、六〇〇円
四、一〇〇円
四、七〇〇円
五、〇〇〇円

」とし、第二十一条の三第一号中「その差額の二分の一が六千円を超えるときは、六千円」とあるのは「その差額の二分の一が五千円を超えるときは、五千円」とする。

附 則（昭和五〇年人委規則第一号）

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、第三十二条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行し、昭和五十年一月一日から適用し、別表第二中警察の項の改正規定は、公布の日から施行し昭和五十年三月十七日から適用する。

附 則（昭和五〇年人委規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年人委規則第九号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第三十三條の八の次に四條を加える改正規定及び別表第六の次に一表を加える改正規定は、昭和五十年一月一日から適用する。

附 則（昭和五〇年人委規則第一六号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十年九月十一日から適用する。

附 則（昭和五〇年人委規則第一九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年人委規則第一号）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定（第十五条第二号及び第十八条の十二の規定を除く。）は、昭和五十年四月一日から適用する。

2 改正後の規則第二十一条の三の規定の昭和五十年四月一日から同年十月三十一日までの間における適用については、同条第一号中「一万一千円」とあるのは「一万円」と、「六千円」とあるのは「四千円」とする。

附 則（昭和五一年人委規則第七号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、昭和五十一年一月一日から適用する。

附 則（昭和五一年人委規則第一〇号）

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、改正後の職員の給与の支給に関する規則別表第二の規定は、昭和五十一年三月十八日から適用する。

附 則（昭和五一年人委規則第一五号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、昭和五十一年六月一日から適用する。

附 則（昭和五一年人委規則第一七号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、昭和五十一年八月一日から適用する。

附 則（昭和五一年人委規則第二一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、昭和五十一年十月一日から適用する。

附 則（昭和五一年人委規則第二四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則第二十一条の二、第二十一条の三第一号、第三十三條の八、第四十一条第一項及び別表第四の規定は、昭

和五十一年四月一日から適用する。ただし、別表第五の改正規定は、昭和五十二年一月一日から施行する。

附 則（昭和五二年人委規則第三号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則別表第二の警察の項の規定は、昭和五十二年三月二十二日から適用する。

附 則（昭和五二年人委規則第九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定（第十五条第二号及び第十八条の十二の規定を除く。）は、昭和五十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和五三年人委規則第一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和五三年人委規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年人委規則第七号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

附 則（昭和五三年人委規則第一〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年人委規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和五三年人委規則第一七号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定（第十五条第二号の規定を除く。）は、昭和五十三年四月一日から適用する。

附 則（昭和五四年人委規則第一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、昭和五十四年一月一日から適用する。

附 則（昭和五四年人委規則第三号）

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則別表第二の警察の項の規定は、昭和五十四年三月十四日から適用する。

附 則（昭和五四年人委規則第六号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定（別表第一及び別表第二を除く。）は昭和五十四年四月一日から、同規則別表第一及び別表第二の規定は同年十二月十二日から適用する。ただし、第九条の改正規定、第九条の二の次に一条を加える改正規定及び別表第一の次に一表を加える改正規定は、昭和五十五年一月一日から施行する。

附 則（昭和五五年人委規則第一号）

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則別表第二の警察の項の規定は、同年三月二十一日から適用する。

附 則（昭和五五年人委規則第五号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

附 則（昭和五五年人委規則第七号）

この規則は、昭和五十五年八月一日から施行する。

附 則（昭和五五年人委規則第一一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、昭和五十六年一月一日から施行する。
- 2 改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定（別表第一の規定を除く。）は、昭和五十五年四月一日から適用する。

附 則（昭和五六年人委規則第一号）

改正 昭和五九年八月一〇日人委規則第九号
昭和六一年三月一八日人委規則第五号
平成三年一二月二五日人委規則第一四号
平成四年一二月二五日人委規則第二三号
平成六年一〇月一四日人委規則第一三号
平成七年一二月二二日人委規則第二二号
平成八年一二月二六日人委規則第二二号

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和五十五年八月九日から適用する。

（平三人委規則一四・一部改正）

（基準額等に関する経過措置）

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十六年条例第一号。以下「改正条例」という。）附則第二項の人事委員会が指定する職務の等級の号給は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める職務の等級の号給とする。

一 基準日（改正後の規則第三十三条の八第一項に規定する基準日をいう。以下同じ。）

（基準日の翌日から基準日の属する年の翌年の二月末日までの間に新たに職員となつた者にあつては、職員となつた日。以下この項及び次項において同じ。）において当該職員の属する職務の級が附則別表第一に掲げる職務の級以外の職務の級であり、かつ、基準日において当該職員が受ける職務の級の号給が附則別表第二の号給欄に掲げる号給以外の号給である場合 基準日において当該職員が受ける職務の級の号給と同じ号数の当該職務の級に係る対応等級（職務の級に対応する附則別表第三の職務の等級欄に掲げる職務の等級をいう。以下同じ。）の号給

二 基準日において当該職員が受ける職務の級の号給が附則別表第二の号給欄に掲げる号給である場合 基準日において当該職員が受ける職務の級の号給の号数に当該号給に対応する附則別表第二の調整数欄に掲げる数を加減して得た号数の号給（以下「調整号給」という。）と同じ号数の当該職務の級に係る対応等級の号給

三 基準日において当該職員の属する職務の級が附則別表第一に掲げる職務の級である場合 基準日において当該職員が受ける職務の級の号給の額と同じ額の当該職務の級の一级下位の職務の級の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給。以下「対応号給」という。）（当該対応号給が附則別表第二の号給欄に掲げる号給であるときは、当該対応号給に係る調整号給）と同じ号数の当該一级下位の職務の級に係る対応等級の号給

（昭六一人委規則五・全改、平三人委規則一四・一部改正）

3 改正条例附則第二項の人事委員会規則で定める場合は、基準日において職員の属する職務の級が附則別表第一に掲げる職務の級以外の職務の級であるときにあつては同日において当該職員が受ける職務の級の号給（当該号給が附則別表第二の号給欄に掲げる号給であるときは、当該号給に係る調整号給）が、同日において職員の属する職務の級が附則別表第一に掲げる職務の級であるときにあつては対応号給（当該対応号給が附則別表第二の号給欄に掲げる号給であるときは、当該対応号給に係る調整号給）がそれぞれ当該職務の級（同日において職員の属する職務の級が附則別表第一に掲げる職務の級であるときは、一级下位の職務の級）に係る対応等級の昭和五十五年八月九日における最高の号給の号数を超える号数の号給（以下「増設号給」という。）である場合、基準日において職員の属

する職務の級が附則別表第一に掲げる職務の級である場合(当該職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける場合を除く。)で、同日において当該職員が受ける給料月額と同じ額の当該職務の級の一級下位の職務の級の給料月額(同じ額の給料月額がないときは、直近下位の給料月額。以下「対応給料月額」という。)が当該一級下位の職務の級の最高の号給を超える給料月額であるとき、基準日において職員が給料の調整額又は教職調整額を受ける場合及び基準日において職員が医療職給料表(三)の適用を受け、かつ、給料の調整額を受けている場合又は給料の調整額を受けていない場合で平成三年三月三十一日において給料の調整を行うこととされていた職若しくはこれに相当する職を占めるときとし、同項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 基準日において当該職員の属する職務の級が附則別表第一に掲げる職務の級以外の職務の級である場合で、同日において当該職員が受ける職務の級の号給(当該号給が附則別表第二の号給欄に掲げる号給であるときは、当該号給に係る調整号給)が増設号給であるとき(第五号及び第六号の場合を除く。) 次に定める額

ア 基準日において当該職員が受ける職務の級の号給が附則別表第二の号給欄に掲げる号給以外の号給である場合にあつては、同日において当該職員が受ける職務の級の号給の号数から当該職務の級に係る対応等級の昭和五十五年八月九日における最高の号給の号数を減じた数を、同日における当該対応等級の最高の号給の額とその直近下位の号給の額との差額に乗じて得た額と、当該最高の号給の額との合計額

イ 基準日において当該職員が受ける職務の級の号給が附則別表第二の号給欄に掲げる号給である場合にあつては、同日において当該職員が受ける職務の級の号給に係る調整号給の号数から当該職務の級に係る対応等級の昭和五十五年八月九日における最高の号給の号数を減じた数を、同日における当該対応等級の最高の号給の額とその直近下位の号給の額との差額に乗じて得た額と、当該最高の号給の額との合計額

二 基準日において当該職員の属する職務の級が附則別表第一に掲げる職務の級である場合で、対応号給(当該対応号給が附則別表第二の号給欄に掲げる号給であるときは、当該対応号給に係る調整号給)が増設号給であるとき(第五号及び第六号の場合を除く。) 次に定める額

ア 当該対応号給が附則別表第二の号給欄に掲げる号給以外の号給である場合にあつては、基準日において当該職員が当該対応号給を受けるものとした場合に前号アの規定により得られる額

- イ 当該対応号給が附則別表第二の号給欄に掲げる号給である場合にあつては、基準日において当該職員が当該対応号給を受けるものとした場合に前号イの規定により得られる額
- 三 基準日において当該職員の属する職務の級が附則別表第一に掲げる職務の級である場合で、対応給料月額が当該職務の級の一級下位の職務の級の最高の号給を超える給料月額であるとき（次号、第五号及び第六号の場合を除く。） 次に定める額
- ア 当該一級下位の職務の級が附則別表第二の職務の級欄に掲げる職務の級以外の職務の級である場合にあつては、基準日において当該職員が当該対応給料月額を受けるものとした場合に次号アの規定により得られる額
- イ 当該一級下位の職務の級が附則別表第二の職務の級欄に掲げる職務の級である場合にあつては、基準日において当該職員が当該対応給料月額を受けるものとした場合に次号イの規定により得られる額
- 四 基準日において当該職員が職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける場合（次号及び第六号の場合を除く。） 次に定める額
- ア 基準日において当該職員の属する職務の級が附則別表第一に掲げる職務の級以外の職務の級であり、かつ、附則別表第二の職務の級欄に掲げる職務の級以外の職務の級である場合にあつては、同日において当該職員が受ける給料月額から同日における当該職員の属する職務の級の最高の号給の額を減じた額を同日における当該職務の級の最高の号給の額とその直近下位の号給の額との差額で除して得た数（同日における当該職務の級が増設号給を有するものであるときは、当該得た数に同日における当該職務の級の最高の号給の号数から当該職務の級に係る対応等級の昭和五十五年八月九日における最高の号給の号数を減じた数を加えた数）を、当該職務の級に係る対応等級の昭和五十五年八月九日における最高の号給の額とその直近下位の号給の額との差額に乗じて得た額と、当該最高の号給の額との合計額
- イ 基準日において当該職員の属する職務の級が附則別表第二の職務の級欄に掲げる職務の級である場合にあつては、同日において当該職員が受ける給料月額から同日における当該職員の属する職務の級の最高の号給の額を減じた額を同日における当該職務の級の最高の号給の額とその直近下位の号給の額との差額で除して得た数と、同日における当該職務の級の最高の号給の号数に当該最高の号給に係る附則別表第二の調整数欄に掲げる数を加減して得た数との合計数から、当該職務の級に係る対応等級の昭和五十五年八月九日における最高の号給の号数を減じた数を、同日における当

該対応等級の最高の号給の額とその直近下位の号給の額との差額に乗じて得た額と、当該最高の号給の額との合計額

ウ 基準日において当該職員の属する職務の級が附則別表第一に掲げる職務の級である場合で、一級下位の職務の級が附則別表第二の職務の級欄に掲げる職務の級以外の職務の級であるときにあつては、同日において当該職員が対応給料月額を受けるものとした場合にアの規定により得られる額

エ 基準日において当該職員の属する職務の級が附則別表第一に掲げる職務の級である場合で、一級下位の職務の級が附則別表第二の職務の級欄に掲げる職務の級であるときにあつては、同日において当該職員が対応給料月額を受けるものとした場合にイの規定により得られる額

五 基準日において当該職員が給料の調整額又は教職調整額を受ける場合(次号の場合を除く。) 前項の規定による職務の等級の号給の昭和五十五年八月九日における額又は前各号の規定による額(次号において「仮定給料月額」という。)とそれらの額を基礎とした場合における当該職員の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成七年福島県人事委員会規則第二十二号)による改正前の職員の給与の支給に関する規則(次号において「改正前の規則」という。) 第九条第二項の規定により算出した給料の調整額又は教職調整額との合計額

六 基準日において職員が医療職給料表(六)の適用を受け、かつ、次に掲げる場合に該当する場合 仮定給料月額に次のア又はイに掲げる場合の区分に応じてそれぞれア又はイに定める額を加算した額

ア 給料の調整額を受けている場合 仮定給料月額を基礎とした場合における当該職員の改正前の規則第九条第二項の規定により算出した給料の調整額に、仮定給料月額に百分の三を乗じて得た額と当該職員の属する職務の級に応じて附則別表第四に掲げる額との合計額を加算した額(その額が仮定給料月額の百分の二十五を超えるときは、仮定給料月額の百分の二十五に相当する額)

イ 給料の調整額を受けていない場合で平成三年三月三十一日において給料の調整を行うこととされていた職又はこれに相当する職を占めるとき 仮定給料月額に百分の三を乗じて得た額と当該職員の属する職務の級に応じて附則別表第四に掲げる額との合計額

(昭六一人委規則五・追加、平三人委規則一四・平七人委規則二二・一部改正)

4 改正条例附則第四項の人事委員会規則で定める額は、第一号に掲げる額が第二号に掲げ

る額以下である場合は第一号に掲げる額とし、同号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合は同号に掲げる額(当該額が改正後の職員の給与に関する条例第十八条第五項に規定する最高限度額に達しないこととなる場合にあっては、同項に規定する最高限度額)とする。

- 一 改正条例附則第四項に規定する改正前の条例の例による額
- 二 指定職俸給表(一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第九をいう。)十一号俸の俸給月額を受けたとした場合に算出される改正条例附則第四項に規定する改正前の条例の例による額から、その額の百分の三に相当する額に昭和五十五年八月九日からの経過年数を乗じて得た額を減じた額

(昭六一人委規則五・旧第三項繰下・一部改正、平六人委規則一三・一部改正)

附則別表第1

(昭61人委規則5・追加、平3人委規則14・平4人委規則23・一部改正)

給料表	職務の級
行政職給料表	5級 7級 10級
公安職給料表	5級 7級 10級
研究職給料表医療職給料表(二)	4級
医療職給料表(三)	4級 7級

附則別表第2

(昭61人委規則5・追加、平8人委規則22・一部改正)

給料表	職務の級	号給	調整数
行政職給料表	1級	すべての号給	+1
	4級	すべての号給	+1
	6級	すべての号給	+1
	8級	すべての号給	+1
公安職給料表	1級	すべての号給	+1
	4級	すべての号給	+1
	6級	すべての号給	+1
	8級	すべての号給	+1
	9級	すべての号給	+2

教育職給料表（一）	1級	9号給から11号給までの号給	+1
		12号給以上の号給	+2
	2級	3号給から5号給までの号給	+1
		6号給から8号給までの号給	+2
		9号給以上の号給	+3
	3級	3号給以下の号給	+1
		4号給から6号給までの号給	+2
		7号給以上の号給	+3
	4級	1号給	+2
		2号給以上の号給	+3
教育職給料表（二）	1級	すべての号給	+1
	2級	8号給以下の号給	+1
		9号給から11号給までの号給	+2
		12号給から14号給までの号給	+3
		15号給以上の号給	+4
	3級	2号給以下の号給	+1
		3号給以上の号給	+2
研究職給料表	1級	3号給以下の号給	+1
		4号給以上の号給	-3
	2級	9号給から11号給までの号給	+1
		12号給以上の号給	+2
	3級	3号給以下の号給	+3
		4号給から6号給までの号給	+4
		7号給以上の号給	+5
	5級	すべての号給	+3
	医療職給料表（一）	1級	5号給以下の号給
6号給から8号給までの号給			+2
9号給から11号給までの号給			+3
12号給以上の号給			+4
2級		3号給以下の号給	+1

		4号給から6号給までの号給	+2
		7号給以上の号給	+3
	3級	3号給以下の号給	+1
		4号給以上の号給	+2
医療職給料表（二）	1級	2号給	+1
		3号給以上の号給	-2
医療職給料表（三）	5級	すべての号給	+3

備考 調整数欄の「+」の数は加える数を、「-」の数は減ずる数を示す。

附則別表第3

(昭61人委規則5・追加)

給料表	職務の級	職務の等級
行政職給料表	1級	7等級
	2級	6等級
	3級	5等級
	4級	4等級
	6級	3等級
	8級	2等級
	9級	1等級
	11級	特1等級
公安職給料表	1級	6等級
	2級	5等級
	3級	4等級
	4級	3等級
	6級	2等級
	8級	1等級
	9級	特1等級
教育職給料表(1)	1級	4等級
	2級	3等級
	3級	2等級
	4級	1等級

教育職給料表(2)	1級	3等級
	2級	2等級
	3級	1等級
	4級	特1等級
研究職給料表	1級	4等級 (3号給以下の号給にあつては、5等級)
	2級	3等級
	3級	2等級
	5級	1等級
医療職給料表(1)	1級	4等級
	2級	3等級
	3級	2等級
	4級	1等級
医療職給料表(2)	1級	5等級 (2号給以下の号給にあつては、6等級)
	2級	4等級
	3級	3等級
	5級	2等級
	6級	1等級
	7級	特1等級
医療職給料表(3)	1級	4等級
	2級	3等級
	3級	2等級
	5級	1等級
	6級	特1等級

附則別表第4

(平3人委規則14・追加)

職務の級	額
1級	1,442円ただし、1号給1,291円 2号給1,338円

	3号給1,386円 4号給1,434円
2級	1,668円ただし、1号給1,482円 2号給1,548円 3号給1,618円
3級	2,067円ただし、1号給1,984円 2号給2,062円
4級	2,067円
5級	2,345円ただし、1号給2,314円
6級	2,769円
7級	2,970円

附 則（昭和五六年人委規則第二号）

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則別表第二の警察の項の規定は、昭和五十六年三月二十日から適用する。

附 則（昭和五六年人委規則第六号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、昭和五十六年五月一日から適用する。

附 則（昭和五六年人委規則第一一号）

この規則は、昭和五十六年十一月八日から施行する。

附 則（昭和五六年人委規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

附 則（昭和五七年人委規則第二号）

1 この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、別表第二知事の事務部局の出先機関の項職名の欄の改正規定中主任専門獣医技師に係る部分及び別表第五の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則別表第五の規定は、昭和五十七年三月二十三日から適用する。

附 則（昭和五七年人委規則第七号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、昭和五十七年三月二十三日から適用する。

附 則（昭和五七年人委規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年人委規則第三号）

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和五八年人委規則第一二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の二の改正規定は、昭和五十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

附 則（昭和五九年人委規則第一号）

- 1 この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、別表第二警察の警察本部の項職名の欄の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則（別表第二警察の警察本部の項職名の欄の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、昭和五十九年三月二十六日から適用する。

附 則（昭和五九年人委規則第五号）

この規則は、昭和五十九年五月一日から施行する。

附 則（昭和五九年人委規則第九号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の規定は、昭和五十八年八月十日から適用する。

附 則（昭和五九年人委規則第一〇号）

この規則は、昭和五十九年九月一日から施行する。

附 則（昭和五九年人委規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和六〇年人委規則第三号）

- 1 この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、別表第二警察の警察本部の項職名の欄の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、昭和六十年三月二十三日から適用する。

附 則（昭和六〇年人委規則第一〇号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、昭

和六十年七月一日から適用する。

附 則（昭和六一年人委規則第五号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の規定は、昭和六十年八月九日から適用する。

附 則（昭和六一年人委規則第六号）

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年人委規則第一六号）

この規則は、昭和六十一年八月一日から施行する。

附 則（昭和六一年人委規則第一七号）

この規則は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附 則（昭和六一年人委規則第一九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和六二年人委規則第三号）

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六二年人委規則第一〇号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和六三年人委規則第四号）

改正 平成元年一二月一二日人委規則第一二号

- 1 この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、第三十三条の七第三項第四号の改正規定（「第五項」を「第六項」に改める部分に限る。）は、昭和六十三年四月十七日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの規則による改正前の職員の給与の支給に関する規則の規定に基づいて特地勤務手当の支給を受けていた職員で、当該職員に係るこの規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則（以下「新規則」という。）に基づく特地勤務手当の月額（以下この項において「施行日以後の特地勤務手当の月額」という。）が施行日の前日における特地勤務手当の月額（以下この項において「施行日前の特地勤務手当の月額」という。）に達しないこととなるもの（新規則に基づく特地勤務手当の支給を受けないこととなる者を含む。）については、新規則第二十八条第二項の規定にかかわらず、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた公

署に引き続き勤務する場合においては、施行日から平成元年十二月三十一日までの間（その間に当該職員に係る施行日以後の特地勤務手当の月額が施行日前の特地勤務手当の月額に達するときは、施行日からその達するまでの間）、当該施行日前の特地勤務手当の月額に相当する額の特地勤務手当を支給する。

（平元人委規則一二・一部改正）

附 則（昭和六三年人委規則第一四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年人委規則第一七号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

附 則（平成元年人委規則第一号）

1 この規則は、平成元年四月一日から施行する。ただし、第六条、第三十条、第三十一条第一項第一号及び第二号、第三十三条の七第三項第四号並びに第四十条の四の改正規定並びに次項の規定は、同年五月一日から施行する。

2 平成元年六月に支給する勤勉手当に係るこの規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則第三十三条の七第三項第四号の規定の適用については、同号中「勤務を要しない日」とあるのは、「勤務を要しない日、職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例（平成元年福島県条例第十一号）による改正前の職員の勤務時間に関する条例附則第三項から第六項までの規定又は職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例（昭和六十三年福島県条例第七号）附則第二項及び第三項の規定により一日の勤務時間のすべてが勤務を要しない時間として指定された日」とする。

附 則（平成元年人委規則第一〇号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成元年八月一日から適用する。

附 則（平成元年人委規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年人委規則第一二号）

改正 平成一二年二月二五日人委規則第一号

（施行期日）

1 この規則は、平成二年一月一日から施行する。

（特地勤務手当に関する経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの規則による改正前の職員の給与の支給に関する規則第二十八条又は職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（昭和六十三年福島県人事委員会規則第四号）附則第二項の規定による特勤手当の支給を受けていた職員で、当該職員に係るこの規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則（以下「新規則」という。）第二十八条の規定による特勤手当の月額（以下この項において「施行日以後の特勤手当の月額」という。）が施行日の前日における特勤手当の月額（以下この項において「施行日前の特勤手当の月額」という。）に達しないこととなるものに係る特勤手当の月額は、同条第二項の規定にかかわらず、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた公署に引き続き勤務する場合においては、当該施行日前の特勤手当の月額に相当する額に、平成十四年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額（当該額に一円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

（平一二人委規則一・一部改正）

（特勤手当に準ずる手当に関する経過措置）

3 施行日の前日において職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）第十一条の三第一項の規定により人事委員会が指定する公署（以下この項において「準特地公署」という。）として指定されていた公署で施行日において準特地公署として指定されないこととなるものは、施行日の前日に当該公署に勤務する職員で施行日以後当該公署に引き続き勤務することとなるものに係る特勤手当に準ずる手当の支給については、準特地公署とみなす。この場合において、当該職員に係る特勤手当に準ずる手当の月額の算定は、新規則第二十八条の三第二項の規定にかかわらず、施行日の前日における給料及び扶養手当の月額の合計額を基礎として、行うものとする。

（職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

4 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成元年人委規則第一五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の二の次に一条を加える改正規定は、平成二年四月一日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成元年四月一日から適用する。

附 則（平成二年人委規則第一号）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年人委規則第二号）

- 1 この規則は、平成二年四月一日から施行する。ただし、別表第二警察の警察本部の項及び警察の警察学校の項の改正規定並びに別表第五の改正規定中福島県田島警察署松沢連絡派出所に係る部分並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則（別表第二警察の警察本部の項の改正規定中交通管理官に係る部分に限る。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成二年三月二十三日から適用する。

附 則（平成二年人委規則第八号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則第十二条の規定は、平成二年四月一日から適用する。

附 則（平成二年人委規則第一一号）

この規則は、平成二年九月一日から施行する。

附 則（平成二年人委規則第一四号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十二条、第三十三条の四第二項、第三十三条の五第二項第二号、第三十三条の七第三項第四号、第三十三条の八第五項第二号、第三十六条第一項第三号及び第四十条の四第三号の改正規定は平成三年一月一日から、第三十三条の九の改正規定は同年四月一日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成二年四月一日から適用する。

（経過措置）

- 3 平成三年三月に支給する期末手当に係る在職期間の算定に関しては、改正後の職員の給与の支給に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）第三十三条の四第二項の規定は、同項の改正規定の施行の日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。
- 4 平成三年六月に支給する勤勉手当に係る勤務時間の算定に関しては、改正後の規則第三十三条の七第三項第四号の規定は、同号の改正規定の施行の日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。

附 則（平成三年人委規則第七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二知事の事務部局の出先機関の項の改正規定、同表警察の警察本部の項の改正規定中主任専門研究員に係る部分及び第一号様式から第四号様式までの改正規定は、平成三年四月一日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成三年三月十四日から適用する。
- 3 第一号様式から第四号様式までの改正規定の施行の際現に作成されている改正前の職員の給与の支給に関する規則第一号様式から第四号様式までの規定による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成三年人委規則第一三号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十五条第二号及び第三十一条の改正規定並びに第三十二条の二の次に三条を加える改正規定は、平成四年一月一日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成三年四月一日から適用する。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の職員の給与の支給に関する規則第二号様式の規定による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成三年人委規則第一四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の規定は、平成三年八月九日から適用する。

附 則（平成四年人委規則第二号）

- 1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定（同表警察の警察本部の項及び警察の警察署の項に係る部分に限る。）、別表第五の改正規定（「福島県内水面水産試験場」を「／福島県内水面水産試験場／大峠・日中総合管理事務所／」に改める部分を除く。）及び別表第六の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則（別表第二の改正規定（同表警察の警察本部の項及び警察の警察署の項に係る部分に限る。）及び別表第五の改正規定（「福島県猪苗代警察署裏磐梯派出所」を「福島県猪苗代警察署裏磐梯駐在所」に改める部分及び「福島県会津坂下警察署柳津派出所」を「福島県会津坂下警察署柳津駐在所」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則別表第二及び別表第五の規定は、平成四年三月十九日から適用する。
- 3 平成四年六月に支給する期末手当に係る在職期間の算定に関しては、この規則（附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の職員の給与の支給に関する規

則第三十三条の四第一項の規定は、この規則の施行の日以後の期間について適用し、同日前の期間については、なお従前の例による。

附 則（平成四年人委規則第一三号）

この規則は、平成四年八月一日から施行する。

附 則（平成四年人委規則第一五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年人委規則第一七号）

この規則は、平成四年十月一日から施行する。

附 則（平成四年人委規則第二〇号）

この規則は、平成四年十一月一日から施行する。

附 則（平成四年人委規則第二二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の二、第十八条の二の二、別表第一の二及び別表第七の改正規定は、平成五年四月一日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則（第一号様式を除く。）の規定は、平成四年四月一日から適用する。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の職員の給与の支給に関する規則第一号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成四年規則第二三号）

この規則は、平成五年八月十日から施行する。

附 則（平成五年規則第三号）

この規則は、平成五年四月一日から施行する。ただし、別表第五の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年人委規則第一一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則第二十七条の四及び別表第三の規定は、平成五年四月一日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の職員の給与の支給に関する規則第一号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成六年人委規則第三号）

- 1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。ただし、別表第二警察の警察本部の項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の職員の給与に関する規則の規定は、平成六年三月二十八日から適用する。

附 則（平成六年人委規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中職員の給与の支給に関する規則第三十二条の三の改正規定、同規則第四十条の二の改正規定、同規則別表第二の知事の事務局の出先機関の項の改正規定及び同規則別表第五の改正規定（地域農業改良普及センターに係る部分に限る。）は、平成六年十月十五日から施行する。

附 則（平成六年人委規則第一八号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十一条第一項の改正規定は、平成七年四月一日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成六年四月一日から適用する。

附 則（平成七年人委規則第四号）

1 この規則は、平成七年四月一日から施行する。ただし、別表第五の改正規定（「福島県真野ダム管理事務所」を「／福島県真野ダム管理事務所／福島県あぶくま高原自動車道建設事務所／」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

2 この規則（別表第五の改正規定（「福島県郡山警察署舟津駐在所」を「／福島県郡山警察署舟津駐在所／福島県石川警察署平田駐在所／」に改める部分及び「福島県石川警察署平田駐在所」を削る部分に限る。）に限る。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則別表第五の規定は、平成七年三月十七日から適用する。

附 則（平成七年人委規則第一五号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則は、平成七年七月十一日から適用する。

附 則（平成七年人委規則第一八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年人委規則第二〇号）

この規則は、平成七年十一月二十七日から施行する。

附 則（平成七年人委規則第二二号）

改正 平成八年一二月二六日人委規則第二二号

平成九年一二月二四日人委規則第一五号

平成一二年二月二五日人委規則第一号

平成一四年一二月二四日人委規則第二四号

平成一五年三月二八日人委規則第一二号

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成八年一月一日から施行する。ただし、第十条及び別表第三の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成七年四月一日から適用する。
- 3 平成十五年一月一日（以下「新基準日」という。）の前日において給料の調整を行う職を占める職員のうち、同日に受ける給料月額（新基準日以後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会の定める給料月額。以下この項において「基礎給料月額」という。）及び基礎給料月額に基づき新基準日の前日におけるこの規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第九条第二項の規定により算出した額の合計額から基礎給料月額と新基準日の前日に受ける職務の級及び号給（同日に受ける号給が附則別表第一の号給欄に掲げる号給である場合にあっては、同日に受ける号給の号数に当該号給欄に掲げる号給に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号給）の平成八年一月一日において適用される給料月額（新基準日の前日に受ける職務の級の号給が平成八年一月一日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数の号給又は同日における当該職務の級の最高の号給の号数を超えない号数の号給で同年四月一日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数のものである職員及び新基準日の前日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員並びに新基準日以後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。）との差額の二分の一を減じた額（以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。）が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎としてこの規則による改正前の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第九条第二項の規定の例により得られる額の合計額（以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。）に達しない職員の給料の調整額は、改正後の規則第九条第二項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間において引き続き当該職又は当該職と改正後の規則別表第一の調整数欄に掲げる調整数（次項から附則第六項までにおいて「調整数」という。）が同一である職を占める間、同条第二項の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表第二の上欄に掲げる期間

の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。

(平一四人委規則二四・全改、平一五人委規則一二・一部改正)

- 4 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員(新基準日以後に新たに職員となった者を除く。)の給料の調整額については、当該職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなして、前項の規定を準用する。

(平一四人委規則二四・全改)

- 5 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員(新基準日以後に新たに職員となった者に限る。)のうち、当該職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなした場合に、新たに職員となった日(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める日。以下この項において同じ。)に受ける職務の級及び号給の新基準日の前日において適用される給料月額(新たに職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員及び新たに職員となった日後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会の定める給料月額。以下この項において「みなし基礎給料月額」という。)及びみなし基礎給料月額に基づき新基準日の前日における改正後の規則第九条第二項の規定により算出した額の合計額からみなし基礎給料月額と新たに職員となった日に受ける職務の級及び号給(新たに職員となった日に受ける号給が附則別表第一の号給欄に掲げる号給である場合にあつては、新たに職員となった日に受ける号給の号数に当該号給欄に掲げる号給に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号給)の平成八年一月一日において適用される給料月額(新たに職員となった日に受ける職務の級の号給が平成八年一月一日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数の号給又は同日における当該職務の級の最高の号給の号数を超えない号数の号給で同年四月一日における当該職務の級の最高の号給の号数を超える号数のものである職員及び新たに職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員並びに新たに職員となった日後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。)との差額の二分の一を減じた額(以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。)が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎として改正前の規則第九条第二項の規定の例により得られる額の合計額(以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。)に達しない職員の給料の調整額は、改正後の規則第九条第二項の規定にかかわらず、平成

十八年三月三十一日までの間において引き続き当該職又は当該職と調整数が同一である職を占める間、同項の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表第二の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。

(平一四人委規則二四・追加、平一五人委規則一二・一部改正)

- 6 新基準日の前日において給料の調整を行う職を占める職員で新基準日以後に調整数が異なる職に異動したもの又は新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員で当該職を占めることとなった日後に調整数が異なる職に異動したものの給料の調整額については、これらの異動後の職に係る調整数を新基準日の前日におけるこれらの職員に係る調整数とみなして、附則第三項(新基準日以後に新たに職員となった者にあっては、前項)の規定を準用する。

(平一四人委規則二四・追加)

- 7 附則第三項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置(給料の調整額に関する経過措置に限る。)は、人事委員会が定める。

(平一四人委規則二四・旧第五項繰下・一部改正)

(通勤手当に関する経過措置)

- 8 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において改正前の規則第二十一条第一項の規定による通勤手当の支給を受けていた職員で、改正後の規則第二十一条第一項の通勤手当の月額が施行日の前日における通勤手当の月額に達しないこととなるもの(施行日以後、新たに改正後の規則第二十一条第一項第二号の適用を受けることとなった職員のうち、この者との均衡を図る必要があると任命権者が認める者を含む。)に係る通勤手当の月額は、改正後の規則第二十一条第一項の規定にかかわらず、平成八年三月三十一日までの間、改正前の規則第二十一条第一項の規定により算出した額とする。

(平一四人委規則二四・旧第六項繰下)

(特地勤務手当に関する経過措置)

- 9 施行日の前日において改正前の規則の規定に基づいて特地勤務手当の支給を受けていた職員で、当該職員に係る改正後の規則に基づく特地勤務手当の月額(以下「施行日以後の特地勤務手当の月額」という。)が施行日の前日における特地勤務手当の月額(以下「施行日前の特地勤務手当の月額」という。)に達しないこととなるもの(改正後の規則に基づく特地勤務手当の支給を受けないこととなる者を含む。)に係る特地勤務手当の月額は、

改正後の規則第二十八条第二項の規定にかかわらず、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた公署に引き続き勤務する場合においては、当該施行日前の特地勤務手当の月額に相当する額に、平成十四年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額(当該額に一円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

(平一二人委規則一・一部改正、平一四人委規則二四・旧第七項繰下)

(職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

10 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(昭和五十六年福島県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(平一四人委規則二四・旧第八項繰下)

附則別表第一

(平八人委規則22・追加、平15人委規則12・旧附則別表・一部改正)

給料表	職務の級	号給	調整数
教育職給料表(一)	1級	9号給から11号給までの号給	1
		12号給以上の号給	2
	2級	3号給から5号給までの号給	1
		6号給から8号給までの号給	2
		9号給以上の号給	3
	3級	4号給から6号給までの号給	1
		7号給以上の号給	2
4級	2号給以上の号給	1	
教育職給料表(二)	2級	9号給から11号給までの号給	1
		12号給から14号給までの号給	2
		15号給以上の号給	3
	3級	3号給以上の号給	1
医療職給料表(一)	1級	6号給から8号給までの号給	1
		9号給から11号給までの号給	2
		12号給以上の号給	3
	2級	4号給から6号給までの号給	1

		7号給以上の号給	2
	3級	3号給以下の号給	1
		4号給以上の号給	2

附則別表第二

(平一五人委規則一二・追加)

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	百分の七十五
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	百分の五十
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	百分の二十五

附 則 (平成八年人委規則第三号)

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年人委規則第六号)

この規則は、平成八年三月二十五日から施行する。

附 則 (平成八年人委規則第八号)

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年人委規則第一五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年人委規則第二二号)

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則(以下「改正後の規則」という。)及び第二条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(以下「改正後の平成七年規則」という。)の規定並びに次項から附則第五項まで、第八項及び第九項の規定は平成八年四月一日から、第三条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(以下「改正後の昭和五十六年規則」という。)の規定並びに附則第六項及び第七項の規定は同年八月九日から適用する。

(給料の調整額に関する経過措置)

- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成八年福島県条例第三十六号。以下「改正条例」という。)附則第四項又は第八項の規定の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員に対する改正後の規則第九条第二項の規定の平成八年四月一日以後における適用については、当該各号に定める額をもって同項に規定する調整基本額とする。
 - 改正条例附則第四項の規定により附則別表第一の暫定給料月額欄に掲げる額の給料

月額を受ける職員 当該給料月額に対応する同表の調整基本額欄に定める額

二 改正条例附則第八項の規定により附則別表第二の給料月額欄に掲げる額の給料月額
を受ける職員 当該給料月額に対応する同表の調整基本額欄に定める額

4 改正条例附則別表のア、イ又はエの表の暫定給料月額欄に定める給料月額を受ける職員
に対する改正後の平成七年規則附則第三項の規定の平成八年四月一日以後における適用
については、同項中「号給の給料月額」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例（平成八年福島県条例第三十六号）附則別表のア、イ又はエの表の暫定給料月
額欄に定める額（以下「暫定給料月額」という。）の給料月額」と、「号給（現に受ける
号給が附則別表の号給欄に掲げる号給である場合にあっては、現に受ける号給の号数に当
該号給欄に掲げる号給に対応する同表の調整数欄に掲げる数を加えた号数の号給）」とあ
るのは「暫定給料月額に対応する同表の旧号給欄に定める号給」とする。

5 平成八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正条例による改
正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに
給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に
異動のあった職員のうち、第二条の規定による改正前の職員の給与の支給に関する規則の
一部を改正する規則（以下「改正前の平成七年規則」という。）附則第三項の適用を受け
た職員で、当該給料表の適用の日又は異動の日における改正条例による改正後の職員の給
与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（改正条例附則第八項の規定を
含む。）による給料月額及び当該給料月額を基礎とした改正後の規則第九条第二項又は改
正後の平成七年規則附則第三項の規定による給料の調整額の合計額（以下「改正後の給料
の月額」という。）が同日において受けていた改正前の条例の規定による給料月額及び当
該給料月額を基礎とした改正前の平成七年規則附則第三項の規定による給料の調整額の
合計額（以下「改正前の給料の月額」という。）に達しないものの給料の調整額は、改正
後の規則第九条第二項及び改正後の平成七年規則附則第三項の規定にかかわらず、改正後
の給料の月額が同日における改正前の給料の月額に達するまでの間、これらの規定による
給料の調整額に改正前の給料の月額と改正後の給料の月額との差額を加えた額とする。

（寒冷地手当の基準額等に関する経過措置）

6 改正後の条例第十八条第一項の規定による平成八年度の基準日（当該基準日の翌日から
平成九年二月末日までの間に新たに職員となった者にあつては、職員となった日。以下「平
成八年度基準日」という。）において職員が改正条例附則別表のア、イ又はエの表の暫定
給料月額欄に定める給料月額を受ける場合の改正後の昭和五十六年規則附則第二項の規

定の適用については、同項第一号中「号給が附則別表第二」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成八年福島県条例第三十六号。以下「平成八年改正条例」という。）附則別表のア、イ又はエの表の暫定給料月額欄に掲げる給料月額に対応する同表の旧号給欄に定める号給（以下この号及び次号において「旧号給」という。）が職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成八年福島県人事委員会規則第二十二号）第三条の規定による改正前の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則附則別表第二（以下「旧附則別表第二」という。）」と、「号給と同じ号数」とあるのは「旧号給と同じ号数」と、同項第二号中「職務の級の号給」とあるのは「職務の級の旧号給」と、「附則別表第二」とあるのは「旧附則別表第二」とする。

- 7 平成八年四月一日から同年八月九日までの間において、改正前の条例の規定により、その受ける号給に異動のあった職員の平成八年度基準日における指定号給（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十六年福島県条例第一号）附則第二項の人事委員会が指定する職務の等級の号給をいう。以下同じ。）について、改正後の条例の規定による職務の級の号給を基礎とした改正後の昭和五十六年規則附則第二項の規定により得られる指定号給が改正前の条例の規定による職務の級の号給を基礎とした第三条の規定による改正前の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則附則第二項の規定により得られる指定号給（以下「改正前の指定号給」という。）に達しないこととなる場合は、改正後の昭和五十六年規則附則第二項の規定にかかわらず、改正前の指定号給をもってその職員の指定号給とする。

（義務教育等教員特別手当に関する経過措置）

- 8 改正条例附則別表のイの表の暫定給料月額欄に定める給料月額を受ける職員に対する改正後の規則第三十三条の十一の規定の平成八年四月一日から同年十二月三十一日までの間における適用については、同条第一号中「号給（職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける教育職員にあつては、その者の属する職務の級の最高の号給。以下同じ。）」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成八年福島県条例第三十六号）附則別表のイの表の暫定給料月額欄に掲げる給料月額に対応する同表の旧号給欄に定める号給（次号及び第三号において「旧号給」という。）」と、「別表第九」とあるのは「職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成八年福島県人事委員会規則第二十二号）第一条の規定による改正前の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正前の規則」という。）別表第九」と、同条第二号及び第三号中「号給」とあるのは「旧号給」と、「別表第九」とあるのは「改正前の規則別表第九」とする。

9 平成八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正前の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、当該適用の日又は異動の日における改正後の条例の規定によるその者の属する職務の級及びその者の受ける号給を基礎とした改正後の規則第三十三条の十一の規定による義務教育等教員特別手当の月額（以下「改正後の手当額」という。）が同日において改正前の条例及び改正前の規則の規定により受けていた義務教育等教員特別手当の月額（以下「改正前の手当額」という。）に達しない職員の義務教育等教員特別手当の月額は、改正後の規則第三十三条の十一の規定にかかわらず、改正後の手当額が同日における改正前の手当額に達するまでの間、同日における改正前の手当額とする。

（雑則）

10 附則第三項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則別表第1

給料表	職務の級	暫定給料月額	調整基本額
教育職給料表（一）	2級	250,200円	11,259円
		259,600円	11,682円
		269,100円	12,109円
	3級	297,200円	13,374円
教育職給料表（二）	2級	228,800円	10,296円
		237,200円	10,674円
		245,800円	11,061円
医療職給料表（一）	2級	308,300円	13,873円
	3級	334,900円	15,070円

附則別表第2

給料表	職務の級	給料月額	調整基本額
教育職給料表（一）	2級	255,800円	11,511円
教育職給料表（二）	2級	233,800円	10,521円

附 則（平成九年人委規則第三号）

この規則は、平成九年三月二十四日から施行する。

附 則（平成九年人委規則第八号）

（施行期日等）

1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。

（寒冷地手当の基準額に関する経過措置）

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成九年福島県条例第三号。以下「改正条例」という。）附則第二項の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項の人事委員会規則で定める額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 平成九年三月一日から平成十三年二月二十八日までの間（以下「対象期間」という。）に職員が改正条例第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十八条第五項の規定によるものとした場合の基準額（以下「改正後の基準額」という。）の異なる地域に異動した場合（第三号から第六号までに掲げる場合を除く。）

次のア又はイに掲げる場合の区分に応じてそれぞれア又はイに定める額

ア 当該異動の直後に在勤する地域に係る改正後の基準額が平成九年二月二十八日において在勤していた地域に係る改正後の基準額に達しないこととなる場合（当該異動の日以後の対象期間において更に改正後の基準額の異なる地域に異動した場合を含む。以下「基準額の低い地域に異動した場合」という。） 改正条例附則第二項に規定する平成八年度基準日（以下「平成八年度基準日」という。）における当該職員の給料の月額と平成八年度基準日におけるその者の扶養親族の数に応じて改正条例第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第八条第三項及び第四項の規定の例により算出した額との合計額（同条の規定が適用されない職員にあつては、平成八年度基準日における給料の月額）又は五十八万三千円のいずれか低い額（以下「基礎額」という。）に当該異動の直後に在勤する地域（当該異動の日以後の対象期間において更に改正後の基準額の異なる地域に異動した場合にあつては、平成九年三月一日から改正後の基準額の異なる地域への直近の異動の日までの間に当該職員の在勤する地域のうち改正後の基準額の最も低い地域。以下「異動後の地域」という。）に応じて改正前の条例第十八条第三項の表に掲げる支給割合を乗じて得た額と異動後の地域及び平成九年二月二十八日における当該職員の世帯等の区分に応じて同表に掲げる額を合算した額

イ アに該当する場合以外の場合（次号に掲げる場合を除く。） 改正条例附則第二項

に規定する合算した額

二 対象期間に職員の世帯等の区分に変更があった場合(次号から第六号までに掲げる場合を除く。) 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じてそれぞれア又はイに定める額

ア 当該変更の直後の世帯等の区分に係る改正前の条例第十八条第三項の表に掲げる額が平成九年二月二十八日における当該職員の世帯等の区分に係る同表に掲げる額に達しないこととなる場合(当該変更の日以後の対象期間において更に世帯等の区分に変更があった場合を含む。以下「基準額の低い世帯等の区分への変更があった場合」という。) 基礎額に平成九年二月二十八日において当該職員の在勤していた地域に応じて同表に掲げる支給割合を乗じて得た額と当該地域及び当該変更の直後の世帯等の区分(当該変更の日以後の対象期間において更に世帯等の区分に変更があった場合にあっては、平成九年三月一日から世帯等の区分の直近の変更の日までの間における当該職員の世帯等の区分のうち同表に掲げる額の最も低い世帯等の区分。以下「変更後の世帯等の区分」という。) に応じて同表に掲げる額を合算した額

イ アに該当する場合以外の場合(前号アに掲げる場合を除く。) 改正条例附則第二項に規定する合算した額

三 対象期間に職員が基準額の低い地域に異動した場合で、かつ、対象期間に当該職員の世帯等の区分について基準額の低い世帯等の区分への変更があった場合(次号から第六号までに掲げる場合を除く。) 基礎額に異動後の地域に応じて改正前の条例第十八条第三項の表に掲げる支給割合を乗じて得た額と異動後の地域及び変更後の世帯等の区分に応じて同表に掲げる額を合算した額

四 平成八年度基準日において職員が教職調整額を受けていた場合(次号及び第六号に掲げる場合を除く。) 基礎額と平成八年度基準日における当該職員の教職調整額との合計額に平成九年二月二十八日において当該職員の在勤していた地域(対象期間に当該職員が基準額の低い地域に異動した場合にあっては、異動後の地域。以下同じ。) に応じて改正前の条例第十八条第三項の表に掲げる支給割合を乗じて得た額と同日において当該職員の在勤していた地域及び同日における当該職員の世帯等の区分(対象期間に当該職員の世帯等の区分について基準額の低い世帯等の区分への変更があった場合にあっては、変更後の世帯等の区分。以下同じ。) に応じて同表に掲げる額を合算した額

五 平成九年二月二十八日において職員の在勤していた地域及び同日における当該職員の世帯等の区分をそれぞれ平成八年度基準日において当該職員の在勤していた地域及び平成八年度基準日における当該職員の世帯等の区分とみなして平成八年度基準日に

において職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和五十六年福島県条例第一号。以下「昭和五十六年改正条例」という。)附則第二項の規定を適用するものとした場合に当該職員が同項の暫定基準額を受けることとなる時(次号に掲げる場合を除く。)当該暫定基準額(その額が五十八万三千円に平成九年二月二十八日において当該職員の在勤していた地域に応じて改正前の条例第十八条第三項の表に掲げる支給割合を乗じて得た額と当該地域及び同日における当該職員の世帯等の区分に応じて同表に掲げる額を合算した額を超えることとなる時は、当該合算した額)

六 平成九年二月二十八日において職員(昭和五十五年八月九日以前から引き続き在職する職員に限る。)の在勤していた地域及び平成九年二月二十八日における当該職員の世帯等の区分をそれぞれ平成八年度基準日において当該職員の在勤していた地域及び平成八年度基準日における当該職員の世帯等の区分とみなして平成八年度基準日において昭和五十六年改正条例附則第四項の規定を適用するものとした場合に当該職員が同項の人事委員会規則で定める額を受けることとなる時 当該人事委員会規則で定める額から平成九年二月二十八日において当該職員の在勤していた地域及び同日における当該職員の世帯等の区分に応じて改正前の条例第十八条第四項の表に掲げる額を減じた額

附 則 (平成九年人委規則第一四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年人委規則第一五号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中職員の給与の支給に関する規則第二十一条の六第一号の改正規定は平成十年一月一日から、同規則第十八条の八の改正規定は同年四月一日から施行する。
- 2 第一条(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則及び第二条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の規定は、平成九年四月一日から適用する。

附 則 (平成一〇年人委規則第五号)

- 1 この規則は、平成十年四月一日から施行する。ただし、別表第二警察の警察本部の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成十年三月二十三日から適用する。

附 則 (平成一〇年人委規則第一〇号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成十年四月一日から適用する。

附 則（平成一〇年人委規則第一二号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十三条の二の二を第三十三条の二の三とし、第三十三条の二の次に一条を加える改正規定、第三十三条の三の改正規定、第三十三条の四の二第一項、第三十三条の四の三、第三十三条の四の五及び第三十三条の四の七の改正規定、第三十三条の六第七項の改正規定、第三十三条の七の次に七条を加える改正規定、別表第七の改正規定並びに別表第八の改正規定は平成十一年一月一日から、第十八条の二の二を削る改正規定、第十八条の八の次に一条を加える改正規定及び附則第三項から第五項までの規定は同年四月一日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成十年四月一日から適用する。

（調整手当に関する経過措置）

- 3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十年福島県条例第五十九号。以下「改正条例」という。）附則第九項の規定による調整手当は、平成十一年四月一日の前日において改正後の規則第十八条の二第一項に規定する地域に在勤する国又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）の職員であった者で、同日後において当該国等の職員から引き続いて新たに職員となったもの（当該国等の職員となる際に、職員から引き続いて当該国等の職員となった者に限る。）について、同日後に採用となった最初の場合に限り支給する。
- 4 前項に規定する職員の調整手当の月額は、職員となる直前に在勤していた地域に応じ、改正条例による改正前の職員の給与に関する条例第九条の二第二項に規定する額とする。
- 5 附則第三項に規定する職員の調整手当の支給期間は、新たに職員となった日から起算して一年間とする。

附 則（平成一一年人委規則第一号）

この規則は、平成十一年三月十一日から施行する。

附 則（平成一一年人委規則第四号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年人委規則第一二号）

- 1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、別表第一の二の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

附 則（平成一二年人委規則第一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、別表第五及び別表第六の改正規定並びに附則第三項、第四項及び第六項から第十二項までの規定は、同年三月一日から施行する。

（特地勤務手当に関する経過措置）

- 2 改正後の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二十八条の規定により職員に対する特地勤務手当の月額を算定する場合において、当該職員に係る同条第三項各号に定める日が平成十二年四月一日（以下「施行日」という。）前であるときは、当該職員に対する同項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」とあるのは、「平成十二年四月一日」とする。
- 3 平成十二年三月一日（以下「級別区分等施行日」という。）の前日において職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）第十一条の二第一項の規定により人事委員会規則で定める公署（以下「特地公署」という。）として定められていた公署で級別区分等施行日において特地公署として定められないこととなるものは、級別区分等施行日の前日に当該公署に勤務する職員で級別区分等施行日以後当該公署に引き続き勤務することとなるもの（以下「継続特地勤務職員」という。）に係る特地勤務手当の支給については、級別区分等施行日から平成十五年三月三十一日までの間、特地公署とみなす。この場合において、継続特地勤務職員に係る特地勤務手当の月額は、改正後の規則第二十八条（級別区分等施行日から平成十二年三月三十一日までの間にあつては、改正前の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第二十八条。次項において同じ。）の規定にかかわらず、級別区分等施行日の前日に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額に百分の四を乗じて得た額に、級別区分等施行日から平成十四年三月三十一日までの間にあつては百分の百を、同年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間にあつては百分の五十を乗じて得た額（当該額に一円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。
- 4 級別区分等施行日における級別区分が級別区分等施行日の前日における級別区分より

下位である特地公署(改正前の規則第二十八条第一項に規定する現場事務所等にあつては、人事委員会が定めるもの)に勤務する職員のうち、級別区分等施行日の前日から引き続き当該特地公署に勤務する者に係る特地勤務手当の月額、改正後の規則第二十八条の規定にかかわらず、級別区分等施行日から平成十五年三月三十一日までの間(その期間内に当該公署が級別区分の異なる特地公署に該当することとなった場合又は特地公署に該当しないこととなった場合にあつては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間)、同条(附則第二項において読み替えられる場合を含む。)の規定による特地勤務手当の月額に、級別区分等施行日の前日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の四を乗じて得た額に級別区分等施行日から平成十四年三月三十一日までの間にあつては百分の百を、同年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間にあつては百分の五十を乗じて得た額(当該額に一円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を加算して得た額とする。

(特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

- 5 改正後の規則第二十八条の三第二項の規定により職員に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額を算定する場合において、当該職員に係る同項に規定する日が施行日前であるときは、当該職員に対する同項の規定の適用については、同項中「同項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは、「平成十二年四月一日」とする。
- 6 級別区分等施行日の前日において職員の給与に関する条例第十一条の三第一項の規定により人事委員会が指定する公署(以下「準特地公署」という。)として指定されていた公署で級別区分等施行日において準特地公署として指定されないこととなるものは、級別区分等施行日の前日に当該公署に勤務する職員で級別区分等施行日以後当該公署に引き続き勤務することとなるもの(級別区分等施行日の前日に特地勤務手当に準ずる手当の支給を受けていたものに限る。以下「継続準特地勤務職員」という。)に係る特地勤務手当に準ずる手当の支給については、級別区分等施行日から平成十五年三月三十一日までの間、準特地公署とみなす。この場合において、継続準特地勤務職員に係る特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第二十八条の三第二項又は第二十八条の四第二項(級別区分等施行日から平成十二年三月三十一日までの間にあつては、改正前の規則第二十八条の三第二項又は第二十八条の四第二項)の規定にかかわらず、級別区分等施行日の前日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の四(同日において職員の給与に関する条例第十一条の三第一項に規定する公署を異にする異動の日から起算して五年に達している場合は、百分の二)を乗じて得た額に、級別区分等施行日から平成十四年三月三十一

日までの間にあっては百分の百(その期間内に当該異動の日から起算して五年に達した場合におけるその五年に達した日後については、百分の五十)を、同年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額(当該額に一円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

(職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

- 7 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和六十三年福島県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(へき地公署勤務職員の手当に関する経過措置)

- 8 級別区分等施行日の前日において職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和六十三年福島県条例第六号)第二十七条第一項の規定により人事委員会規則で定める公署(以下「へき地公署」という。)として定められていた公署で級別区分等施行日においてへき地公署として定められないこととなるものは、級別区分等施行日の前日に当該公署に勤務する職員で級別区分等施行日以後当該公署に引き続き勤務することとなるもの(級別区分等施行日の前日にへき地公署勤務職員の手当の支給を受けていたものに限る。以下「継続勤務職員」という。)に係るへき地公署勤務職員の手当の支給については、級別区分等施行日から平成十五年三月三十一日までの間、へき地公署とみなす。この場合において、継続勤務職員に係るへき地公署勤務職員の手当の月額、前項の規定による改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(以下「改正後の特殊勤務手当支給規則」という。)第十九条第二項の規定にかかわらず、級別区分等施行日の前日のへき地公署勤務職員の手当の月額に、級別区分等施行日から平成十四年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額とする。
- 9 級別区分等施行日における級別区分が級別区分等施行日の前日における級別区分より下位であるへき地公署に勤務する職員のうち、級別区分等施行日の前日から引き続き当該へき地公署に勤務する者に係るへき地公署勤務職員の手当の月額は、改正後の特殊勤務手当支給規則第十九条第二項の規定にかかわらず、級別区分等施行日から平成十五年三月三十一日までの間(その期間内に当該公署が級別区分の異なるへき地公署に該当することとなった場合又はへき地公署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間)、級別区分等施行日のへき地公署勤務職員の手当の月額に、当該額と級別区分等施行日の前日のへき地公署勤務職員の手当の月額との差額に級別区分等施行日から平成十四年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同

年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額を加算して得た額とする。

(職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 10 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成元年福島県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 11 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成七年福島県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(雑則)

- 12 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則（平成一二年人委規則第四号）

この規則は、平成十二年三月二十七日から施行する。

附 則（平成一二年人委規則第九号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年人委規則第二一号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年人委規則第一号）

この規則は、平成十三年三月二十六日から施行する。

附 則（平成一三年人委規則第六号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年人委規則第一五号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成十三年六月二十九日から適用する。

附 則（平成一三年人委規則第一六号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

- 2 この規則(第三十二条の三、第三十三条の三、別表第一及び別表第七の改正規定を除く。)による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

附 則（平成一四年人委規則第二号）

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年福島県条例第七十七号）附則第三項による改正前の職員の分限に関する条例（昭和二十六年福島県条例第七十号）第二条第三号の規定により休職にされていた職員が、平成十四年三月二日以後に職務に復帰した場合における基準日前一箇月以内の退職等の日において地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定による育児休業の期間中であつた者に係る期末手当の支給、その休職期間に係る期末手当の在職期間の算定及びその休職期間に係る勤勉手当の勤務期間の算定については、改正後の職員の給与の支給に関する規則第三十三条第二項第四号、第三十三条の四第四項及び第三十三条の六第四項第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成一四年人委規則第五号）

この規則は、平成十四年三月二十五日から施行する。

附 則（平成一四年人委規則第一一号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二十七条の五第二項第七号及び第三十三条の四第五項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年人委規則第二二号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則別表第一の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

附 則（平成一四年人委規則第二三号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年人委規則第二四号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第七条、第三十三条、第三十三条の四、第三十三条の六、第三十三条の七の二、第三十三条の七の四及び第三十三条の七の五の改正規定は、同年四月一日から施行する。

（平成十五年三月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年福島県条例第百二号。以下「改正条例」という。）附則第五項第一号の人事委員会規則で定める期間は、平成十四年四月一日から基準日（同号に規定する基準日をいう。以下この項及び附則第八項において

同じ。)までの間において、職員が人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間とする。

一 市町村立学校職員(福島縣市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和三十一年福島県条例第五十六号)の適用を受ける職員をいう。)

二 企業職員(福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十九年福島県条例第七十四号)の適用を受ける職員をいう。)

三 国の職員

四 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)の職員

五 他の地方公共団体の職員

六 その他任命権者が人事委員会と協議して定める職員

3 改正条例附則第五項第二号の人事委員会規則で定める給料月額、最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則(平成十四年福島県人事委員会規則第二十六号)第一条の規定を準用して得られる給料月額とする。この場合において、同条第一項中「この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十四年福島県条例第百二号。以下この条において「改正条例」という。)附則第五項第一号に規定する継続在職期間(以下「継続在職期間」という。)のうちに」と、「職員の施行日における号給は、その者の施行日の前日における号給」とあるのは「期間(以下この項において「最高号給期間」という。)がある職員の最高号給期間における同項第二号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料月額(以下「基礎給料月額」という。))は、改正条例による改正後の条例の規定による最高号給期間におけるその者の号給の額」と、同条第二項中「施行日の前日において」とあるのは「継続在職期間のうちに」と、「職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。))」とあるのは「期間(以下この項において「特定期間」という。)がある職員の特定期間における基礎給料月額」と、同項の式中「施行日に」とあるのは「改正条例による改正後の条例の規定による特定期間に」と、「施行日の前日」とあるのは「特定期間」と読み替えるものとする。

4 継続在職期間(改正条例附則第五項第一号に規定する継続在職期間をいう。次項において同じ。)において改正条例による改正前の職員の給与に関する条例別表第一から別表第

五までの給料表の適用を受けていた期間(職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた期間を除く。)がある職員の当該期間における改正条例附則第五項第二号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料月額は、当該期間において職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給の改正条例による改正後の職員の給与に関する条例の規定による給料月額とする。

- 5 継続在職期間において附則第十一項の規定による改正前の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成七年福島県人事委員会規則第二十二号)附則第三項又は第四項の規定の適用を受けていた期間がある職員の当該期間における改正条例附則第五項第二号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料の調整額は、同規則附則第三項又は第四項の規定により算定した額から改正前の職員の給与の支給に関する規則第九条第二項の規定により算定した額を減じた額に、改正後の職員の給与の支給に関する規則第九条第二項の規定により算定した額を加えた額とする。
- 6 改正条例附則第六項の人事委員会規則で定める者は、附則第二項第一号及び第二号に掲げる者その他任命権者が人事委員会と協議して定める職員(附則第八項において「市町村立学校職員等」という。)とする。
- 7 改正条例附則第六項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。
- 8 改正条例附則第六項の人事委員会規則で定める額は、職員が市町村立学校職員等であった期間について、当該市町村立学校職員等に係る給与に関する条例その他の規程の改正条例附則第五項各号の規定に相当する規定の例による額とする。この場合においては、当該期間の末日を当該規定の基準日に相当する日とみなす。
- 9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、平成十五年三月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
(平成十五年六月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する経過措置)
- 10 平成十五年六月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する改正後の職員の給与の支給に関する規則第三十三条の四第二項及び第三十三条の七の四第二項の規定の適用については、これらの規定中「六箇月」とあるのは、「三箇月」とする。
(職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 11 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成七年福島県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則（平成一五年人委規則第一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十五年三月一日から施行する。
（持地勤務手当に関する経過措置）
- 2 改正後の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二十八条第一項に定めるもののほか、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職員の給与に関する条例（昭和三十六年福島県条例第九号。以下「条例」という。）第十一条の二第一項の規定により人事委員会規則で定める公署（以下「持地公署」という。）として定められていた公署のうち級別区分が二級地とされていた公署で改正後の規則第二十八条第一項において特地公署として定められないこととなるものは、平成十七年三月三十一日までの間、級別区分が一級地である特地公署とする。
- 3 施行日の前日において特地公署として定められていた公署で施行日において持地公署として定められないこととなるもの及び前項の規定により特地公署とされた公署は、施行日の前日に当該公署に勤務する職員で施行日以後当該公署に引き続き勤務することとなるもの（以下「継続特地勤務職員」という。）に係る特地勤務手当の支給については、施行日から平成十八年三月三十一日までの間、特地公署とみなす。この場合において、継続特地勤務職員に係る特地勤務手当の月額を、改正後の規則第二十八条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる継続特地勤務職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 前項の規定により持地公署とされた公署に勤務する継続特地勤務職員 改正後の規則第二十八条及び前項の規定による特地勤務手当の月額に、同条第三項各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と施行日の前日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額に百分の四を乗じて得た額（当該額に一円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を加算して得た額
 - 二 その他の継続特地勤務職員 改正後の規則第二十八条第三項各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と施行日の前日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額に百分の四を乗じて得た額に、施行日から平成十七年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額（当該額に一円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）
- 4 施行日における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位である特地公署（附

則第二項の規定により特地公署とされた公署を除く。)に勤務する職員のうち、施行日の前日から引き続き当該特地公署に勤務する者に係る特地勤務手当の月額、改正後の規則第二十八条の規定にかかわらず、施行日から平成十八年三月三十一日までの間(その期間内に当該公署が級別区分の異なる特地公署に該当することとなった場合又は特地公署に該当しないこととなった場合にあつては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間)、同条の規定による特地勤務手当の月額に、同条第三項各号に定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と施行日の前日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額に百分の四を乗じて得た額に施行日から平成十七年三月三十一日までの間にあつては百分の百を、同年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間にあつては百分の五十を乗じて得た額(当該額に一円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を加算して得た額とする。

(特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

- 5 改正後の規則第二十八条の二に定めるもののほか、施行日の前日において特地公署として定められていた公署で施行日において特地公署として定められないこととなり、かつ、同条において条例第十一条の三第一項の規定により人事委員会が指定する公署(以下「準特地公署」という。)として指定されないこととなるものは、平成十七年三月三十一日までの間、準特地公署とする。
- 6 施行日の前日において特地公署として定められていた公署又は準特地公署として指定されていた公署で施行日において特地公署として定められないこととなり、かつ、準特地公署として指定されないこととなるもの及び前項の規定により準特地公署とされた公署は、施行日の前日に当該公署に勤務する職員で施行日以後当該公署に引き続き勤務することとなるもの(施行日の前日に特地勤務手当に準ずる手当の支給を受けていたものに限る。以下「継続準特地勤務職員」という。)に係る特地勤務手当に準ずる手当の支給については、施行日から平成十八年三月三十一日までの間、準特地公署とみなす。この場合において、継続準特地勤務職員に係る特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第二十八条の二から第二十八条の四までの規定にかかわらず、改正前の職員の給与の支給に関する規則(以下「改正前の規則」という。)第二十八条の二から第二十八条の四までの規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に、施行日から平成十七年三月三十一日までの間にあつては百分の百を、同年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間にあつては百分の五十を乗じて得た額(当該額に一円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた

額) とする。

- 7 施行日の前日において特地公署として定められていた公署で施行日において準特地公署として指定されることとなるもの(附則第五項の規定により準特地公署とされた公署を除く。)及び附則第二項の規定により特地公署とされた公署に勤務する職員のうち、施行日の前日から引き続き当該公署に勤務する者(施行日の前日に特地勤務手当に準ずる手当の支給を受けていたものに限る。)に係る特地勤務手当に準ずる手当の月額、改正後の規則第二十八条の二から第二十八条の四までの規定にかかわらず、施行日から平成十八年三月三十一日までの間(その期間内に当該公署が準特地公署に該当しないこととなった場合にあつては、その該当しないこととなった日の前日までの間)、これらの規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に、当該特地勤務手当に準ずる手当の月額と改正前の規則第二十八条の二から第二十八条の四までの規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額との差額に施行日から平成十七年三月三十一日までの間にあつては百分の百を、同年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間にあつては百分の五十を乗じて得た額(当該額に一円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を加算して得た額とする。

(雑則)

- 8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則 (平成一五年人委規則第一二号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
(職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成七年福島県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成一五年人委規則第二〇号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。
(住居手当に関する特例措置)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十五年福島県条例第八十二号。以下「改正条例」という。)による改正前の職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号。以下「改正前

の条例」という。) 第九条の五第一項第二号又は第四号に掲げる職員たる要件を具備していた職員で現に住居手当の月額決定を受けていたもの(以下「自宅職員」という。)に係る住居手当の支給については、改正条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。) 第九条の五第二項第二号に規定する期間を経過したものとみなして、職員の給与の支給に関する規則第十八条の十第二項の規定を適用する。

- 3 自宅職員は、施行日において、その住居手当の支給に係る住宅が改正後の条例第九条の五第二項第二号に規定する期間を経過していないときは、当該住宅の新築又は購入がなされた日を証明する書類を添付して、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。
- 4 前項の場合において、やむを得ない事情にあると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。
- 5 任命権者は、職員から附則第三項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が改正後の条例第九条の五第二項第二号に規定する期間を経過していない住宅に係る住居手当を受けるべき者であるときは、同号に規定する期間を経過していないものとして同号に規定する住居手当の月額に改定しなければならない。
- 6 前項の規定による住居手当の月額の改定は、平成十五年十二月から行うものとする。ただし、附則第三項の規定による届出が施行日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

(平成十五年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

- 7 改正条例附則第五項の人事委員会規則で定める職員は、平成十五年六月に期末手当及び勤勉手当又は期末特別手当を支給された職員のうち、同月一日から同年十二月一日(同月に支給する期末手当又は期末特別手当について改正後の条例第十七条第一項後段、第十七条の五第一項後段又は第十九条第八項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間引き続き在職した職員(同年六月一日(同日前一箇月以内に退職した職員であって、同月に支給された期末手当及び勤勉手当又は期末特別手当について改正前の条例第十七条第一項後段、第十七条の四第一項後段、第十七条の五第一項後段又は第十九条第八項の規定の適用を受けたもの)にあっては、当該退職した日)から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であって、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)以外の職員

とする。

一 市町村立学校職員（福島縣市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）の適用を受ける職員をいう。）

二 企業職員（福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和四十一年福島県条例第七十四号）の適用を受ける職員をいう。）

三 国の職員

四 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の職員

五 他の地方公共団体の職員

六 その他任命権者が人事委員会と協議して定める職員

8 改正条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定めるものは、平成十五年四月一日から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

9 改正条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定める日は、平成十五年四月二日から基準日までの期間における新たに職員となった日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて附則第七項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった場合における当該日を除く。）のうち最も遅い日とする。

10 改正条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 職員として在職しなかった期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であつて、平成十五年四月一日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて附則第七項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月から施行日の属する月の前月までの間の月の中途において、同項第一号、第二号又は第六号に掲げる者（以下「市町村立学校職員等」という。）であつた者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち市町村立学校職員等として勤務した期間（以下「市町村立学校職員等期間」という。）を除く。）

- 二 休職期間（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（同法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十条の五第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。）、非常勤職員期間（職員の給与に関する条例第十九条の三の規定の適用を受ける職員として在職した期間をいう。）、派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年福島県条例第八号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年福島県条例第七十七号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）又は育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）
- 三 停職期間（地方公務員法第二十九条の規定により停職にされていた期間をいう。）
- 四 地方公務員の育児休業等に関する法律第九条第二項、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第十五条第三項又は地方公務員法第三十八条第一項の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間
- 五 職員の給与に関する条例第十二条の規定により給与を減額された期間
- 11 改正条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定める月数は、平成十五年四月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。
- 一 前項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間（市町村立学校職員等期間のある月にあつては、同項第二号又は第四号に掲げる期間に相当する期間を含む。）のある月
- 二 前項第三号又は第五号に掲げる期間（市町村立学校職員等期間のある月にあつては、同項第三号又は第五号に掲げる期間に相当する期間を含む。）のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月について支給された給料の額（市町村立学校職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額）が改正条例附則第五項第一号に規定する合計額に百分の一・一二を乗じて得た額（附則第十五項において「附則第五項第一号基礎額」という。）に満たないもの
- 12 改正条例附則第六項及び同項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第五項の人事委員会規則で定める者は、市町村立学校職員等とする。
- 13 改正条例附則第六項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員

となった者とする。

- 14 改正条例附則第六項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第五項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、市町村立学校職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、市町村立学校職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。
- 15 附則第五項第一号基礎額又は改正条例附則第五項第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 16 附則第七項から前項までに定めるもののほか、平成十五年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則（平成一六年人委規則第二号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、別表第二警察の警察本部の項の改正規定中「部長」を「／部長／理事官／」に改める部分は同年三月二十五日から、別表第五の改正規定は同月三十日から施行する。

附 則（平成一六年人委規則第七号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

（支給単位期間に係る経過措置）

- 2 この規則の施行の日前の月の中途から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、外国機関等派遣条例第二条第一項若しくは公益法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣され、停職にされ、育児休業法第二条の規定により育児休業をし、又は大学院修学休業をしている職員が同日以後に復職し、又は職務に復帰した場合における当該復職又は職務への復帰に係る改正後の規則第二十二条の四第二項の規定の適用については、「属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）」とあるのは、「属する月」とする。

附 則（平成一六年人委規則第一九号）

改正 平成二〇年一月二八日人委規則第三八号

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、平成十七年一月一日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書による改正規定を除く。）による改正後の職員の給与の支給に

関する規則の規定は、平成十六年十月八日から適用する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

- 3 この項から附則第十項までにおいて次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 改正条例 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十六年福島県条例第八十二号)をいう。
 - 二 改正後の条例 改正条例による改正後の職員の給与に関する条例をいう。
 - 三 旧寒冷地 改正条例附則第二項第三号に掲げる寒冷地をいう。
 - 四 経過措置対象職員 改正条例附則第二項第五号に掲げる経過措置対象職員をいう。
 - 五 基準在勤地域 改正条例附則第二項第六号に掲げる基準在勤地域をいう。
 - 六 基準世帯等区分 改正条例附則第二項第七号に掲げる基準世帯等区分をいう。
 - 七 みなし寒冷地手当基礎額 改正条例附則第二項第八号に掲げるみなし寒冷地手当基礎額をいう。
 - 八 支給対象職員 改正条例附則第七項に掲げる支給対象職員をいう。
 - 九 世帯等の区分 改正条例の規定による改正前の職員の給与に関する条例第十八条第二項、第三項及び第五項に規定する世帯等の区分をいう。
 - 十 基準日 改正後の条例第十八条第一項に規定する基準日をいう。
- 4 改正条例附則第六項の規定による人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、同項の規定による人事委員会規則で定める額は、当該各号に掲げる額とする。
 - 一 職員の給与に関する条例第十九条第二項、第三項又は第五項の規定により給与の支給を受ける職員である場合 改正条例附則第三項から第五項までの規定による額にその者の給料の支給について用いられた同条第二項、第三項又は第五項の規定による割合を乗じて得た額
 - 二 次のアからカまでのいずれかに掲げる職員である場合(前号に掲げる場合を除く。)零
 - ア 休職(無給休職又は刑事事件に関し起訴されたことによる休職に限る。)にされている職員
 - イ 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五条の二第一項ただし書の規定による許可を受けている職員
 - ウ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年福島県条例第八号)第二条第一項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

- (平成十三年福島県条例第七十七号)第二条第一項の規定により派遣されている職員
- エ 停職にされている職員
- オ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条の規定により育児休業をしている職員
- カ 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をしている職員

(平二〇人委規則三八・一部改正)

- 5 支給対象職員が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、改正条例附則第三項から第五項までの規定による額を当該各号に掲げる場合に該当した月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により得た額とする。
 - 一 基準日において前項各号に掲げる場合のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
 - 二 基準日において前項各号に掲げる場合のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる場合のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合
 - 三 基準日において前項各号に掲げる職員である場合のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、他の同項各号に掲げる場合に該当する支給対象職員となった場合
 - 四 基準日において前項第一号に掲げる場合に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、職員の給与に関する条例第十九条第二項、第三項又は第五項の規定による割合が変更された場合
- 6 改正条例附則第七項の規定による寒冷地手当の支給については、次に定めるところによる。
 - 一 基準日(その属する月が平成十八年三月までのものに限る。)において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者のうち改正条例附則第二項第五号アに掲げる職員に該当するものに対しては、次に掲げる額のうちいずれか低い額の寒冷地手当を支給する。
 - ア 経過措置対象職員であって改正条例附則第二項第五号アに掲げる職員に該当するものである期間において在勤したことのある旧寒冷地及び平成十六年十月八日以降における世帯等の区分によって基準在勤地域及び基準世帯等区分を定めるものとし

た場合におけるみなし寒冷地手当基礎額(以下「改正条例附則第三項支給額」という。)

イ 次に掲げる額のうちいずれか高い額

(1) 経過措置対象職員であって改正条例附則第二項第五号イ又はウに掲げる職員のいずれかに該当するものである期間において在勤したことがある旧寒冷地及び平成十六年十月八日以降における世帯等の区分によって基準在勤地域及び基準世帯等区分を定めるものとした場合におけるみなし寒冷地手当基礎額から改正条例附則第五項の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額(以下「改正条例附則第五項支給額」という。)

(2) (1)の基準在勤地域及び基準世帯等区分により改正後の条例第十八条第二項又は第三項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額(以下「最低新手当額」という。)

二 基準日(その属する月が平成十八年十一月から平成二十一年三月までのものに限る。)

において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者のうち改正条例附則第二項第五号アに掲げる職員に該当するものに対しては、次に掲げる額のうちいずれか低い額が零を超えることとなるときは、当該いずれか低い額の寒冷地手当を支給する。

ア 経過措置対象職員であって改正条例附則第二項第五号アに掲げる職員に該当するものである期間において在勤したことがある旧寒冷地及び平成十六年十月八日以降における世帯等の区分によって基準在勤地域及び基準世帯等区分を定めるものとした場合におけるみなし寒冷地手当基礎額から改正条例附則第四項の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額(以下「改正条例附則第四項支給額」という。)

イ 改正条例附則第五項支給額又は最低新手当額のいずれか高い額

三 基準日(その属する月が平成二十一年十一月から平成二十二年三月までのものに限る。)

において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者のうち改正条例附則第二項第五号アに掲げる職員に該当するものに対しては、改正条例附則第四項支給額又は最低新手当額のいずれか低い額が零を超えることとなるときは、当該いずれか低い額の寒冷地手当を支給する。

四 基準日(その属する月が平成十八年三月までのものに限る。)

において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者のうち改正条例附則第二項第五号イ又はウに掲げる職員のいずれかに該当するものに対しては、次に掲げる額のうちいずれか低い額が、その者につき改正後の条例第十八条第二項又は第三項の規定を適用したとしたならば算

出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、当該いずれか低い額の寒冷地手当を支給する。

ア 改正条例附則第三項支給額

イ 改正条例附則第五項支給額又は最低新手当額のいずれか高い額

五 基準日(その属する月が平成十八年十一月から平成二十一年三月までのものに限る。)において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者のうち改正条例附則第二項第五号イ又はウに掲げる職員のいずれかに該当するものに対しては、次に掲げる額のうちいずれか低い額が、その者につき改正後の条例第十八条第二項又は第三項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、当該いずれか低い額の寒冷地手当を支給する。

ア 改正条例附則第四項支給額

イ 改正条例附則第五項支給額又は最低新手当額のいずれか高い額

7 前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者が、附則第四項の規定の例によるものとした場合において同項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなるときは、その者の寒冷地手当の額は、前項の規定にかかわらず、附則第四項各号の規定の例による額とする。

8 附則第六項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者が、附則第五項の規定の例によるものとした場合において同項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなるときは、その者の寒冷地手当の額は、前二項の規定にかかわらず、附則第五項の規定の例による額とする。

9 改正条例附則第八項の規定による人事委員会規則で定める者は、人事交流等により職員の給与に関する条例第三条の給料表の適用を受ける職員となった者とする。

10 改正条例附則第八項の規定による寒冷地手当の支給については、前項に規定する者であって、平成十六年十月八日以降の期間を職員の給与に関する条例の給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に、基準日(その属する月が平成二十二年三月までのものに限る。)において経過措置対象職員である者となるものに対しては、この場合において改正条例附則第三項から第六項まで又は附則第四項から第八項までの規定を適用したとしたならばこれらの規定による寒冷地手当を支給されることとなるときは、これらの規定の例による額の寒冷地手当を支給するものとする。

(雑則)

11 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、

人事委員会が定める。

附 則（平成一七年人委規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年人委規則第一三号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定並びに別表第二警察の警察本部の項及び同表警察学校の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年人委規則第三一号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十七年十二月一日から施行する。

（平成十七年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年福島県条例第百二十八号。以下「改正条例」という。）附則第五項の人事委員会規則で定める職員は、平成十七年六月に期末手当及び勤勉手当又は期末特別手当を支給された職員のうち、同月一日から同年十二月一日（同月に支給する期末手当又は期末特別手当について改正条例による改正後の職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）第十七条第一項後段、第十七条の五第一項後段又は第十九条第八項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間引き続き在職した職員（同年六月一日（同日前一箇月以内に退職した職員であって、同月に支給された期末手当及び勤勉手当又は期末特別手当について改正条例による改正前の職員の給与に関する条例第十七条第一項後段、第十七条の四第一項後段、第十七条の五第一項後段又は第十九条第八項の規定の適用を受けたものにあつては、当該退職した日）から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。）以外の職員とする。

一 市町村立学校職員（福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）の適用を受ける職員をいう。）

二 公営企業職員（福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十九年福島県条例第七十四号）又は福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成十五年福島県条例第九十九号）の適用を受ける職員をいう。）

三 国の職員

四 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の職員

五 他の地方公共団体の職員

六 その他任命権者が人事委員会と協議して定める職員

3 改正条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定めるものは、平成十七年四月一日から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

4 改正条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定める日は、平成十七年四月二日から基準日までの期間における新たに職員となった日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて附則第二項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった場合における当該日を除く。）のうち最も遅い日とする。

5 改正条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 職員として在職しなかった期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であつて、平成十七年四月一日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて附則第二項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日の属する月の前月までの間の月の中途において、同項第一号、第二号又は第六号に掲げる者（以下「市町村立学校職員等」という。）であつた者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち市町村立学校職員等として勤務した期間（以下「市町村立学校職員等期間」という。）を除く。）

二 休職期間（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（同法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十

六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。)、非常勤職員期間(職員の給与に関する条例第十九条の三の規定の適用を受ける職員として在職した期間をいう。)、派遣期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和三十二年福島県条例第八号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年福島県条例第七十七号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。))又は育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条の規定により育児休業をしていた期間をいう。))

三 停職期間(地方公務員法第二十九条の規定により停職にされていた期間をいう。))

四 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号)第十五条第三項の規定により給与を減額された期間又は地方公務員法第三十八条第一項の規定による許可若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律第九条第二項の規定による承認を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間

五 職員の給与に関する条例第十二条の規定により給与を減額された期間

6 改正条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定める月数は、平成十七年四月からこの規則の施行の日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

一 前項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間(市町村立学校職員等期間のある月にあつては、同項第二号又は第四号に掲げる期間に相当する期間を含む。))のある月

二 前項第三号又は第五号に掲げる期間(市町村立学校職員等期間のある月にあつては、同項第三号又は第五号に掲げる期間に相当する期間を含む。))のある月(前号に該当する月を除く。))であつて、その月について支給された給料の額(市町村立学校職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額)が改正条例附則第五項第一号に規定する合計額に百分の〇・三三を乗じて得た額(附則第十項において「附則第五項第一号基礎額」という。))に満たないもの

7 改正条例附則第六項及び同項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第五項の人事委員会規則で定める者は、市町村立学校職員等とする。

8 改正条例附則第六項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となった者とする。

9 改正条例附則第六項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第五項の権衡を考

慮して人事委員会規則で定める額は、市町村立学校職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、市町村立学校職員等であった者が人事交流等により引き続き新たに職員となった日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

10 附則第五項第一号基礎額又は改正条例附則第五項第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

11 附則第二項から前項までに定めるもののほか、平成十七年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則（平成一八年人委規則第三号）

改正 平成二〇年三月七日人委規則第五号

平成二十一年三月一七日人委規則第五号

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年三月一日から施行する。

（特地勤務手当に関する経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号。以下「条例」という。）第十一条の二第一項の規定により人事委員会規則で定める公署（以下「特地公署」という。）として定められていた公署で施行日において特地公署として定められないこととなるものは、施行日の前日に当該特地公署に勤務する職員で施行日以後その公署に引き続き勤務することとなるもの（以下「継続特地勤務職員」という。）に係る特地勤務手当の支給については、施行日から平成二十一年三月三十一日までの間、特地公署とみなす。この場合において、継続特地勤務職員に係る特地勤務手当の月額、改正後の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二十八条の規定にかかわらず、改正後の規則第二十八条第三項各号に定める日に受けていた給料の月額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあってはその額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額）及び同日に受けていた扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と施行日の前日に受けていた給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、その額に算出率を乗じて得た額）及び同日に受けていた扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額に百分の四を乗じて得た額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定

める割合を乗じて得た額（当該額に一円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

一 施行日から平成二十年三月三十一日まで 百分の百

二 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の五十

（平二〇人委規則五・一部改正）

- 3 施行日における級別区分が施行日の前日における級別区分より下位である特地公署に勤務する職員のうち、施行日の前日から引き続き当該特地公署に勤務する者に係る特地勤務手当の月額、改正後の規則第二十八条の規定にかかわらず、施行日から平成二十一年三月三十一日までの間（その期間内に当該特地公署が級別区分の異なる特地公署に該当することとなった場合又は特地公署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間）、同条の規定による特地勤務手当の月額に、同条第三項各号に定める日に受けていた給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、その額に算出率を乗じて得た額）及び同日に受けていた扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と施行日の前日に受けていた給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、その額に算出率を乗じて得た額）及び同日に受けていた扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額に百分の四を乗じて得た額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該額に一円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を加算して得た額とする。

一 施行日から平成二十年三月三十一日まで 百分の百

二 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の五十

（平二〇人委規則五・一部改正）

（特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

- 4 施行日の前日において条例第十一条の三第一項の規定により人事委員会が指定する公署（以下「準特地公署」という。）として指定されていた公署で施行日において準特地公署として指定されないこととなるものは、施行日の前日に当該準特地公署に勤務する職員で施行日以後その公署に引き続き勤務することとなるもの（施行日の前日に特地勤務手当に準ずる手当の支給を受けていたものに限る。以下「継続準特地勤務職員」という。）に係る特地勤務手当に準ずる手当の支給については、施行日から平成二十一年三月三十一日までの間（その期間内に当該公署が準特地公署に該当することとなった場合にあっては、その該当することとなった日の前日までの間）、準特地公署とみなす。この場合において、継続準特地勤務職員に係る特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第二十八条

の二から第二十八条の四までの規定にかかわらず、改正前の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第二十八条の二から第二十八条の四までの規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、改正前の規則第二十八条の三第二項中「受けていた給料」を「受けていた給料の月額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては、その額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）」と読み替えて改正前の規則第二十八条の二から第二十八条の四までの規定を適用したときに得られる特地勤務手当に準ずる手当の月額。次項において「育児短時間勤務職員等に係る特地勤務手当に準ずる手当の月額」という。）に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該額に一円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

- 一 施行日から平成二十年三月三十一日まで 百分の百
 - 二 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の五十
- （平二〇人委規則五・平二一人委規則五・一部改正）

5 施行日の前日において特地公署として定められていた公署で施行日において準特地公署として指定されることとなるもののうち、施行日の前日から引き続きその公署に勤務する者（施行日の前日に特地勤務手当に準ずる手当の支給を受けていたものに限る。）に係る特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第二十八条の二から第二十八条の四までの規定にかかわらず、施行日から平成二十一年三月三十一日までの間（その期間内に当該公署が準特地公署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当しないこととなった日の前日までの間）、これらの規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に、当該特地勤務手当に準ずる手当の月額と改正前の規則第二十八条の二から第二十八条の四までの規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、育児短時間勤務職員等に係る特地勤務手当に準ずる手当の月額）との差額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該額に一円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を加算して得た額とする。

- 一 施行日から平成二十年三月三十一日まで 百分の百
 - 二 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の五十
- （平二〇人委規則五・一部改正）

（委任）

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人

事委員会が定める。

附 則（平成一八年人委規則第六号）

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十八年三月二十九日から施行する。

附 則（平成一八年人委規則第一一号）

改正 平成一九年三月三〇日人委規則第七号

平成二〇年三月七日人委規則第六号

平成二〇年三月二五日人委規則第一五号

平成二一年三月二七日人委規則第九号

平成二一年一月二七日人委規則第一八号

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（給料の調整額に関する経過措置）

2 職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号。以下「条例」という。）第七条第一項の規定により給料の調整を行う職員（次項において「給料の調整額適用職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、改正後の職員の給与の支給に関する規則第九条の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（再任用短時間勤務職員にあってはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に同条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

一 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで 百分の百

二 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の七十五

三 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の五十

四 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の二十五

(平二〇人委規則六・一部改正)

- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
- 一 この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日から引き続き給料の調整額適用職員（第三号に該当する職員を除く。）である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年福島県条例第九十五号。以下「平成二十一年改正条例」という。）の施行の日において職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福島県条例第五十九号。以下「平成十八年改正条例」という。）附則第七項第一号及び第二号に掲げる職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）である者にあつては、当該調整基本額に百分の九十九・四二を乗じて得た額）
 - 二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となった職員（次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員になったとした場合に平成十八年改正条例の規定による改正前の条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第九条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額（平成二十一年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者にあつては、当該調整基本額に百分の九十九・四二を乗じて得た額）
 - 三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職員となった者にあつては、施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合）に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の規則第九条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額（平成二十一年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者にあつては、当該調整基本額に百分の九十九・四二を乗じて得た額）。ただし、施行日以後に平成十八年改正条例第五十九号附則第七項から第九項までの規定による給料の切替えに関する規則（平成十八年福島県人事委員会規則第十四号。以下「切替え規則」という。）第四条第一項第六号に掲げる場合に該当することとなった職員にあつては、人事委員会の定める額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 切替え規則第四条第一項各号に掲げる場合に該当することとなった職員

四 施行日以後に、給料表の適用を受けない国家公務員、地方公務員その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなった職員 当該職員が施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であったものとみなして前二号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額(平成二十一年改正条例の施行の日において減額改定対象職員である者において、当該調整基本額に百分の九十九・四二を乗じて得た額)

(平二〇人委規則六・平二一人委規則一八・一部改正)

(平成二十二年三月三十一日までの間における地域手当の支給割合)

4 平成十八年改正条例附則第十一項の規定により読み替えて適用される条例第九条の三に規定する人事委員会規則で定める割合は、百分の十四とする。

(平一九人委規則七・平二〇人委規則一五・平二一人委規則九・平二一人委規則一八・一部改正)

(委任)

5 前三項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

附 則 (平成一九年人委規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年人委規則第六号)

改正 平成二〇年三月七日人委規則第七号

平成二一年一月二七日人委規則第一八号

平成二二年一月三〇日人委規則第一五号

平成二二年一月二四日人委規則第一八号

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第三十二条の三第一項第二号の改正規定、第三十三条の三第一号の改正規定(「第四条第一項」を「第八条第一項」に改める部分に限る。)、同条第二号の改正規定(「第四条第一項」を「第八条第一項」に改める部分に限る。)並びに第三十三条の四の三、第三十三条の四の五、第三十三条の四の七及び別表第一の二の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の職員の給与の支給に関する規則（以下「新規則」という。）第十一条の二（附則第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する基準に基づき任命権者が人事委員会の承認を得て定めることとなる給料の特別調整額（以下「新基準特別調整額」という。）の支給を受けることとなる職員であって、当該新基準特別調整額が経過措置基準額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、当該経過措置基準額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）（新規則附則第六項の規定が適用される職員にあつては、当該経過措置基準額に百分の九十九・一を乗じて得た額）に達しないこととなるものに係る平成十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間における職員の給与に関する条例第七条の二第一項の人事委員会規則で定める基準は、新規則第十一条の二（附則第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該新基準特別調整額に、経過措置基準額から当該新基準特別調整額を減じて得た額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加えて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の特別調整額とすることとする。

一 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の百

二 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の七十五

三 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の五十

四 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 百分の二十五

（平二〇人委規則七・平二一人委規則一八・平二二人委規則一五・平二二人委規則一八・一部改正）

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 施行日の前日に適用されていた給料表の適用を受ける職員（以下「同一給料表適用職員」という。）であつて、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、上位区分職員（同日において支給を受けていた給料の特別調整額の旧区分より高い額の旧区分に相当する新区分の給料の特別調整額の支給を受ける職員をいう。以下同じ。）及び相当区分職員（同日において支給を受けていた給料の特別調

調整額の旧区分に相当する新区分の給料の特別調整額の支給を受ける職員をいう。以下同じ。) 同日にその者が受けていた給料の特別調整額(医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の職員(以下「対象職員」という。)にあっては、当該給料の特別調整額に百分の九十九・四二を乗じて得た額)

二 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分職員(同日において支給を受けていた給料の特別調整額の旧区分より低い額の旧区分に相当する新区分の給料の特別調整額の支給を受ける職員をいう。以下同じ。) 同日に任命権者がその者について当該新区分に相当する旧区分の額(対象職員にあっては、当該旧区分の額に百分の九十九・四二を乗じて得た額)の範囲内で定めることとなる給料の特別調整額

三 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、上位区分職員及び相当区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならば任命権者がその者について定めることとなる給料の特別調整額(対象職員にあっては、当該給料の特別調整額に百分の九十九・四二を乗じて得た額)

四 同一給料表適用職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならば任命権者がその者について施行日に支給を受けることとなる当該新区分に相当する旧区分の額(対象職員にあっては、当該旧区分の額に百分の九十九・四二を乗じて得た額)の範囲内で定めることとなる給料の特別調整額

五 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる給料の特別調整額(施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に第一号又は第三号に掲げる者であって対象職員に該当することとなるものにあつては、それぞれ第一号又は第三号の規定に準じてその者が受けることとなる当該給料の特別調整額に百分の九十九・四二を乗じて得た額)

六 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に人事交流等により新たに職員となった者その他特別の事情があると認められる職員のうち、他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準じるものとして人事委員会が定める職員 前各号の規定に準じて人事委員会が定める額

(平二一人委規則一八・一部改正)

- 4 前項に規定する旧区分とは施行日の前日において職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年福島県条例第七号）による改正前の職員の給与に関する条例第七條の二の規定により任命権者が定めた給料の特別調整額の属する次の表の上欄に掲げる区分をいい、同項に規定する新区分とは当該下欄に掲げる新規則第十一条の二第一項各号の規定により任命権者が定める一種から六種までのいずれかの区分をいう。

旧区分	新区分
給料月額百分の二十五の額	一種
給料月額百分の二十以上百分の二十五未満の額	二種
給料月額百分の十六以上百分の二十未満の額	三種
給料月額百分の十四以上百分の十六未満の額	四種
給料月額百分の十二以上百分の十四未満の額	五種
給料月額百分の十二未満の額	六種

（平二一人委規則一八・一部改正）

附 則（平成一九年人委規則第七号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年人委規則第一八号）

この規則は、公布の日から施行し、平成十九年四月一日から適用する。

附 則（平成二〇年人委規則第四号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年人委規則第五号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年人委規則第六号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年人委規則第七号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年人委規則第一一号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十九条、第二十一条の五、第三十四条、第三十五条、第三十八条、第三十九条及び別表第四大阪府のうち大阪市の項の改正規定並びに附則に一項を加える改正規定並びに附則第五項から第八項までの規定は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この規則(前項ただし書に規定する規定並びに第二十二條の二第二項に一号を加える改正規定、第三十三條の六第七項第一号の改正規定、別表第一の二の改正規定(同表のイの表10級の項に係る部分に限る。)並びに別表第二から別表第二の三まで及び別表第七の改正規定を除く。)による改正後の職員の給与の支給に関する規則(附則第四項において「改正後の規則」という。)の規定は平成十九年四月一日から、この規則(第三十三條の六第七項第一号の改正規定(「百分の百四十五」を「百分の百五十」に改める部分に限る。)に限る。)による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は同年十二月一日からそれぞれ適用する。

(平成十九年十二月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

3 職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号。以下「条例」という。)第十七條の四第一項の規定に基づいて職員が平成十九年十二月に支給されることとなる勤勉手当に関するこの規則(附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の職員の給与の支給に関する規則第三十三條の六第七項第一号の規定の適用については、同号中「百分の百五十」とあるのは、「百分の百五十五(給料の特別調整額の支給を受ける職員にあつては、百分の百四十五)」とする。

(平成十九年四月から平成二十年三月までの間における地域手当に関する特例措置)

4 条例第九條の二第一項の規定に基づいて職員が平成十九年四月から平成二十年三月までの間に支給されることとなる地域手当に関する改正後の規則別表第四の規定の適用については、同表中「百分の十六」とあるのは、「百分の十四・五」とする。

(平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間における定時制通信教育手当の経過措置)

5 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十年福島県条例第二号。以下「改正条例」という。)附則第六項の人事委員会規則で定める額は、経過措置基準額(再任用短時間勤務職員にあつてはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号)第二條第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「再任用短時間算出率」という。))を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十條第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七條の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)にあつてはその額に同條例第二條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「育児短時間算出率」という。))を、同法第十八條第一項に規定する短時間勤務職員(以下「任

期付短時間勤務職員」という。)にあってはその額に同条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「任期付短時間算出率」という。)をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)から改正後の職員の給与の支給に関する規則第三十四条の規定による定時制通信教育手当の額を減じて得た額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の七十五
 - 二 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の五十
 - 三 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 百分の二十五
- 6 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
- 一 平成二十年四月一日(以下「基準日」という。)以後に新たに給料の特別調整額を受けることとなった職員 基準日の前日に新たに給料の特別調整額を受けることとなったとした場合に改正前の職員の給与の支給に関する規則(以下「改正前の規則」という。)第三十四条の規定を適用したとしたならばその者が受けることとなる定時制通信教育手当の額
 - 二 前号に掲げる職員以外の職員 基準日の前日にその者が受けていた定時制通信教育手当の額
- (平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間における産業教育手当の経過措置)

7 改正条例附則第七項の人事委員会で定める額は、経過措置基準額(再任用短時間勤務職員にあってはその額に再任用短時間算出率を、育児短時間勤務職員等にあってはその額に育児短時間算出率を、任期付短時間勤務職員にあってはその額に任期付短時間算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)から改正後の職員の給与の支給に関する規則第三十八条の規定による産業教育手当の額を減じて得た額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の七十五
- 二 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の五十
- 三 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで 百分の二十五

8 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に

定める額をいう。

一 基準日以後に新たに定時制通信教育手当を受けることとなった職員 基準日の前日に定時制通信教育手当を受けることとなったとした場合に改正前の規則第三十八条の規定を適用したとしたならばその者が受けることとなる産業教育手当の額

二 前号に掲げる職員以外の職員 基準日の前日にその者が受けていた産業教育手当の額

(職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

9 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成二十年福島県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成二〇年人委規則第一五号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年人委規則第二三号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年人委規則第三三号)

1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。ただし、第三十三条の六第四項第二号の改正規定及び別表第一の二の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則(別表第一の二の改正規定に限る。)による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

附 則 (平成二〇年人委規則第三八号)

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年人委規則第四〇号)

この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則 (平成二一年人委規則第二号)

この規則は、平成二十一年一月十九日から施行する。

附 則 (平成二一年人委規則第四号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年三月二十七日から施行する。ただし、別表第五の改正規定(福島県立只見高等学校の項に係る部分に限る。)及び別表第六の改正規定(「福島県真野ダム管理事務所」を「/福島県真野ダム管理事務所/福島県宮下土木事務所/」に改める部分に限る。)は、同年四月一日から施行する。

(特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)第十一条の三第一項の規定により人事委員会が指定する公署(以下「準特地公署」という。)として指定されていた公署で施行日において準特地公署として指定されないこととなるものは、施行日の前日に当該準特地公署に勤務する職員で施行日以後その公署に引き続き勤務することとなるもの(施行日の前日に特地勤務手当に準ずる手当の支給を受けていたものに限る。以下「継続準特地勤務職員」という。)に係る特地勤務手当に準ずる手当の支給については、施行日から平成二十四年三月三十一日までの間(その期間内に当該公署が準特地公署に該当することとなった場合にあっては、その該当することとなった日の前日までの間)、準特地公署とみなす。この場合において、継続準特地勤務職員に係る特地勤務手当に準ずる手当の月額、改正後の職員の給与の支給に関する規則第二十八条の三及び第二十八条の四の規定にかかわらず、改正前の職員の給与の支給に関する規則(以下「改正前の規則」という。)第二十八条の三及び第二十八条の四の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、改正前の規則第二十八条の三第二項中「受けていた給料」を「受けていた給料の月額(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号)第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては、その額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)」と読み替えて改正前の規則第二十八条の三及び第二十八条の四の規定を適用したときに得られる特地勤務手当に準ずる手当の月額)に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(当該額に一元未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

一 施行日から平成二十三年三月三十一日まで 百分の百

二 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで 百分の五十

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則(平成二十一年人委規則第五号)

この規則は、平成二十一年三月二十七日から施行する。

附 則(平成二十一年人委規則第七号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二十一年人委規則第九号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年人委規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年人委規則第一八号）

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

附 則（平成二一年人委規則第二〇号）

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則（平成二二年人委規則第二号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第三十三条の六第四項第二号の改正規定（「第七号」を「第八号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年人委規則第九号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第三十一条の規定は、平成二十二年四月一日以後の勤務に係る超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の支給について適用し、同年三月三十一日以前の勤務に係る超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の支給については、なお従前の例による。

3 平成二十二年六月に支給する勤勉手当に係る第三十三条の六第三項の期間の算定に関しては、改正後の規則第三十三条の六第四項の規定は、同年四月一日以後の期間について適用し、同年三月三十一日以前の期間については、なお従前の例による。

4 改正後の規則第四十条の四の規定は、平成二十二年四月一日以後の勤務に係る農林漁業普及指導手当の支給について適用し、同年三月三十一日以前の勤務に係る農林漁業普及指導手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成二二年人委規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

附 則（平成二二年人委規則第一五号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日から引き続き特地勤務手当又は特地勤務手当に準ずる手当の支給を受ける職員のうち職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福島県条例第五十九号)附則第七項から第九項までの規定による給料の支給を受ける職員に対する改正後の職員の給与の支給に関する規則附則第六項の規定の適用については、同項の表第二十八条第三項の項中「を減じた額及び当該」とあるのは「及び当該定める日に受けていた職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福島県条例第五十九号)附則第七項から第九項までの規定による給料に百分の〇・九を乗じて得た額の合計額を減じた額並びに当該」と、同表第二十八条第四項第四号の項中「を減じた額」とあるのは「及びその場合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福島県条例第五十九号)附則第七項から第九項までの規定による給料に百分の〇・九を乗じて得た額の合計額を減じた額」と、同表第二十八条第五項第一号の項中「を減じた額及び当該」とあるのは「及び当該定める日に受けていた職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福島県条例第五十九号)附則第七項から第九項までの規定による給料に百分の〇・九を乗じて得た額を当該定める日における育児短時間算出率で除して得た額の合計額を減じた額並びに当該」と、「を減じた額並びに」とあるのは「及び当該定める日に受けていた職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福島県条例第五十九号)附則第七項から第九項までの規定による給料に百分の〇・九を乗じて得た額を当該定める日における育児短時間算出率で除して得た額の合計額を減じた額並びに」と、同表第二十八条第五項第二号の項中「を減じた額に育児短時間算出率を乗じて得た額及び」とあるのは「及び当該定める日に受けていた職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福島県条例第五十九号)附則第七項から第九項までの規定による給料に百分の〇・九を乗じて得た額の合計額を減じた額に育児短時間算出率を乗じて得た額並びに」と、「を減じた額に育児短時間算出率を乗じて得た額並びに」とあるのは「及びその場合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福島県条例第五十九号)附則第七項から第九項までの規定による給料に百分の〇・九を乗じて得た額の合計額を減じた額に育児短時間算出率を乗じて得た額並びに」と、同表第二十八条第五項第三号の項中「を減じた額を」とあるのは「及び当該定める日に受けていた職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福島県条例第五十九号)附則第七項から第九項までの規定による給料に百分の〇・九を乗じて得た額の合計額を減じた額を」と、同表第二十八条の三第二項の項中「を減じた額及び当該」とあるのは「及び当該異動又は公署の移転の日に受けていた職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福島県条

例第五十九号) 附則第七項から第九項までの規定による給料に百分の〇・九を乗じて得た額の合計額を減じた額並びに当該」と、同表第二十八条の三第三項第二号の項中「を減じた額並びに」とあるのは「及びその場合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福島県条例第五十九号)附則第七項から第九項までの規定による給料に百分の〇・九を乗じて得た額の合計額を減じた額並びに」と、同表第二十八条の三第四項第一号の項中「を減じた額及び当該」とあるのは「及び当該異動又は公署の移転の日に受けていた職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福島県条例第五十九号)附則第七項から第九項までの規定による給料に百分の〇・九を乗じて得た額を当該異動又は公署の移転の日における育児短時間算出率で除して得た額の合計額を減じた額を当該」と、「を減じた額並びに」とあるのは「及び当該異動又は公署の移転の日に受けていた職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福島県条例第五十九号)附則第七項から第九項までの規定による給料に百分の〇・九を乗じて得た額を当該異動又は公署の移転の日における育児短時間算出率で除して得た額の合計額を減じた額並びに」と、同表第二十八条の三第四項第二号の項中「)を減じた額に」とあるのは「)及び当該異動又は公署の移転の日に受けていた職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福島県条例第五十九号)附則第七項から第九項までの規定による給料に百分の〇・九を乗じて得た額の合計額を減じた額に」と、同表第二十八条の三第四項第三号の項中「を減じた額を当該」とあるのは「及び当該異動又は公署の移転の日に受けていた職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福島県条例第五十九号)附則第七項から第九項までの規定による給料に百分の〇・九を乗じて得た額の合計額を減じた額を当該」とする。

附 則 (平成二二年人委規則第一八号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。
(平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に関する読替え)
- 2 平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に対する改正後の職員の給与の支給に関する規則附則第六項の規定の適用については、同項中「五十五歳に達した日後における最初の四月一日(」とあるのは「平成二十三年一月一日(」と、「五十五歳に達した日後における最初の四月一日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則 (平成二三年人委規則第三号)

この規則は、平成二十三年三月十八日から施行する。

附 則（平成二三年人委規則第七号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行し、改正後の別表第一の規定は、同年三月十八日から適用する。

附 則（平成二三年人委規則第一二号）

この規則は、平成二十三年五月十六日から施行する。

附 則（平成二三年人委規則第一四号）

この規則は、平成二十三年六月一日から施行する。

附 則（平成二三年人委規則第一五号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成二十三年六月一日から適用する。

附 則（平成二三年人委規則第一九号）

この規則は、平成二十三年十月十三日から施行する。

附 則（平成二三年人委規則第二二号）

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

附 則（平成二三年人委規則第二三号）

この規則は、平成二十四年一月一日から施行する。ただし、第一条中附則に四項を加える改正規定は平成二十三年十二月二十八日から、第一条中第二十一条の五の改正規定は平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年人委規則第五号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年人委規則第一二号）

この規則は、平成二十四年六月十五日から施行する。ただし、別表第二知事の事務部局の部出先機関の項の改正規定（保健福祉事務所副部長に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年人委規則第一号）

（施行期日）

第一条 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（特地公署として定められていた公署に勤務する職員の特地勤務手当等の月額等に関する経過措置）

第二条 改正後の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二十八条第一項に定めるもののほか、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日

において職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号。以下「条例」という。）第十一条の二第一項に規定する特地公署（以下単に「特地公署」という。）として定められていた公署のうち福島県農業総合センター畜産研究所沼尻分場は、平成二十八年三月三十一日までの間、特地公署とする。

- 2 福島県農業総合センター畜産研究所沼尻分場に勤務する職員の条例第十一条の二第一項又は第二項の規定による特地勤務手当の月額、改正後の規則第二十八条第二項から第五項まで及び附則第七項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に勤務している職員にあっては特地勤務手当経過措置基礎額に当該公署の同日における級別区分に係る支給割合を乗じて得た額、施行日から平成二十七年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 前項の特地勤務手当経過措置基礎額は、改正後の規則第二十八条第三項各号に定める日（職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成十二年福島県人事委員会規則第一号。以下「十二年一部改正規則」という。）附則第二項の規定により読み替えられる場合にあっては、平成十二年四月一日）に受けていた給料の月額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等（以下この項及び第五項において単に「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であってその日において育児短時間勤務職員等であったものにあつてはその月額をその日における同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項及び第五項において「育児短時間算出率」という。）で除して得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったものにあつてはその月額に育児短時間算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等であったものにあつてはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十八条第一項に規定する短時間勤務職員（以下この項及び第五項において「任期付短時間勤務職員」という。）にあってはその月額をその日における勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項及び第五項において「任期付短時間算出率」という。）で除して得た額に任期付短時間算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額（以下この項

において「当該定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額」という。)の合計額の二分の一に相当する額と施行日の前日に受けていた給料の月額(育児短時間勤務職員等以外の職員であってその日において育児短時間勤務職員等であったものにあつてはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたものにあつてはその月額に育児短時間算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等であったものにあつてはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額、任期付短時間勤務職員にあつてはその月額をその日における任期付短時間算出率で除して得た額に任期付短時間算出率を乗じて得た額)及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額(その額が当該定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額(条例附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員(以下「減額支給対象職員」という。)にあつては、当該額から、現に受ける給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額(現に受ける給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額が、当該減額支給対象職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額(当該減額支給対象職員が、育児短時間勤務職員等である場合にあつては当該最低の号給の給料月額に育児短時間算出率を乗じて得た額、任期付短時間勤務職員である場合にあつては当該最低の号給の給料月額に任期付短時間算出率を乗じて得た額(これらの額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。以下同じ。)に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から当該減額支給対象職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下「減額基礎額」という。))の二分の一に相当する額を減じた額)を合算した額を超えることとなる期間については、当該合算した額)とする。

- 4 福島県農業総合センター畜産研究所沼尻分場に在勤する職員の条例第十一条の三第一項及び第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、改正後の規則第二十八条の四第二項から第四項まで及び第二十八条の五並びに附則第七項の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き当該公署に在勤している職員(施行日の前日に特地勤務手当に準ずる手当の支給を受けていたものに限る。)にあつては当該公署を条例第十一条の三第一項に規定する準特地公署(以下「準特地公署」という。)とみなした場合における改正後の規則第二十八条の四第二項から第四項まで又は第二十八条の五の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に、準ずる手当経過措置基礎額に百分の一(施行日前に条例第十

一条の三第一項に規定する公署を異にする異動の日（以下単に「異動の日」という。）から起算して四年に達した場合及び施行日から平成二十八年三月三十一日までの期間内に異動の日から起算して四年に達した場合におけるその四年に達した日後については、零）を乗じて得た額に施行日から平成二十七年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額（減額支給対象職員にあっては、当該合計額から減額基礎額を減じた額）に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とする。

- 5 前項の準ずる手当経過措置基礎額は、改正後の規則第二十八条の四第二項（同条第三項及び第四項において読み替えられる場合を含む。）又は第二十八条の五第二項に規定する日に受けていた給料の月額（育児短時間勤務職員等以外の職員であってその日において育児短時間勤務職員等であったものにあつてはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったものにあつてはその月額に育児短時間算出率を乗じて得た額、育児短時間勤務職員等であつてその日において育児短時間勤務職員等であったものにあつてはその月額をその日における育児短時間算出率で除して得た額に育児短時間算出率を乗じて得た額、任期付短時間勤務職員にあってはその月額をその日における任期付短時間算出率で除して得た額に任期付短時間算出率を乗じて得た額）及び扶養手当の月額合計額（その額が当該職員の現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額（減額支給対象職員にあっては、当該合計額から減額基礎額を減じた額）を超えることとなる期間については、当該合計額）とする。

（特定特地公署に該当することとなった公署に勤務する職員の特地勤務手当等の月額に関する経過措置）

第三条 施行日の前日において特地公署とされていた公署のうち、施行日に改正後の規則第二十八条の二第一号に掲げる公署（以下この条において「特定特地公署」という。）に該当することとなった福島県須賀川警察署湯本駐在所及び福島県喜多方警察署奥川駐在所に勤務する職員の条例第十一条の二第一項及び第二項の規定による特地勤務手当（毎年十一月一日から翌年三月三十一日までの期間（以下「冬期」という。）以外の期間に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則第二十八条第二項から第五項まで及び附則第七項の規定にかかわらず、平成二十七年十月三十一日までの間（その期間内に当該公署が特

定特地公署に該当しないこととなった場合にあつては、その該当しないこととなった日の前日までの間)、平成二十五年三月一日から引き続き当該公署に勤務している職員にあつては前条第二項の特地勤務手当経過措置基礎額に当該公署の同日における級別区分に係る支給割合を乗じて得た額に、施行日から平成二十五年十月三十一日までの間及び平成二十六年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の百を、平成二十七年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の五十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 前項の規定の適用を受ける職員については、施行日から平成二十七年十月三十一日までの間は、改正後の規則第二十八条の二の規定は、適用しない。

3 福島県須賀川警察署湯本駐在所及び福島県喜多方警察署奥川駐在所に在勤する職員の条例第十一条の三第一項及び第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当(冬期以外の期間に支給するものに限る。)の月額を、改正後の規則第二十八条の四第二項から第四項まで及び第二十八条の五並びに附則第七項の規定にかかわらず、平成二十七年十月三十一日までの間(その期間内に当該公署が特定特地公署に該当しないこととなった場合にあつてはその該当しないこととなった日の前日までの間、改正後の規則第二十八条の四第五項第一号に掲げる公署に該当することとなった場合にあつてはその該当することとなった日の前日までの間)、改正後の規則第二十八条の四第二項から第四項まで又は第二十八条の五の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に、平成二十五年三月一日から引き続き当該公署に在勤している職員(同日に特地勤務手当に準ずる手当の支給を受けていたものに限る。)にあつては前条第四項の準ずる手当経過措置基礎額に百分の一(施行日前に異動の日から起算して四年に達した場合及び施行日から平成二十七年十月三十一日までの期間内に異動の日から起算して四年に達した場合におけるその四年に達した日後については、零)を乗じて得た額に施行日から平成二十五年十月三十一日までの間及び平成二十六年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の百を、平成二十七年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の五十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算して得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額(減額支給対象職員にあつては、当該合計額から減額基礎額を減じた額)に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))とする。

(級別区分が下位となった特地公署に勤務する職員の特地勤務手当等の月額に関する経過措置)

第四条 福島県会津坂下警察署昭和駐在所に勤務する職員の条例第十一条の二第一項及び第二項の規定による特地勤務手当（冬期以外の期間に支給するものに限る。）の月額、改正後の規則第二十八条第二項から第五項まで及び附則第七項の規定にかかわらず、平成二十七年十月三十一日までの間（その期間内に当該公署が級別区分の異なる特地公署に該当することとなった場合（当該公署が毎年十一月一日に二級地に該当することとなる場合及び毎年四月一日に一級地に該当することとなる場合を除く。）又は特地公署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当し、又は該当しないこととなった日の前日までの間）、改正後の規則第二十八条第二項から第五項まで（十二年一部改正規則附則第二項の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定による特地勤務手当の月額に、平成二十五年三月一日から引き続き当該公署に勤務している職員にあっては附則第二条第二項の特地勤務手当経過措置基礎額に当該公署の同日における級別区分に係る支給割合から施行日における級別区分に係る支給割合を減じた割合を乗じて得た額に施行日から平成二十五年十月三十一日までの間及び平成二十六年四月一日から同年十月三十一日までの間にあっては百分の百を、平成二十七年四月一日から同年十月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額（減額支給対象職員にあっては、当該合計額から減額基礎額を減じた額）に百分の二十五を乗じて得た額を超えるときは、当該額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とする。

（規則第二十八条の四第五項第二号に掲げる公署に該当することとなった公署に在勤する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額に関する経過措置）

第五条 改正後の規則第二十八条の四第五項第二号に掲げる公署に該当することとなった福島県宮下土木事務所並びに福島県会津坂下警察署西山駐在所及び福島県会津坂下警察署三島駐在所（以下この条において「西山駐在所等」という。）及び改正後の規則第二十八条の三に規定する現場事務所のうち人事委員会が定めるものに在勤する職員の条例第十一条の三第一項又は第二項の規定による特地勤務手当に準ずる手当（冬期以外の期間に支給するものに限る。）の月額は、改正後の規則第二十八条の四第二項から第四項まで及び第二十八条の五並びに附則第七項の規定にかかわらず、平成二十七年十月三十一日までの間（その期間内に当該公署が改正後の規則第二十八条の四第五項第二号に掲げる公署に該当しないこととなった場合にあっては、その該当しないこととなった日の前日までの間）、施行日の前日（、西山駐在所等にあつては、平成二十五年三月一日）から引き続き

当該公署に在勤している職員（施行日の前日（西山駐在所等にあつては、平成二十五年三月一日）に特地勤務手当に準ずる手当の支給を受けていたものに限る。）にあつては附則第二条第四項の準ずる手当経過措置基礎額に百分の四（施行日前に異動の日から起算して五年に達した場合及び施行日から平成二十七年十月三十一日までの期間内に異動の日から起算して五年に達した場合におけるその五年に達した日後については、百分の二）を乗じて得た額に、施行日から平成二十五年十月三十一日までの間及び平成二十六年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の百を、平成二十七年四月一日から同年十月三十一日までの間にあつては百分の五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける職員については、施行日から平成二十七年十月三十一日までの間は、改正後の規則第二十八条の四第五項及び第二十八条の五第三項の規定は、適用しない。

附 則（平成二五年人委規則第六号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表第二警察の部警察本部の項の改正規定は、同年三月二十六日から施行する。

附 則（平成二五年人委規則第一七号）

この規則は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則（平成二五年人委規則第一八号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、別表第七の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年人委規則第二号）

この規則は、平成二十六年三月二十七日から施行する。ただし、別表第二知事の事務部局の部本庁機関の項の改正規定、同表警察の部警察本部の項の改正規定（「検視官」を「
検視官
資料鑑識官
」に改める部分に限る。）及び同部警察署の項の改正規定は、同年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年人委規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年人委規則第一三号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一特別支援学校の項の改正規定は、

平成二十七年一月一日から施行する。

- 2 この規則（第三十三条の六の改正規定及び別表第一特別支援学校の項の改正規定を除く。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は平成二十六年四月一日から、この規則（第三十三条の六の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は同年十二月一日からそれぞれ適用する。

（平成二十六年十二月期に支給する勤勉手当に関する特例）

- 3 職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）第十七条の四第一項の規定に基づいて職員が平成二十六年十二月に支給されることとなる勤勉手当に関するこの規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則第三十三条の六第七項第一号の規定の適用については、同号中「百分の百五十」とあるのは「百分の百六十五」と、「百分の百九十」とあるのは「百分の二百五」とし、同項第二号の規定の適用については、「百分の七十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の九十五」とする。

附 則（平成二七年人委規則第二号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第二警察の部警察本部の項の改正規定は、同年三月二十六日から施行する。

附 則（平成二七年人委規則第四号）

改正 平成二八年三月一一日人委規則第一〇号

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第二の三の改正規定は、公布の日から施行する。

（平成三十年三月三十一日までの間における地域手当の支給割合）

- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十七年福島県条例第十一号。以下「改正条例」という。）附則第七項の規定により読み替えて適用される職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号。以下「給与条例」という。）第九条の三に規定する人事委員会規則で定める割合は、百分の十六とする。

（平二八人委規則一〇・一部改正）

（平成三十年三月三十一日までの間における単身赴任手当の額）

- 3 改正条例附則第七項の規定により読み替えて適用される給与条例第十条の二第二項に規定する人事委員会規則で定める額は、三万円とする。

（平二八人委規則一〇・一部改正）

(寒冷地手当に関する経過措置)

- 4 この項及び次項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 旧寒冷地等在勤等職員 改正条例附則第八項第一号に規定する旧寒冷地等在勤等職員をいう。
 - 二 新寒冷地等在勤等職員 改正条例附則第八項第二号に規定する新寒冷地等在勤等職員をいう。
 - 三 特定旧寒冷地等在勤等職員 改正条例附則第八項第三号に規定する特定旧寒冷地等在勤等職員をいう。
 - 四 基準日 給与条例第十八条に規定する基準日(その属する月が平成三十年三月までのものに限る。)をいう。
- 5 基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、平成二十七年三月三十一日において旧寒冷地等在勤等職員であった者であって、平成二十七年四月一日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であったもの(改正条例附則第九項及び第十項の規定により寒冷地手当を支給される職員を除く。)に対しては、その旧寒冷地等在勤等職員又は新寒冷地等在勤等職員であった期間を特定旧寒冷地等在勤等職員として勤務していたものとみなして、改正条例附則第九項及び第十項の規定を適用したとしたならば算出される額の寒冷地手当を支給すること。

附 則 (平成二七年人委規則第一八号)

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二八年人委規則第三号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年人委規則第六号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の五の改正規定、第二十七条の四の改正規定及び別表第三の改正規定(2項職員の欄に係る部分に限る。)は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則(別表第一の二の改正規定、別表第三の改正規定(2項職員の欄に係る部分を除く。)及び別表第四の改正規定に限る。)による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は平成二十七年四月一日から、この規則(第三十三条の六の改正規定に限る。)による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は同年十二月一日からそれぞれ適

用する。

(平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの地域手当の支給割合)

- 3 職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号。以下「給与条例」という。)
- 第九条の二第二項の規定に基づいて職員が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に支給されることとなる地域手当に関する改正後の職員の給与の支給に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第四の規定の適用については、同表東京都のうち特別区の項中「百分の二十」とあるのは「百分の十八・五」と、同表大阪府のうち大阪市の項中「百分の十六」とあるのは「百分の十五・五」と、同表愛知県のうち名古屋市の項中「百分の十五」とあるのは「百分の十四」とする。

(平成二十七年十二月期に支給する勤勉手当に関する特例)

- 4 給与条例第十七条の四第一項の規定に基づいて職員が平成二十七年十二月に支給されることとなる勤勉手当に関する改正後の規則第三十三条の六第七項第一号の規定の適用については、同号中「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の二百」とあるのは「百分の二百十」とし、同項第二号の規定の適用については、「百分の七十五」とあるのは「百分の八十」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の百」とする。

附 則(平成二八年人委規則第一〇号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(以下「改正後の改正規則」という。)附則第二項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

(平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの地域手当の支給割合)

- 2 改正後の改正規則附則第二項の規定に基づいて職員が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に支給されることとなる地域手当に関する改正後の改正規則附則第二項の規定の適用については、同項中「百分の十六」とあるのは、「百分の十五・五」とする。

附 則(平成二八年人委規則第一二号)

この規則は、平成二十八年三月二十二日から施行する。

附 則(平成二八年人委規則第二二号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第二警察の部警察本部の項の改正規定(施設装備室長に係る部分に限る。)は公布の日から、別表第五の改正規定は

平成二十八年三月二十八日から施行する。

附 則（平成二八年人委規則第三六号）

この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。ただし、別表第二知事の事務部局の部出先機関の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年人委規則第四二号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十三条の六第四項の改正規定は平成二十九年一月一日から、第十四条の次に一条を加える改正規定、第十五条の次に一条を加える改正規定及び第二十一条の五の改正規定は同年四月一日から施行する。
- 2 この規則（別表第一の二の改正規定及び別表第三の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は平成二十八年四月一日から、この規則（第三十三条の六第七項の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は同年十二月一日からそれぞれ適用する。

（行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員）

- 3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年福島県条例第八十五号。以下「改正条例」という。）附則第五項第三号の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例（昭和三十六年福島県条例第九号。以下「条例」という。）第八条第三項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの

二 医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの

（改正条例附則第五項の規定が適用される間の読替え）

- 4 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第十四条及び第十八条の四第二号中「条例第九条第一項」とあるのは、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年福島県条例第八十五号）附則第五項の規定により読み替えられた条例第九条第一項」とする。

（平成二十八年十二月期に支給する勤勉手当に関する特例）

- 5 条例第十七条の四第一項の規定に基づいて職員が平成二十八年十二月に支給されることとなる勤勉手当に関するこの規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則第三十三条の六第七項第一号の規定の適用については、同号中「百分の百七十」とあるのは「百分の百八十」と、「百分の二百十」とあるのは「百分の二百二十」とし、同項第二号の規定の適用については、「百分の八十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百」とあ

るのは「百分の百五」とする。

附 則（平成二九年人委規則第一〇号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年人委規則第二二号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の五及び第三十三条の六第七項の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この規則（別表第一の二の改正規定及び別表第三の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

（平成二十九年十二月期に支給する勤勉手当に関する特例）

3 条例第十七条の四第一項の規定に基づいて職員が平成二十九年十二月に支給されることとなる勤勉手当に関するこの規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則第三十三条の六第七項第一号の規定の適用については、同号中「百分の百七十」とあるのは「百分の百九十」と、「百分の二百十」とあるのは「百分の二百三十」とし、同項第二号の規定の適用については、「百分の八十」とあるのは「百分の九十」と、「百分の百」とあるのは「百分の百十」とする。

附 則（平成三〇年人委規則第七号）

この規則は、平成三十年三月二十六日から施行する。ただし、別表第五の改正規定（福島県山口土木事務所の項に係る部分に限る。）は同年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年人委規則第一五号）

（施行期日等）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この規則（別表第八の三の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成二十八年十一月一日から適用する。

附 則（平成三〇年人委規則第一九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

附 則（平成三〇年人委規則第二三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年人委規則第二五号）

この規則は、平成三十年七月一日から施行する。

附 則（平成三〇年人委規則第三〇号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の五及び第三十三条の六第七項の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則（別表第一の二の改正規定及び別表第三の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は平成三十年四月一日から、次項の規定は同年十二月一日からそれぞれ適用する。

（平成三十年十二月月に支給する勤勉手当に関する特例）

- 3 条例第十七条の四第一項の規定に基づいて職員が平成三十年十二月月に支給されることとなる勤勉手当に関する職員の給与の支給に関する規則第三十三条の六第七項第一号の規定の適用については、同号中「百分の百八十」とあるのは「百分の百九十」と、「百分の二百二十」とあるのは「百分の二百三十」とし、同項第二号の規定の適用については、「百分の八十五」とあるのは「百分の九十五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の百十五」とする。

附 則（平成三一年人委規則第三号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年人委規則第一〇号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年人委規則第六号）

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

附 則（令和元年人委規則第七号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の六第一項、第二十一条の七第三項第一号及び第二号並びに第二十二条の二第二項第一号及び第二号の改正規定並びに第三十三条の六第七項の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則（別表第一の二の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は平成三十一年四月一日から、次項の規定は令和元年十二月一日からそれぞれ適用する。

（令和元年十二月月に支給する勤勉手当に関する特例）

- 3 条例第十七条の四第一項の規定に基づいて職員が令和元年十二月月に支給されることとなる勤勉手当に関する職員の給与の支給に関する規則第三十三条の六第七項第一号の規

定の適用については、同号中「百分の百八十五」とあるのは「百分の百九十五」と、「百分の二百二十五」とあるのは「百分の二百三十五」とし、同項第二号の規定の適用については、「百分の九十」とあるのは「百分の百」と、「百分の百十」とあるのは「百分の百二十」とする。

附 則（令和二年人委規則第九号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年人委規則第一四号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。

（支給単位期間に係る経過措置）

- 2 この規則の適用日前に月の中途において休職にされ、職員の給与の支給に関する規則（以下「規則」という。）第七条第一項第二号の専従許可を受け、外国の地方公共機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年福島県条例第八号）第二条第一項若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年福島県条例第七十七号）第二条第一項の規定により派遣され、停職にされ、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条の規定により育児休業をし、規則第七条第一項第六号の大学院修学休業をし、同項第七号の自己啓発等休業をし、又は同項第八号の配偶者同行休業をした職員の規則第二十一条第一項第一号の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

附 則（令和三年人委規則第六号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年人委規則第七号）

この規則は、令和三年四月二十八日から施行する。

附 則（令和三年人委規則第一二号）

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

附 則（令和四年人委規則第七号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年人委規則第一二号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、令和四年四月一日から適用する。

附 則（令和四年人委規則第一四号）

この規則は、令和四年八月一日から施行する。

附 則（令和四年人委規則第一九号）

この規則は、令和四年十月一日から施行する。